

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年5月31日
【計算期間】	第3期（自 平成26年12月1日 至 平成27年11月30日）
【ファンド名】	メロン・オフショア・ファンズ - 世界スマート債券ファンド (Mellon Offshore Funds - Global Smart Allocation Bond Fund)
【発行者名】	B N Y Mellon ・ インターナショナル ・ マネジメント ・ リミテッド (BNY Mellon International Management Limited)
【代表者の役職氏名】	取締役 スコット・レノン (Scott Lennon, Director)
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、KY1 - 9008、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、 ホスピタル・ロード27、ケイマン・コーポレート・センター、 ウォーカーズ・コーポレート・リミテッド気付 (c/o Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三 浦 健 同 廣 本 文 晴
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三 浦 健 同 廣 本 文 晴 同 飯 村 尚 久 同 青 山 正 幸
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注1）米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、平成28年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信
売買相場の仲値（1米ドル＝112.68円）によります。以下、米ドルの円金額表示はすべてこれによります。

（注2）メロン・オフショア・ファンズ - 世界スマート債券ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、
ファンド受益証券は、円建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り日本円をもって行います。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。したがって、合計の数字が
一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の
上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあ
ります。

（注4）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ということもあります。）とは、12月1日に始まり翌年11月30日に終了する1
年を指します。ただし第1会計年度は、円投資型1306受益証券については平成25年6月21日から平成25年11月30日まで、
円投資型1310受益証券については平成25年10月31日から平成25年11月30日までの期間を指します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

メロン・オフショア・ファンズ - 世界スマート債券ファンド（Mellon Offshore Funds - Global Smart Allocation Bond Fund）（以下「ファンド」といいます。）は、アンブレラ・ファンドであるメロン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストです。なお、アンブレラ・ファンドとは、その下で一または複数の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みのものを指します。異なるシリーズ・トラスト間の乗換えはできません。ファンドは、現在、円投資型1306受益証券、円投資型1310受益証券、ファンド・オブ・ファンズ専用クラス受益証券（以下それぞれ「円投資型1409受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）」、「円投資型1411受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）」、「円投資型1502受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）」、「円投資型1503受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）」、「円投資型1506受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）」、「円投資型1508受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）」ならびに「円投資型1511受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）」といい、以下あわせて「ファンド・オブ・ファンズ専用円投資型受益証券」ということがあります。）および米ドル受益証券の10クラスで構成されています。

信託金の限度額は、定められていません。

ファンドは、米ドル建てです。日本円で受領された申込金は、米ドルに転換され、ファンドの投資ポートフォリオは、副投資運用会社によって、米ドル建てで運用されます。

円投資型受益証券は、円建てです。

トラストは、2003年10月14日に受託会社と管理会社との間で締結された基本信託証書（その後、変更されています。）により、ケイマン諸島法に基づき設定された、オープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストで、別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストがトラストの勘定の中に設定および設立され、各シリーズ・トラストに、当該シリーズ・トラストに帰属する資産および負債が充当されます。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々のクラスの受益証券が発行されます。

ファンドの投資目的は、債券（その派生商品を含みます。）の分散されたポートフォリオに対する投資を通じて、安定した収益の獲得および長期的な資産の成長を追求することです。ポートフォリオには、先進国市場および新興国市場の米ドル建てまたは米ドル以外の通貨建ての投資適格および非投資適格の債券が含まれます。

（２）【ファンドの沿革】

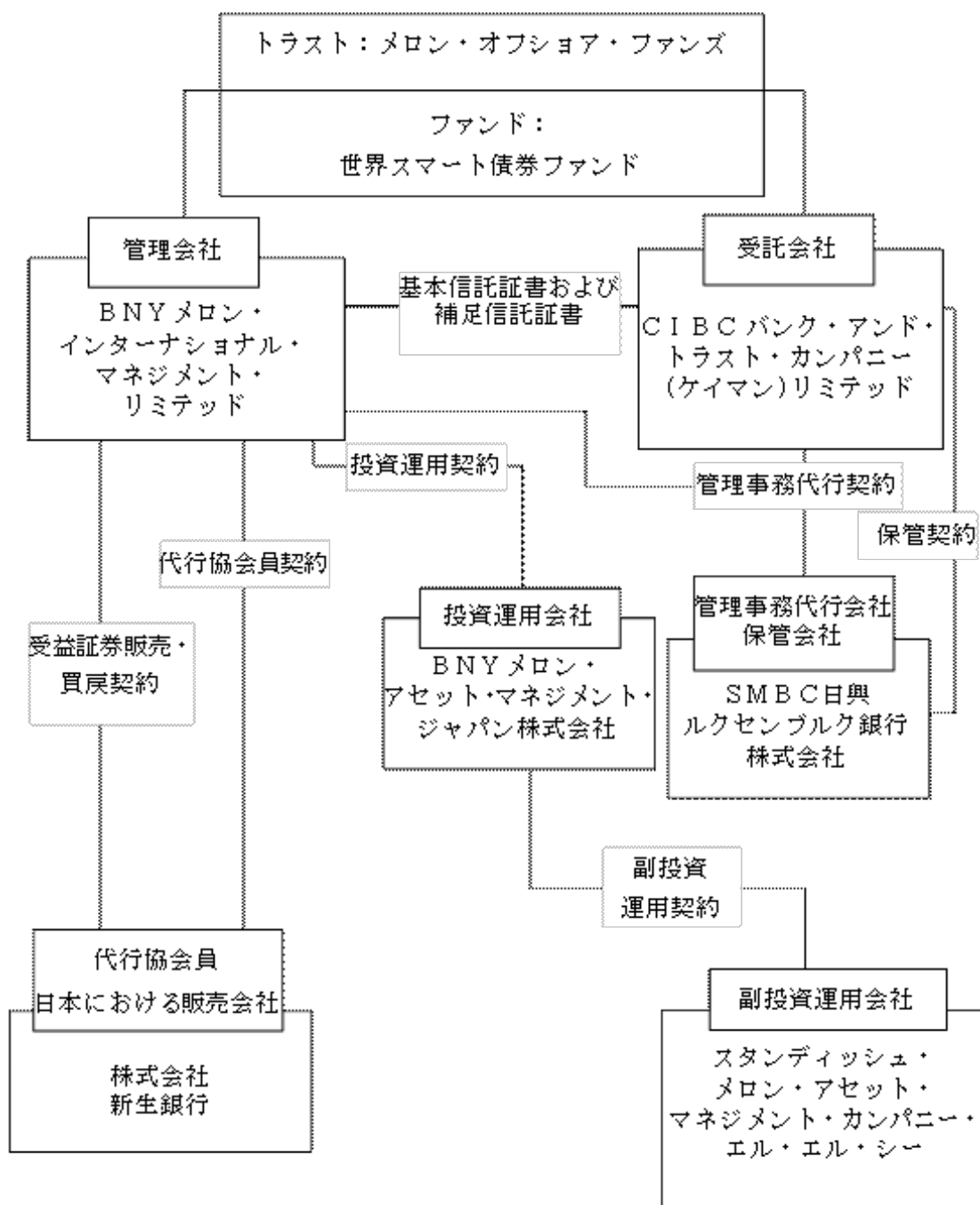
1979年12月21日	管理会社の設立
2003年10月14日	基本信託証書締結
2004年 6 月30日	基本信託証書を変更する補足信託証書締結
2013年 3 月26日	ファンドに係る補足信託証書締結
2013年 4 月22日	日本における円投資型1306受益証券の申込開始
2013年 6 月21日	円投資型1306受益証券の運用開始（設定日）
2013年 9 月 2 日	日本における円投資型1310受益証券の申込開始
2013年10月31日	円投資型1310受益証券の運用開始（設定日）
2014年 9 月 1 日	補足信託証書締結

2015年4月15日 補足信託証書締結

2016年5月31日 補足信託証書締結

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	管理会社	信託証書（以下に定義されます。）を受託会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド受益証券の発行、買戻しならびにファンドの終了について規定しています。

C I B C バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド	受託会社	信託証書（以下に定義されます。）を管理会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド受益証券の発行、買戻しならびにファンドの終了について規定しています。
S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社	管理事務代行会社 保管会社	2013年3月26日に管理会社および受託会社との間で、2006年3月30日付管理事務代行契約に係る変更契約を締結することにより管理事務代行契約（注 ¹ ）を締結。ファンドの管理事務代行業務について規定しています。また、2013年3月26日に受託会社との間で、2006年3月30日付保管契約に係る変更契約を締結することにより保管契約（注 ² ）を締結。ファンドに対する保管業務の提供について規定しています。
B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社	投資運用会社	2013年4月1日に管理会社との間で投資運用契約（注 ³ ）を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務の提供について規定しています。
スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー	副投資運用会社	2013年6月21日に投資運用会社との間で、副投資運用契約（注 ⁴ ）を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する副投資運用業務の提供について規定しています。
株式会社新生銀行	代行協会員 日本における 販売会社	2013年3月28日付で管理会社との間で代行協会員契約（注 ⁵ ）（改訂済）を締結し、管理会社との間で、2013年3月28日付で円投資型1306受益証券に関して、また2013年8月14日付で円投資型1310受益証券に関する受益証券販売・買戻契約（注 ⁶ ）（その後の変更を含みます。）を締結。代行協会員業務および円投資型1306受益証券ならびに円投資型1310受益証券の販売・買戻しの取扱業務についてそれぞれ規定しています。

- （注１）管理事務代行契約とは、管理会社および受託会社によって選任された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務をファンドに提供することを約する契約です。
- （注２）保管契約とは、受託会社によって選任された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。
- （注３）投資運用契約とは、管理会社によって選任された投資運用会社が、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務を提供することを約する契約です。
- （注４）副投資運用契約とは、副投資運用会社が、投資運用会社に対し、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務につき再委託を受けて、かかる再委託に基づく業務を提供することを約する契約です。
- （注５）代行協会員契約とは、管理会社によって選任された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する目論見書の販売会社に対する送付、受益証券１口当たり純資産価格の公表および決算報告書その他の書類の販売会社への送付等代行協会員業務を提供することを約する契約です。
- （注６）各受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって選任された販売会社が、円投資型1306受益証券および円投資型1310受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた円投資型1306受益証券および円投資型1310受益証券を日本の法令・規則および投資信託説明書（目論見書）に準拠して販売することをそれぞれ約する契約です。

管理会社の概況

（ ）設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社です。

（ ）事業の目的

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるその他の業務を営むことを含みます。

（ ）資本金の額

2015年６月末日現在の資本金の額は、246,310円（注）で、全額払込済です。

管理会社の授權株式総数は、普通株式450,000株および償還可能優先株式450,000株で、発行済株式数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株です。なお、管理会社の純資産の額は、2015年６月末日現在、約65億円です。

定款およびケイマン諸島会社法（2013年改訂）に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限については制限がありません。

（ ）会社の沿革

1979年12月21日 設立

2008年10月１日 社名を「メロン・インターナショナル・インベストメント・コーポレーション」から「B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド」に変更

（ ）大株主の状況

（2015年12月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
メロン・オーバースーズ・インベストメント・コーポレーション	アメリカ合衆国 19711 デラウェア州、ニューアーク、 ホワイト・クレイ・センター・ドライブ 100番102号	2,000株（注）	100%

（注）内訳は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株です。

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

トラストは、2003年10月14日に受託会社と管理会社の間で締結された基本信託証書（2004年６月30日付補足信託証書により改訂済）（以下「基本信託証書」といいます。）により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ・ユニット・トラストです。トラストは、アンブレラ・ユニット・トラストとして設立さ

れています。別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストがトラストの勘定の中に設定および設立され、各シリーズ・トラストに、当該シリーズ・トラストに帰属する資産および負債が充当されます。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々のクラスの受益証券が発行されます。受託会社および管理会社は、基本信託証書および2013年3月26日にファンドに関して受託会社と管理会社の間で締結された補足信託証書（改訂済）（以下「補足信託証書」といいます。）（以下、基本信託証書と併せて「信託証書」といいます。）に基づきファンドをシリーズ・トラストとして設定および設立しています。

信託証書はケイマン諸島法に準拠します。ファンドの受益証券の保有者（以下「受益者」といいます。）は信託証書の条項に規定される便益を享受する権利を有し、当該条項に拘束され、当該条項の内容を認識しているものとみなされます。

準拠法の名称

トラストには、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）（以下「信託法」といいます。）が適用されます。トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）の規制も受けます。

準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国における信託法および信託に関する判例法のほとんどの部分を採用しています。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は一般的に保管者としてこれを保持します。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負います。その職務、義務および責任の詳細は、信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、また、免税信託としてケイマン諸島に登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除きます。）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、場合により、無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「（6）監督官庁の概要」の記載をご参照ください。

一般投資家向け投資信託（日本）規則

リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（2007年改訂）（リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（2012年改訂）により改訂済。）（以下、総称して「ジャパン・レギュレーション」といいます。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。

ジャパン・レギュレーションは、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）への投資信託免許の申請を義務づけています。かかる投資信託免許の交付にはCIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はジャパン・レギュレーションに従って事業を行わねばなりません。

ジャパン・レギュレーションは、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方

法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含みます。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけています。

ジャパン・レギュレーションは、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAにより認可された管理事務代行会社を任命し、保有することを義務づけています。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができません。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」といいます。）の別表3に定められた国もしくは地域またはCIMAにより認可されたその他の法域において規制されている資産保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、資産保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、1か月前までに書面で通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、上記別表3に定められた国もしくは地域またはCIMAにより認可されたその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければなりません。投資顧問会社を変更する場合、CIMA、投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければなりません。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければなりません。運営者は、かかる変更が行われる場合、CIMAに対し、1か月前までに書面で通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから6か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成し、投資者に交付しなければなりません。中間財務諸表は、一般投資家向け投資信託の目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければなりません。

（５）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（a）CIMAへの開示

トラストの出資者持分に関して英文目論見書が発行されなければならない、かかる英文目論見書には、出資者持分に関するあらゆる重要な内容が記載され、ミューチュアル・ファンド規則に規定される内容およびトラストに対する潜在的投資者が出資者持分を引受けまたは購入するか否かについて十分な情報を得た上で決定をなすために必要なその他の情報が網羅されていなければなりません。英文目論見書はCIMAに提出されなければなりません。

トラストは、CIMAの承認を受けた監査人をして、自らの財務書類を毎年監査させ、また、トラストの各会計期間に関する監査済みの財務書類を、当該会計期間終了後6か月以内またはCIMAが許可する延長期間内にCIMAに提出しなければなりません。トラストの監査人は、トラストの財務書類を監査する過程において、トラストにつき、以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに直ちにその旨および理由を書面で通知します。

- ・ その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。

- ・ 投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
- ・ 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
- ・ 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。
- ・ ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法（2013年改訂）、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。

一般投資家向け投資信託は、その会計年度の終了後6か月以内または関連する英文目論見書に記載されているそれよりも早い日に、ミューチュアル・ファンド規則に従い作成されたトラストの財務書類の写しが盛込まれている年次報告書を作成しまたは作成させ、かつ、投資者にこれを交付しまたは交付させなければなりません。

2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、C I M Aに提出しなければなりません。C I M Aは当該期間の延長を許可することができます。申告書は、投資信託に関する一般的情報、運用情報および会計情報を含み、C I M Aにより承認された監査人を通じてC I M Aに提出されなければなりません。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負います。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をC I M Aに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負いません。

管理事務代行会社は、（a）トラストの資産の一部または全部が英文目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことまたは（b）受託会社または管理会社が設立文書または英文目論見書に定める規定に従ってトラストの業務または投資活動を実施していないことに気付いた場合、できる限り速やかに（ ）受託会社に書面で報告し、（ ）その書面の写しおよびその書面に適用される証拠をC I M Aに提出しなければなりません。さらに、その書面または相当の概要が受託会社の次回年次報告書および、次回半期または定期報告書の配布が次回年次報告書の前に要求される場合には、その半期または定期報告書に含まれなければなりません。

管理事務代行会社は、（a）トラストの募集または償還もしくは買戻しを中止する場合および（b）トラストを清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をC I M Aに通知しなければなりません。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内に、トラストの事業を記載した報告書をC I M Aに提出するか、またはこれを指示しなければならず、当該報告書にはトラストに関する以下の内容が含まれなければなりません。

- （a）トラストの名称（過去の名称を含みます。）
- （b）投資者により保有される各証券の純資産総額
- （c）前回の報告期間からの純資産総額および各証券の変更比率
- （d）純資産総額
- （e）関連する報告期間における新規申込みの口数および価額
- （f）関連する報告期間における償還または買戻しの口数および価額
- （g）報告期間末日現在の証券の総発行済口数

さらに受託会社は、（a）受託会社が知る限り、トラストの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していることならびに（b）トラストが投資者の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、C I M Aに提出するか、またはこれを指示しなければなりません。

管理事務代行会社を変更する場合、トラストは、変更の1か月前までにその旨を書面でC I M A、投資者およびサービス提供者（管理事務代行会社を除きます。）に通知しなければなりません。

保管会社を変更する場合、トラストは、変更の1か月前までにその旨を書面でC I M A、投資者およびサービス提供者（保管会社を除きます。）に通知しなければなりません。

管理会社を変更する場合、トラストは、変更の1か月前までにその旨を書面でC I M A、投資者およびサービス提供者（保管会社を除きます。）に通知しなければなりません。

（b）受益者に対する開示

監査年次報告書は、ルクセンブルグにおいて一般的に認められる会計基準に従い作成され、一般的に、各会計年度終了後4か月以内に受益者に送付されます。未監査半期報告書は、半期終了時から2か月以内に受益者に送付されます。

受益証券の直近の購入価格および買戻価格は、請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができます。

日本における開示

（a）監督官庁に対する開示

（ ）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）（以下「金融商品取引法」といいます。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付しなければなりません。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各計算期間終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

（ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更等の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書（全体版）および交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

（b）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を日本の知れている受益者に書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実、販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりサブ・ファンドの代行協会員である株式会社新生銀行のホームページにおいて提供されます。

（６）【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託として規制されています。C I M Aは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督および執行の権限を有します。ミューチュアル・ファンド法の下での規制により、所定の詳細および監査済みの財務書類を毎年C I M Aに提出しなければなりません。規制された投資信託として、C I M Aは、いつでも受託会社に、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をC I M Aが特定する一定の期日までにC I M Aに提出するよう指示することができます。C I M Aの要求に従わない場合、受託会社は高額な罰金を課されることがあり、C I M Aは、裁判所にトラストの清算を申し立てることもあります。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、トラストのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合または規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、C I M Aは、一定の措置を取ることができます。C I M Aの権限には、受託会社の交替を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を選任すること、またはトラストの業務監督者を選任すること等が含まれます。C I M Aは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）を行使することができます。

２【投資方針】

（１）【投資方針】

投資目的および投資方針

ファンドの投資目的は、債券（その派生商品を含みます。）の分散されたポートフォリオに対する投資を通じて、安定した収益の獲得および長期的な資産の成長を追求することです。ポートフォリオには、先進国市場および新興国市場の米ドル建てまたは非米ドル建ての投資適格および非投資適格の債券が含まれます。

投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドの勘定で各国政府が直接発行した国債、政府機関債、国際機関債、社債、不動産担保証券（M B S）、資産担保証券（A B S）、商業不動産担保証券（C M B S）、不動産抵当証券担保債券（C M O）、債権担保証券、短期金融商品および派生商品を含む（ただし、これらに限りません。）多様な債券および他の債務証券（これらは、固定利付または変動利付のものであることがあります。）から構成される分散されたポートフォリオに主として投資することにより、かかる投資目的の達成を追求します。

副投資運用会社がファンドの勘定で投資する債券の信用格付は、買付時において、S & PによるC C C格もしくはムーディーズによるC a a 2格またはその他の有力格付機関による同等以上の格付とします。ファンドのポートフォリオの加重平均信用格付は、S & PによるA - 格もしくはムーディーズによるA 3格またはその他の有力格付機関による同等以上の格付とします。

投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドの投資目的を追求するため、次に掲げるものを含む（ただし、これらに限りません。）派生商品を利用することがあります。

（a）国債の取引所上場先物および取引所上場オプション、為替先渡およびスワップ。

（b）為替先渡契約（ノン・デリバブル・フォワード（以下「N D F」といいます。）を含みます。）。

（ｃ）金利スワップ、通貨スワップ、トータル・リターン・スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップを含むスワップ。

また、投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドの勘定で、現金および派生商品取引の現金担保、短期金融商品、定期預金、カストディアン・スウィープ・アカウント、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書、米国財務省短期証券およびその他の現金同等投資対象等の現金同等物に投資することがあります。

投資運用会社は、ファンドのポートフォリオの投資および再投資の運用に関する責任を、副投資運用会社に対して委託しています。

投資運用会社は、随時その裁量において、他のまたは追加の投資顧問または投資運用者を選任することがあります。

投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドの勘定で、集団投資スキーム（ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社により運用される集団投資スキームを含みますが、これに限りません。）への投資を通じて、上記のいずれかの資産クラスに対するエクスポージャーを得ることがあります。

為替取引

米ドル（ファンドの表示通貨）とファンドが投資している非米ドル建て資産の投資対象通貨との間における為替相場の変動に対してファンドが有するエクスポージャーをヘッジするため、副投資運用会社は、為替ヘッジ取引を行います。上述の為替ヘッジ取引に限らず、副投資運用会社は、ファンドにおける追加リターンの獲得を目指して、その絶対の裁量において、限定的な態様で、非米ドル通貨（非米ドル建て投資対象通貨を含みますが、これに限りません。）においてその他の、または追加のロングまたはショートポジションを一定程度採ることがあります。その結果、ファンドは、個別の非米ドル通貨および／または非米ドル通貨全体に対して、ロングまたはショートのネット・ポジションを有することがあります。米ドルに対するファンドのエクスポージャーは、純資産総額を超えることがあります。

前段落に記載する為替取引による為替エクスポージャーを除くほか、管理会社および／またはその委託先は、為替リスクを低減させ（ただし、完全に排除するものではありません。）、日本円（円投資型受益証券の表示通貨）に対する米ドル（ファンドの表示通貨）の下落から円投資型受益証券の価値を保護することを目的として為替ヘッジ取引を行います。管理会社および／またはその委託先は、円投資型受益証券の純資産総額に関して、日本円と米ドルとの間の変動による円投資型受益証券の通貨エクスポージャーをフルヘッジすることを目指しますが、当該エクスポージャーを完全に排除することはできません。このような為替ヘッジ取引が行われる限りにおいて、米ドルが日本円に対して上昇した場合であっても、円投資型受益証券１口当たり純資産価格がこれに対応して上昇することにはならないことに投資者は留意すべきです。また、日本円の金利が米ドルの金利よりも低い場合、この金利差は、円投資型受益証券の受益者にとってヘッジ・コストとなります。日本円の金利が米ドルの金利よりも高い場合、この金利差は、円投資型受益証券の受益者にとってヘッジ収益となります。

管理会社は上記の外国為替取引を一つあるいは複数の手段をもって運営することができます。管理会社は、為替ヘッジに関する機能を（i）為替ヘッジの一部を自社および／またはその委託先で運営すること、（ ）残りの部分の為替ヘッジを事前に取り決められた為替ヘッジに関するパラメータに基づき管理および監視する第三者（以下「為替管理会社」という。）を指名することによって分割して運営することができます。ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンは為替ヘッジ管理契約に基づき為替管理会社に選任されています。当該為替ヘッジ管理契約に従い、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンは当該契約に基づく外国為替取引について裁量権を有するものではありません。

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンは同社が為替管理会社として関わる外国為替取引の（本人として自ら行為する）当事者であり、2015年7月16日まで、引き続き当事者として行為していました。この間、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンが相手方となる外国為替取引に関して、選任された為替ベ

ンチマークレート提供会社（以下「ベンチマーク提供会社」といいます。）が価格を表示する通貨については、管理会社は、ザ・WM・カンパニー・ピー・エル・シー（「ベンチマーク提供会社」）が事前に管理会社が選択した一定の時間にロイター上に公表するスポットレート、あるいは管理会社が選択したその他のベンチマーク提供会社が公表する他のベンチマークレートを、スポット決済されない為替取引については値付けされたフォワード価格、および事前に合意した（スポット・レートに対するベース・ポイントで適用される）為替管理スプレッドにより調整されて値付けられるものと考えていました。その参照レートが公表されない場合、特定の公表時間が過ぎた場合、あるいはベンチマーク提供会社によってそのレートが提供されない場合、他の市場レートに基づくスポットのビッドとアスクのレートが使用されていました。

2015年7月10日以後、為替管理会社は、慣行に従った報酬を請求し、かかる金額はファンドの資産から支払われます。

本書の日付現在、上に述べられた為替取引に関して、管理会社は外国為替ヘッジ取引の相手方が複数になることを想定しています。

（注）投資対象通貨とは、ファンドの投資対象が表示される通貨をいいます。

ファンドの投資目的が達成される保証はありません。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」をご参照ください。

（３）【運用体制】

投資運用会社

管理会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、投資運用契約に基づき、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託しています。

投資運用会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を副投資運用会社に委託しています。

副投資運用会社

投資運用会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーに委託しています。

副投資運用会社は、1933年に設立された米国の運用会社です。2001年にザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの100%子会社として傘下に入り、債券特化型の運用会社としてグループ内で中核的な位置を占めています。

同社は、クレジット債券（社債等）運用の分野で、米国の運用会社の中で、最も長い歴史を持つ運用会社の一つであり、その他にも米国ハイイールド債（1998年運用開始）、米ドル建てエマージング債（1991年運用開始）、現地通貨建てエマージング債（1993年運用開始）など、グローバルかつ幅広い種類の債券運用を行っています。

運用手法は、経済や市場のファンダメンタルズに関する定性的な判断に、定量的な評価を組み合わせたものとなっており、2016年3月末日現在、債券運用のみに特化する約130名の運用プロフェッショナルが在籍して、同社の運用を支えています。

2016年3月末日現在で1,574億米ドル（約18兆円）以上の資産を受託しており、世界各国の機関投資家が主な顧客となっています。

<ボルカー・ルール>

ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（以下「D F A」といいます。）は、2010年7月に米国議会により制定されました。D F Aが定める規定を履行するため、金融規制機関は規則を発議し、採択する必要があります。規則の一つは一般に「ボルカー・ルール」と呼ばれており、

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション（以下「B N Yメロン」ということがあります。）およびファンドのような金融組織に対し、多数の制約を課しています。

2013年12月に、米国連邦金融規制当局のグループが、最終ボルカー・ルールを共同で採択しました。B N Yメロンは、当該ルールを、規制に応じて、一般的に2017年7月21日より前に履行しなければなりません。ただし、2013年12月31日以降に設定された対象ファンド（カバード・ファンド）への投資またはそれとの関係については2015年7月21日までに遵守する必要があります。本項目は、ボルカー・ルールのうち、ファンドと投資者に関係しうる規定につき要約するものです。

ファンド、ファンドの管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、ボルカー・ルールの適用対象です。

ボルカー・ルールにより、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社によるファンドの運営および募集の方法に影響が生じます。また、ボルカー・ルールは、B N Yメロン支配事業体がファンドに投資できる額およびB N Y支配事業体の従業員および取締役のうちファンドに投資できる者について規制しています。

B N Yメロン支配事業体のファンド投資への規制

B N Yメロン支配事業体は、2017年7月21日までに当該事業体の保有持分の合計がファンドの発行済保有持分総額の3%以下となる限度で、シード資本の投資その他の方法で、ファンド内に持分を保有することができます（以下「3%ファンド制限」といいます。）。さらに、B N Yメロン支配事業体全体によるファンドおよびその他のすべてのカバード・ファンドへの投資総額は、B N YメロンのTier1資本の3%を超えることはできません（以下「3%総額制限」といいます。）。現在、B N Yメロン支配事業体は3%ファンド制限に適合しており、B N Yメロン支配事業体が3%総額制限によりファンドの保有持分の売却を要求されることはない想定されています。

B N Yメロン支配事業体の従業員および取締役によるファンドへの投資の制限

ファンドの持分を取得した時点で直接ファンドに対し投資助言または投資サービスを提供している者でない限り、2015年7月21日以降、B N Yメロン支配事業体の取締役および従業員によるファンドの持分の取得を許可しないこととします。したがって、適格でない取締役または従業員による投資はその日までに売却されなければなりません。ただし、2013年12月31日以前に行われた投資についての売却期限は2017年7月になります。

名称の変更

ボルカー・ルールにより、トラストおよびファンドは、会社の目的、マーケティング目的、販売促進目的その他の目的において、B N Yメロン支配事業体（管理会社、投資運用会社および副投資運用会社を含みます。）と同一の名称またはそれを変形させた名称を共有することが禁止されています。このため、トラストは、より広範囲なブランド構築についての決定の一環として、2017年7月21日までに名称の変更が必要とされる場合があります。追加情報は、入手可能となった時に提供される予定です。

一定の取引の禁止

ボルカー・ルールは、ファンドとB N Yメロン支配事業体の間での、ファンドへの貸付、ファンドに対する信用供与、ファンドからの資産の購入およびファンドへの保証または信用状の発行といった一定の「対象取引（カバード取引）」を禁止しています。これにより、ファンドとB N Yメロン支配事業体との間の既存のサービス提供の取決め（ファンドとザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンとの間の為替ヘッジの取決めを含みます。）の変更が必要とされる可能性があります。

保証を行わないことおよびその他の開示

管理会社、投資運用会社および副投資運用会社を含むいかなるB N Yメロン支配事業体も、直接または間接的に、ファンドまたはファンドの投資先である対象ファンド（カバード・ファンド）の債務または運用成果について、保証、引受け、またはその他の約束をすることができません。

ファンドの持分は、米国連邦預金保険公社の保証を受けておらず、いかなる意味においても、B N Yメロン支配事業体の預金または債務にあらず、あるいはその保証も受けていません。

いかなるファンドの損失も、B N Yメロン支配事業体ではなく、投資者が単独で負います。したがって、B N Yメロン支配事業体が負う損失は、当該事業体が、当該ファンドの投資者としての資格において保有するファンドの持分に帰属する損失に限定されます。

投資者は、ファンドに投資する前に、ファンドの開示書類を読む必要があります。

（４）【分配方針】

受託会社またはその委託先は、管理会社の指示により、各分配期間（以下「現分配期間」といいます。）において管理会社が決定した金額を関連する分配支払日に関連するクラス受益証券の各保有者に分配します。分配金は、ファンドの収益、実現／未実現のキャピタル・ゲイン、および管理会社が決定し、関連するクラス受益証券に帰属する分配可能なファンドの資金から支払われます。分配金の額は定期的に見直されます。

現分配期間に関する分配は、現分配期間の終了日である分配基準日の時点で受益者名簿に登録されている受益者に対して行われます。分配金は、関連するクラス受益証券の表示通貨の最小単位になるように端数を切り捨てて支払いが行われます。

各円投資型受益証券に関する分配金額を計算する際、分配金額は、１円未満の端数を切り捨て、円単位まで計算されます。

投資者は、ファンドに関する分配金の支払いが完全に管理会社の裁量に基づくものであり、各分配期間において分配が行われることは保証されていない点、または各クラス受益証券について分配が行われることは保証されていない点に留意する必要があります。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

投資制限

管理会社、投資運用会社または副投資運用会社のいずれも、ファンドに関して次の投資制限に服します。

- （a）会社型の集団投資スキームを含め、いかなる種類の株式も取得することはできません。ただし、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）第2条第4項で定義される「証券投資信託」（株式に投資しないものに限ります。）または投信法第2条第22項に定義される「外国投資信託」のうち証券投資信託に該当するもの（株式に投資しないものに限ります。）については、この限りではありません。
- （b）取引所に上場されておらず、または容易に換金できない投資対象を取得した結果、ファンドが保有するすべての当該投資対象の価値が当該取得直後において、最新の入手可能な純資産総額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得することはできません。ただし、管理会社または投資運用会社または副投資運用会社は、投資対象の評価方法が付属書または英文目論見書に明確に開示されている場合には当該投資対象の取得を制限されないものとします。
- （c）ファンドの純資産の15%を超えて、容易に換金できない、私募形式で販売された有価証券、非上場証券または不動産等の非流動性資産に投資することはできません。ただし、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条（外国投資信託受益証券の選別基準）（適宜改正または代替

されます。)に定める価格の透明性を確保するために適当な措置が講じられている場合はこの限りではありません。この場合の百分率の計算は、管理会社の裁量により、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができます。

(d) ファンドの純資産総額を超える場合、証券の空売りを行うことはできません。

(e) ファンドの資産の価額の50%超が、() 金融商品取引法第2条第1項で定義される「有価証券」(同法第2条第2項により有価証券とみなされる同項各号に掲げられた権利を除きます。)の定義に該当しない資産または() 当該有価証券に関連する金融商品取引法第28条第8項第6号で定義される「デリバティブ」の定義に該当しない資産で構成されることになる場合、当該投資対象を取得または追加取得することはできません。

(f) 自己またはその取締役と取引を行うことはできません。

(g) 後記「借入制限」の項に記載される借入方針に従う場合を除きファンドの勘定で借入れを行うことはできません。

株式、転換社債、ワラント、新株予約権付社債およびその他の株式関連証券に対する投資は禁じられており、無償割当または他の理由によりファンドの勘定で管理会社、投資運用会社または副投資運用会社が当該有価証券を取得した場合、管理会社、投資運用会社または副投資運用会社(いずれか該当する方)は、可能な限り速やかに当該有価証券を売却するための措置を講じます。

上記の投資制限に適用される法律または規則が変更またはその他の方法で差し替えられる場合でかつ適用される法令に違反することなく投資制限を変更することができると管理会社が判断する場合、管理会社は、受託会社と協議した上で、受益者の同意を得ることなく(ただし、当該変更または削除について21日前までに受益者に通知が行われることを条件とします。)、上記のいずれかの投資制限を適宜、変更または削除する権限を有するものとします。

とりわけ、ファンドの投資対象の価額の変動、再編もしくは併合、ファンドの資産からの支払い、受益証券の買戻しまたは管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および/もしくはこれらそれぞれの委託先の合理的な制御の及ばないその他の理由の結果ファンドに適用あるいずれかの制限に違反した場合において、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および/またはこれらそれぞれの委託先は、直ちに投資対象を売却する必要はありません。しかしながら、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および/またはこれらそれぞれの委託先は、違反が識別された後合理的期間内に、ファンドに適用ある制限を遵守するため、受益者の利益を斟酌しつつ合理的に実現可能な手段を講じます。

上記の制限に加えて、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、ファンドの勘定で受益者の利益を損なう取引、またはファンドの資産の適正な運用を害する取引(管理会社、投資運用会社もしくは副投資運用会社または受益者以外の第三者の利益を図るための取引を含みますが、これらに限りません。)を行うことはできません。

借入制限

ファンドの勘定で資金を借り入れることができます。ただし、借入総額は借入れ時の純資産総額の10%を超えないことを条件とします(ただし、ファンドと別の投資信託またはその他の種類の集団的投資スキームとの合併等の特殊な状況においては、一時的に(いかなる場合であっても12か月を超えないものとします。))かかる制限を超過することができます。))。

3【投資リスク】

リスク要因

投資者は、受益証券の価格は上昇する場合もあれば下落する場合もあることを認識しておく必要があります。ファンドへの投資には、大きなリスクが伴います。管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、ファンドの投資目的と投資制限の制約の範囲内で損失の可能性を最小限に抑えられると同社が考える投資戦略を実行する予定ですが、かかる戦略が実行されるという保証、または、実行されたとしても成功

を収めるという保証はできません。受益証券の流通市場が生まれる可能性は低いため、受益者は、買戻しによる方法に限り、保有する受益証券を処分することができます。投資者は、ファンドに対する投資のすべてまたは大部分を失う可能性があります。したがって、各投資者は、ファンドに投資するリスクを負担することができるか否かを慎重に検討する必要があります。リスク要因に関する以下の記述は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではありません。

ファンドに投資するリスクは、以下を含みます。

新興国市場のリスク

ファンドの勘定で、新興国市場の有価証券が買付けられることがあります。新興国市場への投資には、大きなリスクが伴い、投機的と考えるべきです。それらのリスクには、（a）接收、没収課税、国有化ならびに社会的、政治的および経済的な不安定性、不安または不確実性のリスクが大きいこと、（b）現時点において新興国市場の発行体向けの証券市場の規模が小さく、かつ、取引が少ないか、または取引が存在しないため、流動性に欠け、価格および/または市場の変動性が大きいこと、（c）国の政策により、国益に影響すると思われる発行体または産業への投資の制限、および投資元本の本国送金への制限など、投資機会が制限される場合があること、（d）開示、コーポレート・ガバナンス、監査および財務報告書の水準が低いことならびに（e）民間資本による投資または外国資本による投資、私有財産、受託者責任および投資者保護に適用される発達した法的枠組みが存在していないことが含まれます。

債券のリスク

債券は、発行体が債務の元利金を支払うことができないリスク（信用リスク）を伴うほか、金利感応度、発行体の信用力に関する市場における認知および市場全体の流動性等の要因により価格が変動すること（市場リスク）があります。

発行体が適時に元利金を支払うことができない場合（または支払うことができないと思われる場合）、当該債券の価値の評価は困難になります。したがって、このような債券の評価は概算になり、評価者によって異なることがあります。流動性のある取引市場がない債券の場合、その債券の適正価格を決定できないことがあります。

信用格付機関が債券に付与した格付には、債券の市場価格の変動性または流動性の評価が織り込まれていません。債券は、格付が投資時点より下がった場合、必ずしも換金できるとは限りません。

仕組証券もまた、より複雑ではない証券に比べて、より不安定であり、流動性を欠き、かつ正確な価格決定が困難なことがあります。債券の価格は一般的に金利とは逆に変動するため、売買取引の時期によっては売却益または売却損となることがあります。

非投資適格債券

インカムを追求するため、直接的または間接的に非投資適格債券がファンドの勘定で買付けられることがあります。そのため、信用リスクが増大した場合、長期的な資産の成長を追求するという投資目的を達成することができない可能性があります。

非投資適格債券とは、S & PによるB B B格未満もしくはムーディーズによるB a a格未満またはその他の有力格付機関による同等の格付未満の債券をいいます。ファンドの勘定で保有する債券の格付が低ければ低いほど、発行体の財務状況もしくは一般的な経済情勢またはその両方が悪化した場合、または、金利が予想外に上昇した場合、発行体の元利金を支払う能力が損なわれる可能性が高くなります。このような債券には、一般に大きな債務不履行リスクが伴い、当該リスクは、投資対象の元本価値に影響を及ぼすことがあります。

格付機関は、債券の信用力の格付を行う民間業者です。格付機関が付与した格付は、信用力の絶対基準ではなく、市場リスクを評価していません。格付機関は信用格付を適時に変更しないことがあり、発行体の現在の財政状態が、格付が示す状態より好転していることも悪化していることもありえます。副投資運

用会社は、債券の格付が購入時より下がった場合に必ずしも当該債券を売却するものではありません。副投資運用会社は、信用格付のみに依存しておらず、自ら発行体の信用力を分析することがあります。

ソブリン債

ファンドの勘定で、政府およびその機関が発行した債務証券が買付けられることがあります。新興国市場における政府の発行体によって発行される商品には、重大な経済上および政治上のリスクを伴うことがあります。一定の新興国市場の商品の保有者は、当該債務の整理および期限延長に参加することならびにかかる発行体に対する追加の貸付けを供与することを要請されることがあります。新興国市場の商品の保有者の利益は、整理の取決めの過程において、悪影響を被る可能性があります。副投資運用会社がファンドの勘定で投資するソブリン債務証券の発行体は、その対外債務を返済する際に困難な状況に陥ることがあります。こうした場合、特に、これらの国々は債務の元利金の支払いの繰延べ、および特定の負債の再編を余儀なくされることがあります。債務の支払繰延べおよび再編に係る協定には、新たなもしくは修正された信用協定を取り決めるか、または残存元本および未払利息を「ブレイディ債」もしくは類似する証券に転換した上で、利息の支払いについて新たな信用供与を得ることにより、元利金の支払いの減額および支払繰延べを行うことがあります。ムーディーズおよびS & Pによって投資適格を下回る格付を付与されたソブリン債は、債務の条件に従って利息を支払い、および元本を払戻す発行体の能力に関して、相当部分が投機的であると判断されます。

証券化商品のリスク

副投資運用会社は、債券、パススルー証券または不動産担保证券（以下、総称して「証券化商品」といいます。）として販売されるように債務を統合した、住宅ローン担保证券、商業用不動産担保证券、自動車ローンまたはクレジットカード債務等の契約上の債務の集合体に対して投資することがあります。証券化商品に対する投資には、期限前償還のリスク、金利リスク、モラルハザードリスクおよび債権回収業者のリスクを伴うことがあります。

期限前償還のリスク

すべての不動産担保证券には、個別の借入人がいかなる時点においても違約金なくして返済を行うことができるあらかじめ組入れられた期限前償還条項による繰上返済のリスクがあります。返済の水準によっては、かかる有価証券の全体的な残存期間および価額に対して、重大な悪影響が及ぶことがあります。繰上返済は、金利の影響を受けるため、他の債券にはない追加の金利リスクが発生することになります。

金利の変動

債券の価格は、金利の変動に基づき変化することがあります。一般的に、金利上昇時には、債券の価格は下落し、金利低下時には、債券の価格は上昇する傾向にあります。債券の価格変動は、債券の残存期間および発行条件を含む多くの要因に依存します。

また金利の変動は、副投資運用会社がファンドの勘定で購入または空売りする派生商品の価値および価格決定にも影響を及ぼすことがあります。

保管リスク

ファンドは、直接的または間接的に、保管制度および／または決済制度が十分に発達していない市場に投資する場合があります。かかる市場で取引され、かつ、副保管業者に委託されたファンドの資産は、当該副保管会社の利用が必要となる状況下では一定のリスクにさらされることがあります。かかるリスクには、現物有価証券の取引代金決済と引換えに引渡しが行われないこと、その結果、偽造有価証券の流通、コーポレート・アクションに関する情報の不足、有価証券の取得可能性に影響を及ぼす登録手続、法律／

財務に関する適切な制度の欠如、および中央預託機関の補償制度／賠償基金が存在しないことが含まれますがこれらに限りません。

政治および／または規制のリスク

ファンドの資産の価値は、国際的な政治情勢、政府の政策の変化、外国投資および通貨の持ち出しに対する制限、税制の変更、為替変動ならびに投資先の国々における法規制の変更などの不確実性によって影響を受ける可能性があります。また、投資が行われる可能性のある一部の国における法制度ならびに会計、財務監査および開示基準によっては、主要な証券市場で一般に適用されるものと同程度の投資者保護または投資者に対する情報開示が行われない可能性があります。

先物取引

先物の価格は変動することがあります。先物取引に通常必要とされる証拠金は少額であるため、先物取引勘定には極めて大きなレバレッジがかかっています。その結果として、先物契約における小さな値動きによって、投資者が大きな損失を被ることがあります。先物取引の結果、投資額を超える損失を被ることがあります。

先物取引は、流動性に欠ける場合があります。一部の取引所においては、一日の取引の価格変動幅の限度を超える価格での先物取引を行うことができない場合があります。この場合、副投資運用会社は不利なポジションを早期に精算することができなくなり、ファンドに相当程度の損失が生じる可能性があります。法域によっては、為替制度および規制当局が、個人または集団が保有またはコントロールする多くの先物ポジションに対して投機ポジションの制限を課すことがあります。投機ポジション制限を遵守するため、ファンドの先物ポジションを投資運用会社もしくはその委託先がまたは投資運用会社もしくはその委託先の顧客が保有またはコントロールする先物ポジションと統合しなければならなくなる可能性があります。この結果、投資運用会社および／またはその委託先は特定の先物取引において先物ポジションを取ることができなくなったり、ファンドの勘定で特定の先物ポジションを精算しなければならなくなったりすることがあります。

投資ポートフォリオの流動性

流動性は、ファンドの勘定で適時に投資対象を副投資運用会社が売却できるかどうかに関連しています。比較的流動性が低い証券の市場は、流動性が高い証券の市場に比べて価格変動が大きい傾向があり、比較的流動性が低い証券にファンドの資産を投資した場合、副投資運用会社は、その希望する価格で、かつ、希望する時に、ファンドの投資対象を処分できないことがあります。前述のとおり、先物のポジションは、例えば一部の取引所が一日当たりの「価格変動幅」または「値幅制限」と称する規制によって特定の先物契約の価格の一日の値幅を制限しているため、流動性を欠く場合があります。特定の先物契約の価格が値幅制限に相当する額まで上昇または下落した場合、トレーダーが制限の範囲内で取引を実行する意思がない限り、先物のポジションを取ることにも精算することにもできません。それと同様の事態が生じた場合、副投資運用会社は、不利なポジションを迅速に精算することができない場合があります。ファンドが多額の損失を被ることがあります。さらに、取引所が特定の契約の取引を中止し、即時の精算および決済を命じ、または特定の契約の取引を精算目的に限定する命令を下す可能性があります。流動性不足のリスクは、店頭取引においても発生します。現時点においては店頭取引のための規制された市場は存在しておらず、買呼値と売呼値を設定するのはこれら店頭取引のディーラーのみです。市場取引ができない証券への投資には流動性リスクが伴います。さらに、かかる証券は評価が困難であり、また投資者保護のための市場を規制するルールが、発行体に適用されません。

外国為替市場とヘッジ

米ドル（ファンドの表示通貨）とファンドが投資している非米ドル建て資産の投資対象通貨との間における為替相場の変動に対してファンドが有するエクスポージャーをヘッジするため、副投資運用会社は、為替ヘッジ取引を行います。上述の為替ヘッジ取引に限らず、副投資運用会社は、ファンドにおける追加リターンの獲得を目指して、その絶対的裁量において、限定的な態様で、非米ドル通貨（非米ドル建て投資対象通貨を含みますが、これに限りません。）においてその他の、または追加のロングまたはショートポジションを一定程度採ることがあります。その結果、ファンドは、個別の非米ドル通貨および／または非米ドル通貨全体に対して、ロングまたはショートネット・ポジションを有することがあります。米ドルに対するファンドのエクスポージャーは、純資産総額を超えることがあります。

非米ドル通貨と米ドル（ファンドの表示通貨）との間の為替変動は、予想不可能です。通貨の価値に影響を与える可能性がある要因としては、貿易収支、短期金利水準、類似資産の異なる通貨間の相対価値の差、長期的な投資と値上がりの機会および政治情勢等があります。

本項の第１段落に記載の為替取引による通貨エクスポージャーを除くほか、管理会社および／またはその委託先は、為替リスクを低減させ（ただし、完全に排除するものではありません。）、日本円（円投資型受益証券の表示通貨）に対する米ドル（ファンドの表示通貨）の下落から円投資型受益証券の価値を保護することを目的として為替ヘッジ取引を行います。管理会社および／またはその委託先は、円投資型受益証券の純資産総額に関して、日本円と米ドルとの間の変動による円投資型受益証券の通貨エクスポージャーをフルヘッジすることを目指しますが、当該エクスポージャーを完全に排除することはできません。

外国為替市場は、変動性が極めて大きく、極めて専門的かつ高度な技術を要します。かかる市場では、流動性や価格の変動等の重大な変化が極めて短期間に発生することがあり、数分の間に発生することもなくありません。外国為替取引のリスクには、為替レートリスク、金利リスクおよび、現地の為替市場、外国資本による投資または特定の外貨取引の規制を通じて外国政府が介入する可能性も含みますが、これらに限定されません。

管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および／またはこれらそれぞれの委託先は、前記の為替取引のため先渡契約、オプション、先物およびスワップ等の金融商品を利用することがあります。

為替ヘッジ取引に関し、そのようなポジションの価値が下落した場合には、為替ヘッジ取引では、当該ポジションの価値の変動を排除したりまたは損失を回避したりすることはできませんが、そのような変動から利益を上げられるような別のポジションを構築することで、ポートフォリオ内のヘッジされたポジションの価値の下落が緩和されることがあります。ヘッジ取引の成否は、通貨や金利の動向に左右されます。ヘッジ戦略に使用する商品の値動きとヘッジ対象となるポートフォリオのポジションの値動きとの相関性の度合いは変化することがあります。管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および／またはこれらそれぞれの委託先は、当該ヘッジ商品とヘッジ対象の当該通貨との間に完全な相関性を確立することができないことがあります。当該不完全な相関性により、管理会社および／またはその委託先は意図するヘッジを達成することができないか、またはファンドが損失リスクにさらされる可能性があります。ヘッジ取引では、ポートフォリオのポジションの価値が上昇した場合に利益を上げる機会を制限されることがあります。

日本円（円投資型受益証券の表示通貨）に対して米ドル（ファンドの表示通貨）が下落することから円投資型受益証券の価値を保護することを目的として管理会社および／またはその委託先が行う為替ヘッジ取引に関連し、このような為替ヘッジ取引が行われる限りにおいて、米ドルが日本円に対して上昇した場合であっても、円投資型受益証券１口当たり純資産価格がこれに対応して上昇することにはならないことに投資者は留意すべきです。また、日本円の金利が米ドルの金利よりも低い場合、この金利差は、円投資型受益証券の受益者にとってヘッジコストとなります。日本円の金利が米ドルの金利よりも高い場合、この金利差は、円投資型受益証券の受益者にとってヘッジ収益となります。

管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および／またはこれらそれぞれの委託先によって、一または複数の方法が為替取引の管理の際に同時に利用されることは、誤りや間違いが生じる可能性を増大させる

ことがあります。例として、関連する為替ヘッジが管理会社の委託先およびあらかじめ決められた為替取引のパラメーターに従い為替取引の一部のみを管理および監視するよう管理会社によって選任された他の者の間で分割されるため、目標とする外国為替のエクスポージャーのヘッジから予期せずして逸脱する可能性があります。

外国為替ヘッジ取引の相手方は複数となることもありえます。

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンは同社が為替管理会社として関わる外国為替取引の（本人として自ら行為する）当事者であり、2015年7月17日まで、引き続き当事者として行為していました。

派生商品

副投資運用会社は、その裁量において、ファンドの投資戦略を実施するため、様々な派生商品取引（先物、先渡、オプションおよびスワップを含みますがこれらに限りません。）において適切なポジションをとることができます。

派生商品には、価値が一または複数の原証券、金融ベンチマーク、通貨または金融指数にリンクした商品および契約が含まれます。派生商品によって投資者は、原資産に投資する場合に比べてごくわずかなコスト負担で特定の証券、金融ベンチマーク、通貨または金融指数の値動きをヘッジし、またはかかる値動きについて投機的取引をすることができます。派生商品の価値は、原資産の価格変動に大幅に依存しています。したがって、原資産の取引に伴うリスクは、多くの場合、派生商品取引にも当てはまります。その他にも派生商品取引には数多くのリスクがあります。一例として、派生商品では取引を実行する際に支払う金銭、または預託する金銭に比べて市場のエクスポージャーが極めて大きい場合が多いため、比較的小規模の不利な市場変動によってすべての取引を実行する際に支払い、または預託した金銭を失うばかりでなく、ファンドがその金額を上回る損失を被ることがあります。さらに、副投資運用会社がファンドの勘定で取得を希望する派生商品を、満足のいく条件で特定の時点において入手できるという保証はなく、そもそも入手できるか否かも保証されていません。

ファンドの証拠金取引口座を担保するためにブローカーに差し入れた証券の価値が目減りした場合、ファンドには追い証が発生し、ブローカーに追加の資金を預託するか、または目減り分を補填するために担保として差し入れた証券の換金を強いられることがあります。ファンドの資産価値が急落した場合、副投資運用会社は、ファンドの証拠金債務の支払いに十分な資産を迅速に換金できない可能性があります。

加えて、副投資運用会社は、ファンドの勘定で先物契約、店頭外国為替先渡契約およびオプションの空売りを行うことができます。このような空売りは、ファンドを追加的なリスクにさらす可能性があります。

クレジット・デフォルト・スワップ

副投資運用会社は、随時、ファンドの投資方針の一環としておよびリスク・ヘッジを目的に、クレジット・デフォルト・スワップ等の上場および店頭クレジット・デリバティブを売買することができます。かかる契約により、副投資運用会社は、一定の有価証券または証券指数に対するファンドのエクスポージャーを管理することができます。かかる商品について、ファンドのリターンは、特に利回り格差の動きによって変動します。当該商品のポジションを構築するため通常要求される当初預託証拠金により、高度なレバレッジが可能になります。その結果、契約価格の比較的わずかな値動きにより、当初証拠金として実際に預託された資金の額に比べて大きな利益または損失を生じることがあり、また預託証拠金を大幅に上回る損失となることがあります。クレジット・デリバティブ等の店頭派生商品の取引は、建玉を決済するための取引所市場が存在しないため、追加リスク（カウンターパーティー・リスク等）を伴うことがあります。

買戻しの影響

受益者によって大量の受益証券の買戻しが行われる場合、副投資運用会社は、買戻しに必要な資金を調達するために本来望ましいと考えられるペースよりも早くファンドの投資対象を流動化せざるを得なくなる可能性があります。

取引相手のリスク

ファンドは、契約の条件に関する解釈の相違（正当な根拠をもって主張されるものとは限りません。）または信用もしくは流動性の問題を理由に取引相手が条件に従って取引を決済しないリスクにさらされ、ファンドが損失を被ることになる場合があります。かかる「取引相手のリスク」は、決済を妨げる出来事が生じた場合、または取引が単一もしくは少数グループの取引相手との間で行われた場合に、満期がより長い契約について大きくなります。受託会社、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、ファンドに関して、取引を特定の取引相手に限ることまたは取引の一部もしくは全部を一つの取引相手に集中させることを制限されていません。さらに、受託会社、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、取引相手の信用度を評価する内部信用評価機能を有することもあれば有しないこともあります。内部評価システムを利用する場合であっても、提示された評価は指標となるものにすぎず、システムが実際の信用度の変化を適時かつ正確にとらえるとの保証はありません。受託会社、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社が一または複数の取引相手と取引を行う能力、利用する場合の内部評価システムの限界およびかかる取引相手の財政的能力についての独立した評価の欠如により、ファンドが損失を被る可能性が増大する場合があります。

ファンドは、非上場派生商品に関して取引を行う取引相手の信用リスクにさらされる場合があります。これは、取引所決済機関の履行保証のような整備された取引所において派生商品の取引参加者に適用されるものと同様の保護がかかる非上場派生商品の取引には与えられないことによります。非上場派生商品取引の取引相手は、公認取引所ではなく取引に従事する特定の会社または企業であり、よって、受託会社、管理会社、投資運用会社または副投資運用会社がファンドに関してかかる商品の取引を行う取引相手の支払不能、破産または債務不履行により、ファンドに多額の損失が発生する可能性があります。受託会社、管理会社、投資運用会社または副投資運用会社は、ファンドに関して、特定の派生商品取引に関する契約に基づく債務不履行に関して契約上の救済を得られることがあります。ただし、当該救済は、提供される担保またはその他の資産が十分でない限り、不十分である可能性があります。

最近、複数の大手金融市場参加者（店頭取引およびブローカー間取引の取引相手を含みます。）が契約上の義務を期日に履行することができず、または不履行寸前の状態にあり、金融市場で見られる不確実性が高まり、かつてないほどの政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取決めの早期解約、ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行につながっています。かかる混乱は、支払能力のあるプライムブローカーおよび貸し手でさえも、新たな投資への融資を渋るもしくは望まない、または最近有効であったものに比べて著しく不利な条件で融資を行う原因となっています。取引相手が債務不履行に陥らないとの保証はなく、ファンドが結果として取引に基づく損失を被らないとの保証もありません。

仲介およびその他の取決め

ポートフォリオ取引を実行するブローカーまたはディーラーを選定する際、副投資運用会社は、競争入札により業者を募集する必要はなく、最も手数料が低廉な業者を探す義務も負いません。副投資運用会社は、リサーチまたはサービスを提供するまたはそれらの支払いを行うブローカーまたはディーラーに対し、同様の取引について他のブローカーまたはディーラーよりも高い手数料を支払うことができます。

決済ブローカーの支払不能リスク

受託会社、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、ファンドに関して、上場先物取引および上場証券取引の精算および決済を行う複数のブローカーのサービスを利用することができます。適用ある規則および規制により顧客資産に何らかの保護が与えられる場合があるものの、ファンドのブローカーの

うちの一社が支払不能に陥った場合、当該ブローカーの下で保有されるファンドの資産がリスクにさらされる可能性があります。

経済状況

その他の経済状況（例えば、インフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交上の出来事および動向、租税法ならびにその他の無数の要因を含みます。）の変化は、ファンドの利回りに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。かかる状況は、いずれも投資運用会社または副投資運用会社の支配が及びません。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期しない変動または流動性によって、ファンドの資産の投資および再投資を管理する投資運用会社および副投資運用会社の能力が損なわれ、ファンドが、損失のリスクにさらされることがあります。

店頭取引における規制の欠如と取引相手のリスク

副投資運用会社は、ファンドの勘定で店頭取引を行います。一般論として、店頭市場は、整備された取引所における取引と比べて政府の規制および監督が行き届いていません。さらに、一部の整備された取引所の参加者に与えられる取引所決済機関の履行保証などの保護の多くが店頭取引には与えられません。このため、ファンドは、信用や流動性の問題または契約条件に関する紛争を理由に取引相手方が取引を決済しないリスクにさらされます。副投資運用会社が特定の取引相手との間で集中的に取引を行うことについて制限はないため、副投資運用会社がファンドの取引を規制された取引所に限定した場合に比べて、ファンドは、デフォルトによる大きな損失リスクにさらされることになります。

ファンドは、支払不能、破産、政府による制限等の原因により取引相手が取引を履行できないリスクにさらされ、その結果、ファンドに多額の損失が発生する危険性があります。こうしたリスクを軽減するため、副投資運用会社は、ファンドの取引を信用力が高いと思われる取引相手だけに限定する予定です。

将来の規制の変更は予測不能であること

証券市場および派生商品市場には包括的な法律、規則および証拠金要件が適用されます。さらに、米国証券取引委員会および証券取引所は、市場の緊急事態に際して、例えば投機的ポジション制限の適時的実施、証拠金の引上げ、値幅制限の設定、取引停止などの特別措置を講じる権限を有します。米国内外の証券および派生商品の規制は急速に進展しつつある法律分野であり、政府および司法機関の措置によって変更される場合があります。将来の規制の変更がファンドに及ぼす影響は予測が不可能ですが、重大かつ悪影響となる可能性があります。

分配

投資者は、ファンドに関する分配金の支払いが完全に管理会社の裁量に基づくものであり、各分配期間において分配が行われることは保証されていない点、または各クラス受益証券について分配が行われることは保証されていない点に留意する必要があります。

クラス間債務

受益証券は、異なるクラスで発行されることがあります。基本信託証書は、ファンドの債務が複数の受益証券のクラスにどのように帰属するかについて規定しています（債務は、当該債務が発生した際に関連する特定の受益証券のクラスに帰属します。）。しかしながら、ファンドが単独の信託として構成されていることから、他の受益証券のクラスに帰属する資産が債務の履行に不十分な場合、あるクラス受益証券の受益者は、自らの保有するクラス受益証券ではない、当該他のクラスの受益証券に関して発生した債務の負担を強制される可能性があります。したがって、いずれかの受益証券のクラスに帰属する債務は、当該クラス受益証券による負担に限定されない場合があり、一または複数の受益証券のクラスに帰属する資産から支払いを行う必要性が生じることがあります。

ボルカー・ルール

ボルカー・ルールは、一般に、B N Yメロンおよびその関連会社と、B N Yメロンおよび／またはその関連会社により運営される一定の合同運用ビークル（ファンドを含む。）との間における信用供与を伴う一定の取引を禁止している。B N Yメロン関連会社は、世界各国において証券清算・決済サービスをブローカー・ディーラーに提供している。証券清算・決済プロセスの運用構造上、証券清算機関とファンドとの間に意図しない日中信用供与が生じる可能性がある。その結果、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、B N Yメロン関連会社を証券清算機関として利用するブローカー・ディーラーを通じてファンドのために取引を遂行する際に制限を受ける。当該制限を受けた場合、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、当該制限を受けなければ最良執行義務を履行する際に利用したであろうブローカー・ディーラーを通じて取引を遂行することを妨げられる可能性がある。

F A T C A

米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「F A T C A」といいます。）により、ファンドがF A T C Aに関連する要件または義務を遵守しない場合、ファンドはF A T C Aに基づく源泉徴収税の対象になる可能性があり、これにより、ファンドの純資産価額が減少することになります。

販売会社においてF A T C Aに関連する法令、規制又はガイダンスの違反があった場合、販売会社名義の受益証券が強制的に買い戻される可能性があります。

リスクに対する管理体制

リスク管理について、投資運用会社においては、運用部門やコンプライアンス部門など複数の担当部署により、全般的なリスクの監視や管理を行っています。

また、それらの状況は定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等へ報告され、必要に応じて改善策を審議しています。

また、副投資運用会社は、投資運用会社との契約に従って、ポートフォリオと合意されたパラメーター（投資の前提条件）とを比較し、投資運用会社に定期的に報告します。

他のリスクについての評価、すなわちデータ入力、リサーチの品質、モデルの完全性およびポートフォリオの構築は副投資運用会社により適切に評価されます。

ファンドは、日本証券業協会（以下「J S D A」といいます。）および一般社団法人投資信託協会の規則に従い、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ管理会社または投資運用会社が定めた合理的かつ適切な方法に反することとなる取引を行いません。

投資運用会社は、一の者に係るエクスポージャーの純資産総額に対する比率がエクスポージャーの区分（以下に定義します。）ごとにそれぞれ10%、合計で20%（以下「基準比率」といいます。）を超えることのないように運用することを決定しています。投資運用会社は、基準比率を超えることとなった場合、定められた比率を超えることが判明した日から1ヵ月以内に基準比率以内となるよう調整を行い、通常の対応で1ヵ月以内に調整を行うことが困難な場合には、その事跡を明確にした上で、出来る限り速やかに基準比率以内に調整を行います。ただし、投資信託の設定当初、買戻し及び償還への対応並びに投資環境等の運用上やむを得ない事情がある場合は、このような調整を行わないことができます。

上記において、エクスポージャーの区分とは、以下を意味します。

（ ）株式及び投資信託証券の保有により生じるエクスポージャー（株式等エクスポージャー）

（ ）有価証券（(i)に定めるものを除きます。）、金銭債権（()に該当するものを除きます。）及び匿名組合出資持分の保有により生じるエクスポージャー（債券等エクスポージャー）

（ ）デリバティブ取引その他の取引により生じるエクスポージャー（デリバティブ等エクスポージャー）

金融商品取引法第2条第20項に定める取引（以下「デリバティブ取引」といいます。）については、ヘッジ目的で行う取引に限定されません。日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条（外国投資信託受益証券の選別基準）の定めに従い、デリバティブ取引等（新株予約権証券、外国新株予約権証券、新投資口予約権証券、外国新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引を含みます。）の残高に係る、金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（V a R方式）の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量は、ファンドの純資産総額の80%以内とします。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の申込みには申込時点においては申込手数料は加算されません。ただし、後述のC D S Cが発生します。

日本国内における申込手数料

受益証券の申込みには申込時点においては申込手数料は加算されません。ただし、後述のC D S Cが発生します。

（2）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

任意的買戻しまたは強制的買戻しのいずれによるかを問わず、以下の表の期間内に買い戻される円投資型1306受益証券について、当該購入価格に以下の表の料率を適用して決定されるC D S Cが請求され、管理会社に支払われます。

買戻日（換金請求日）	条件付後払申込手数料（C D S C）
2014年6月20日まで	3.00%
2014年6月21日から2015年6月20日まで	2.50%
2015年6月21日から2016年6月20日まで	2.00%
2016年6月21日から2017年6月20日まで	1.50%
2017年6月21日から2018年6月20日まで	1.00%

任意的買戻しまたは強制的買戻しのいずれによるかを問わず、5年後の応当日より前に買い戻される円投資型1310受益証券について、当該購入価格に以下の表の料率を適用して決定されるC D S Cが請求され、管理会社に支払われます。

買戻日（換金請求日）	条件付後払申込手数料（C D S C）
2014年10月30日まで	3.00%
2014年10月31日から2015年10月30日まで	2.50%
2015年10月31日から2016年10月30日まで	2.00%
2016年10月31日から2017年10月30日まで	1.50%
2017年10月31日から2018年10月30日まで	1.00%

日本国内における買戻手数料

任意的買戻しまたは強制的買戻しのいずれによるかを問わず、以下の表の期間内に買い戻される円投資型1306受益証券について、関連する購入価格に以下の表の料率を適用して決定されるC D S Cが請求され、管理会社に支払われます。C D S Cは、ご換金（買戻し）時に頂戴するもので、管理報酬・販売管理報酬と合わせて、ファンド設定・継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況の監督、ファンドのリスク管理、その他ファンド運営管理全般にかかる業務（ファンド資産に関する投資運用業務・副投資運用業務を含みます。）の対価となります。

買戻日（換金請求日）	条件付後払申込手数料（C D S C）
2014年6月20日まで	3.00%
2014年6月21日から2015年6月20日まで	2.50%
2015年6月21日から2016年6月20日まで	2.00%
2016年6月21日から2017年6月20日まで	1.50%
2017年6月21日から2018年6月20日まで	1.00%

（注1）受益者は、買戻価格からC D S Cを差し引いた金額を買戻時に受領します。

（注2）ファンドがファンド決議により終了するか、受益者決議によって管理会社が解任され後継管理会社が指名される場合は、管理会社が別途その裁量により決定する場合を除き、発行済受益証券（ファンドの終了、または管理会社の解任および後継管理会社の指名につき反対の投票をした受益者が保有する受益証券を含みます。）のすべてに（ファンドの終了または管理会社の解任および後継管理会社の指名が効力を生じた日に買い戻されたものとして取り扱われ）C D S C（もしあれば）が課されます。受益者決議によって管理会社が解任され後継管理会社が指名される場合は、（a）C D S Cは当該時点で発行済の受益証券のすべてに対して課され、（b）その後に行われる受益証券の買戻しに対しては、C D S Cは課されません。

例として、ある受益者が申込期間中に円投資型1306受益証券を申込んだ場合、当該受益証券は、設定日（すなわち、2013年6月21日）に発行されます。その後当該受益者が2014年6月20日に当該円投資型1306受益証券の買戻請求を行った場合、3%のC D S Cが課され、当該受益者が2015年6月20日に円投資型1306受益証券の買戻請求を行った場合、2.5%のC D S Cが課されます。円投資型1306受益証券がその5年の存続期間の満了による強制的買戻しに関連して、C D S Cは課されません。

他のクラス受益証券に関して、当該クラス受益証券の受益証券の発行時において管理会社によって定められるところにより、C D S Cが課されることがあります。

任意的買戻しまたは強制的買戻しのいずれによるかを問わず、5年後の応当日より前に買い戻される円投資型1310受益証券について、関連する購入価格に以下の表の料率を適用して決定されるC D S Cが請求され、管理会社に支払われます。

買戻日（換金請求日）	条件付後払申込手数料（C D S C）
2014年10月30日まで	3.00%
2014年10月31日から2015年10月30日まで	2.50%
2015年10月31日から2016年10月30日まで	2.00%
2016年10月31日から2017年10月30日まで	1.50%
2017年10月31日から2018年10月30日まで	1.00%

（注1）受益者は、買戻価格からC D S Cを差し引いた金額を買戻時に受領します。

（注2）ファンドがファンド決議により終了するか、受益者決議によって管理会社が解任され後継管理会社が指名される場合は、管理会社が別途その裁量により決定する場合を除き、発行済受益証券（ファンドの終了、または管理会社の解任および後継管理会社の指名につき反対の投票をした受益者が保有する受益証券を含みます。）のすべてに（ファンドの終了または管理会

社の解任および後継管理会社の指名が効力を生じた日に買い戻されたものとして取り扱われ）C D S C（もしあれば）が課されます。受益者決議によって管理会社が解任され後継管理会社が指名される場合は、（ a ）C D S Cは当該時点で発行済の受益証券のすべてに対して課され、（ b ）その後に行われる受益証券の買戻しに対しては、C D S Cは課されません。

例として、ある受益者が申込期間中に円投資型1310受益証券を申込んだ場合、当該受益証券は、設定日（すなわち、2013年10月31日）に発行されます。その後当該受益者が2014年10月30日に当該円投資型1310受益証券の買戻請求を行った場合、3 %のC D S Cが課され、当該受益者が2015年10月30日に円投資型1310受益証券の買戻請求を行った場合、2.5 %のC D S Cが課されます。円投資型1310受益証券がその5年の存続期間の満了による強制的買戻しに関連して、C D S Cは課されません。

他のクラス受益証券に関して、当該クラス受益証券の受益証券の発行時において管理会社によって定められるところにより、C D S Cが課されることがあります。

（ 3 ）【管理報酬等】

（ a ）受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.01パーセントの報酬（ただし、最低年間報酬額を10,000米ドルとします。）を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日ごとに発生し、評価日時点で計算され、四半期毎に後払いで支払われます。

受託報酬は、ファンドの受託業務およびこれに付随する業務の対価として受託会社に支払われます。

（ b ）管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.63パーセントの管理報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日ごとに発生し、評価日時点で計算され、月に一度後払いで支払われます。さらに、管理会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.64パーセントの販売管理報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日ごとに発生し、評価日時点で計算され、月に一度後払いで支払われます。受益者決議によって管理会社が解任され、後任の管理会社が選任される場合において、受益証券にC D S Cが課された場合には、販売管理報酬は以後発生しません。さらに、管理会社は、ファンドの資産から、基本信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しを受ける権利も有します。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払います。投資運用会社は、副投資運用会社、およびファンドに関して投資運用会社の職務を遂行するよう投資運用会社により選任された委託先またはその他の者の報酬を支払う責任を負います。

管理報酬は、ファンド設定・継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況の監督、ファンドのリスク管理、その他ファンド運営管理全般にかかる業務（ファンド資産に関する投資運用業務・副投資運用業務を含みます。）の対価として管理会社に支払われます。

（ c ）管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.05パーセントの報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日ごとに発生し、評価日時点で計算され、月に一度後払いで支払われます。

管理事務代行報酬は、ファンドの購入・換金（買戻し）等受付け業務、ファンド信託財産の評価業務、ファンド純資産価格の計算業務、ファンドの会計書類作成業務、およびこれらに付随する業務の対価として管理事務代行会社に支払われます。

（ d ）保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.05パーセントの報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日ごとに発生し、評価日時点で計算され、取引手数料および費用を加算して月に一度後払いで支払われます。

保管報酬は、ファンド信託財産の保管・管理業務、ファンド信託財産にかかる入出金の処理業務、ファンド信託財産の取引にかかる決済業務、およびこれらに付随する業務の対価として、保管会社に支払われます。

（ e ）販売報酬

販売会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.30パーセントの報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日ごとに発生し、評価日時点で計算され、四半期毎に後払いで支払われます。

販売報酬は、ファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価として販売会社に支払われます。

（ f ）代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.20パーセントの報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日ごとに発生し、評価日時点で計算され、四半期毎に後払いで支払われます。

代行協会員報酬は、目論見書、決算報告書等の販売会社への送付業務、受益証券1口当たり純資産価格の公表業務、およびこれらに付随する業務の対価として代行協会員に支払われます。

（ 4 ）【その他の手数料等】

ファンドは、さらに、（ a ）ファンドのために実行されたすべての取引、ならびに（ b ）（ ）法律および税務顧問および監査人の報酬および費用、（ ）仲介手数料（もしあれば）および証券取引に関連し課税される発行または譲渡に対する税金、（ ）副保管会社の報酬および費用、（ ）政府および政府機関に支払うべきすべての税金および手数料、（ ）借入利息、（ ）投資サービスにかかる通信費、ファンドの受益者集会にかかる費用ならびに財務およびその他の報告書、委任状、目論見書および類似書類の作成、印刷および配給にかかる費用、（ ）保険料（もしあれば）、（ ）訴訟および賠償費用および通常の業務以外で被った臨時の費用、および（ ）ファンドの構築に関連する、企業財務またはコンサルティング費用を含むその他すべての組織上および業務運営上の費用を含め、ファンドの管理に係るすべての原価および費用を負担します。当該原価および費用が直接特定のファンドに帰属しない場合、各ファンドはそれぞれの純資産総額に応じて当該原価および費用を負担します。

ファンドの設立に関連する経費および費用（円投資型1306受益証券の設定および募集に関連する経費および費用を含む。）は、要求される目論見書または説明書類の作成および印刷に係る経費および費用を含め、11万9,000米ドルでした。かかる経費および費用は、受託会社および管理会社がこれらの者の単独の裁量において他の方法を適用すべきと判断しない限り、ファンドの最初の5計算期間以内に償却されます。

各クラス受益証券の設定および募集に関連する経費および費用は、受託会社および管理会社がこれらの者の単独の裁量において決定する方法によりファンドまたは当該クラス受益証券に配分されます。

円投資型1310受益証券の設定および募集に関する経費および費用（以下「追加設定費用」といいます。）は、34,000米ドルでした。追加設定費用は、円投資型1310受益証券が負担し、受託会社および管理会社がこれらの者の単独の裁量において他の方法を適用すべきと判断しない限り、円投資型1310受益証券の5計算期間中に償却されます。ファンドの設立費用は、受益証券の各クラスによって、当該クラスが存続していた時間の長さに応じて調整された方式により、それらそれぞれの純資産価額に比例して負担されます。ただし、受託会社および管理会社が当該費用のいずれかが一以上の当該クラスのみに帰属すべきであると決定した場合は、この限りではありません。

（注）弁護士費用は、ファンドにかかる契約書類の作成業務、目論見書等の開示・届出資料作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価として支払われます。監査費用は、ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価として支払われます。

（ 5 ）【課税上の取扱い】

（ A ）日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。
日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。
確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能です。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。）または金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。
譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

（４）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。

（５）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。）。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

（６）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（５）と同様の取扱いとなります。

（７）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

（Ｂ）ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対して、いかなる所得税、法人税または資本利得税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課しません。ケイマン諸島は、トラストに関するあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していません。

トラストは、ケイマン諸島の信託法第81条に従い、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠となる法律のいずれも、トラストを構成する財産もしくはトラストから生じる収益に対してまたはかかる財産もしくは収益に係る受託会社もしくは受益者に対して適用されない旨の証明書をケイマン諸島総督より受領しています。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに対し印紙税は課されません。

５【運用状況】

（１）【投資状況】（資産別および地域別の投資状況）

本表は、ファンドの円投資型1306受益証券、円投資型1310受益証券、米ドル受益証券およびファンド・オブ・ファンズ専用円投資型受益証券の資産を合計して表示したものです。

資産の種類	国名 (発行地)	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
債券	米国	61,808,093.39	17.12
	フランス	37,603,321.26	10.42
	イタリア	20,301,765.64	5.62
	オーストラリア	19,964,357.71	5.53
	英国	17,420,136.75	4.83
	カナダ	16,365,363.31	4.53
	ドイツ	13,679,317.02	3.79
	メキシコ	12,171,430.84	3.37
	韓国	11,843,155.81	3.28
	オランダ	11,582,026.37	3.21
	アイルランド	10,086,619.73	2.79
	日本	8,275,311.65	2.29
	モロッコ	7,374,150.24	2.04
	ハンガリー	7,042,098.79	1.95
	スペイン	6,853,574.94	1.90
	シンガポール	5,376,777.71	1.49
	ニュージーランド	4,041,448.35	1.12
	ポーランド	3,644,427.88	1.01
	アイスランド	3,348,142.48	0.93
	スウェーデン	2,933,721.18	0.81
	ペルー	1,432,453.52	0.40
	チリ	1,163,542.40	0.32
	スロベニア	812,000.00	0.22
	セルビア	809,897.50	0.22
	ルクセンブルク	562,266.82	0.16
	アルゼンチン	488,300.00	0.14
資産担保証券	米国	28,764,773.84	7.97
	オランダ	931,941.39	0.26
	ドイツ	407,138.10	0.11
	英国	68,118.94	0.02
中期債券	オランダ	4,129,520.38	1.14

	英国	3,325,258.90	0.92
	米国	2,975,320.77	0.82
	ルクセンブルグ	2,305,145.16	0.64
	フランス	2,249,993.93	0.62
	スペイン	2,202,655.18	0.61
	ルーマニア	1,108,501.99	0.31
	イタリア	786,213.75	0.22
	メキシコ	634,994.78	0.18
先物取引	日本	8,538.27	0.00
	米国	-60,374.26	-0.02
	ドイツ	-196,387.39	-0.05
スワップ	米国	-28,564.60	-0.01
小計		336,596,490.42	93.23
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		24,425,509.53	6.77
合計 (純資産総額)		361,021,999.95 (約40,680百万円)	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産価額に対する当該資産の比率をいいます。以下同じです。

（２）【投資資産】（2016年３月末日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

本表は、ファンドの円投資型1306受益証券、円投資型1310受益証券、米ドル受益証券およびファンド・オブ・ファンズ専用円投資型受益証券の投資有価証券の銘柄を合計して表示したものです。

順位	銘柄名	国名 (発行地)	種類	利率 (%)	償還日	額面価額		取得価額		時価		投資 比率 (%)
						通貨	金額	取得価額 (米ドル)	取得 単価	時価 (米ドル)	時価 単価	
1	FRANCE (OAT) 2.25 25MAY24	フランス	債券	2.250	2024年5月25日	ユーロ	12,790,000	15,861,843.69	1.24	16,950,203.50	1.33	4.70%
2	US T-NOTE 2.5 15FEB46	米国	債券	2.500	2046年2月15日	米ドル	12,350,000	12,029,750.39	0.97	11,971,781.25	0.97	3.32%
3	AUSTRALIAN GVT 3.25 21APR25 SER 139	オーストラリア	債券	3.250	2025年4月21日	豪ドル	14,100,000	10,882,863.84	0.77	11,476,196.15	0.81	3.18%
4	MEXICAN BONDS 4.75 14JUN18 SER M	メキシコ	債券	4.750	2018年6月14日	メキシコ・ ペソ	1,840,000	10,401,408.73	5.65	10,714,180.84	5.82	2.97%
5	CANADA GOVT OF 2.25 01JUN25	カナダ	債券	2.250	2025年6月1日	カナダ・ドル	11,875,000	8,895,420.74	0.75	9,938,573.46	0.84	2.75%
6	FRANCE (GOVT OF) 1.00 25NOV25	フランス	債券	1.000	2025年11月25日	ユーロ	8,200,000	9,071,204.24	1.11	9,826,218.03	1.20	2.72%
7	AUSTRALIAN GVT 3.25 21OCT18 SER141	オーストラリア	債券	3.250	2018年10月21日	豪ドル	10,750,000	8,315,960.86	0.77	8,488,161.56	0.79	2.35%
8	UNITED KINGDOM 4.25 07DEC40	英国	債券	4.250	2040年12月7日	英ポンド	4,090,000	8,139,899.38	1.99	8,091,912.86	1.98	2.24%
9	ITALY REPUBLIC OF 2.35 15SEP24	イタリア	債券	2.056	2024年9月15日	ユーロ	6,030,000	7,587,079.52	1.26	7,915,614.84	1.31	2.19%
10	KOREA TREASURY 2.25 10JUN25 SER2506	韓国	債券	2.250	2025年6月10日	韓国ウォン	8,300,000,000	7,463,646.83	0.00	7,586,302.28	0.00	2.10%

11	US T NOTE INFL LKD 0.375 15JUL25	米国	債券	0.375	2025年7月15日	米ドル	7,400,000	7,335,623.34	0.99	7,544,324.13	1.02	2.09%
12	US TREASURY NOTE INFL 0.125 15APR20	米国	債券	0.125	2020年4月15日	米ドル	7,250,000	7,343,103.82	1.01	7,484,634.34	1.03	2.07%
13	US T-NOTE 1.375 31JAN21	米国	債券	1.375	2021年1月31日	米ドル	5,990,000	5,989,805.01	1.00	6,022,992.92	1.01	1.67%
14	FRANCE (OAT) 3.50 25APR20	フランス	債券	3.500	2020年4月25日	ユーロ	4,475,000	5,809,156.18	1.30	5,856,446.97	1.31	1.62%
15	US T-NOTE 0.75 15FEB19	米国	債券	0.750	2019年2月15日	米ドル	5,730,000	5,692,075.20	0.99	5,706,724.74	1.00	1.58%
16	KFW 1.125 16NOV18	ドイツ	債券	1.125	2018年11月16日	米ドル	5,700,000	5,692,305.00	1.00	5,706,327.00	1.00	1.58%
17	IRISH TREASURY 1 15MAY26	アイルランド	債券	1.000	2026年5月15日	ユーロ	4,890,000	5,209,554.05	1.07	5,692,676.86	1.16	1.58%
18	SINGAPORE GVT 3 01SEP24	シンガポール	債券	3.000	2024年9月1日	シンガポール ・ドル	6,650,000	5,092,050.03	0.77	5,376,777.71	0.81	1.49%
19	ITALY REPUBLIC OF 1.05 01DEC19	イタリア	債券	0.919	2019年12月1日	ユーロ	4,260,000	4,902,472.30	1.15	4,996,368.78	1.17	1.38%
20	DEUTSCHLAND BUNDESREP 2.5 15AUG46	ドイツ	債券	2.500	2046年8月15日	ユーロ	3,030,000	4,602,258.06	1.52	4,953,430.94	1.63	1.37%
21	KINGDOM OF MOROCCO 3.5 19JUN24	モロッコ	債券	3.500	2024年6月19日	ユーロ	3,780,000	4,622,983.59	1.22	4,399,616.53	1.16	1.22%
22	UNITED KINGDOM 2.0 07SEP25	英国	債券	2.000	2025年9月7日	英ポンド	2,875,000	4,212,505.89	1.47	4,337,903.78	1.51	1.20%
23	JAPAN GOVT OF 0.4 20MAR36 SER 156	日本	債券	0.339	2036年3月20日	日本円	489,000,000	4,397,197.39	0.01	4,313,559.78	0.01	1.19%
24	ITALY REPUBLIC OF 2.6 15SEP23	イタリア	債券	2.275	2023年9月15日	ユーロ	2,845,000	4,129,947.12	1.45	4,297,017.40	1.51	1.19%
25	KOREA TREASURY 2.25 10DEC25 SER2512	韓国	債券	2.250	2025年12月10日	韓国ウォン	4,651,000,000	4,250,924.27	0.00	4,256,853.53	0.00	1.18%
26	CANADA GOVT OF 1.5 01MAR20	カナダ	債券	1.500	2020年3月1日	カナダ・ドル	5,090,000	4,143,589.55	0.81	4,052,835.17	0.80	1.12%
27	NEW ZEALAND GOVT 2.00 20SEP25	ニュージー ランド	債券	2.000	2025年9月20日	ニュージー ランド・ドル	5,626,000	3,817,006.99	0.68	4,041,448.35	0.72	1.12%
28	JAPAN GOVT OF 1.7 20SEP44 SER44	日本	債券	1.440	2044年9月20日	日本円	341,600,000	3,014,486.07	0.01	3,961,751.87	0.01	1.10%
29	NETHERLANDS GOVT 1.25 15JAN19	オランダ	債券	1.250	2019年1月15日	ユーロ	3,280,000	4,093,486.83	1.25	3,896,798.79	1.19	1.08%
30	POLAND REPUBLIC 1.5 09SEP25	ポーランド	債券	1.500	2025年9月9日	ユーロ	2,820,000	3,148,504.78	1.12	3,274,505.60	1.16	0.91%

【投資不動産物件】

該当事項はありません（2016年3月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません（2016年3月末日現在）。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

（ ）円投資型1306受益証券

下記会計年度末および2016年3月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は、以下の通りです。

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円	円
第1会計年度末（2013年11月末日）	3,596,993,722	9,994

第 2 会計年度末（2014年11月末日）	3,401,610,150	10,565
第 3 会計年度末（2015年11月末日）	2,107,851,480	10,487
2015年 4 月末日	3,239,523,506	10,730
5 月末日	3,171,917,224	10,665
6 月末日	3,020,610,353	10,488
7 月末日	2,822,223,246	10,569
8 月末日	2,613,068,287	10,488
9 月末日	2,475,853,917	10,459
10月末日	2,257,316,093	10,506
11月末日	2,107,851,480	10,487
12月末日	1,929,212,564	10,377
2016年 1 月末日	1,933,278,871	10,446
2 月末日	1,930,719,173	10,489
3 月末日	1,905,722,618	10,522

（ ）円投資型1310受益証券

下記会計年度末および2016年 3 月末日までの 1 年間における各月末の純資産の推移は、以下の通りです。

	純資産総額	1 口当たり純資産価格
	円	円
第 1 会計年度末（2013年11月末日）	2,933,901,167	9,926
第 2 会計年度末（2014年11月末日）	2,807,376,376	10,493
第 3 会計年度末（2015年11月末日）	2,017,290,790	10,414
2015年 4 月末日	2,644,018,904	10,656
5 月末日	2,618,923,686	10,591
6 月末日	2,536,135,771	10,415
7 月末日	2,518,454,022	10,495
8 月末日	2,430,572,748	10,415
9 月末日	2,333,845,534	10,386
10月末日	2,211,303,332	10,432
11月末日	2,017,290,790	10,414
12月末日	1,818,461,999	10,304
2016年 1 月末日	1,807,675,376	10,372
2 月末日	1,805,745,797	10,415
3 月末日	1,790,247,512	10,447

【分配の推移】

（ ）円投資型1306受益証券

会計年度	1 口当たり分配金
------	-----------

第 1 会計年度	当該会計年度については、分配は行われていません。
第 2 会計年度	当該会計年度については、分配は行われていません。
第 3 会計年度	当該会計年度については、分配は行われていません。

（ ）円投資型1310受益証券

会計年度	1 口当たり分配金
第 1 会計年度	当該会計年度については、分配は行われていません。
第 2 会計年度	当該会計年度については、分配は行われていません。
第 3 会計年度	当該会計年度については、分配は行われていません。

【収益率の推移】

（ ）円投資型1306受益証券

会計年度	収益率（注）
第 1 会計年度	- 0.06%
第 2 会計年度	5.71%
第 3 会計年度	- 0.74%

（ ）円投資型1310受益証券

会計年度	収益率（注）
第 1 会計年度	- 0.74%
第 2 会計年度	5.71%
第 3 会計年度	- 0.75%

（注）収益率（％）＝100×（a－b）／b

a＝会計年度末の1口当たり純資産価格（当該計算期間の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

（第1会計年度の場合、当初発行価格（10,000円））

（ 4 ）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下の通りです。

（ ）円投資型1306受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	361,583 (361,583)	1,651 (1,651)	359,932 (359,932)
第 2 会計年度	0 (0)	37,968 (37,968)	321,964 (321,964)
第 3 会計年度	0 (0)	120,976 (120,976)	200,988 (200,988)

（ ）円投資型1310受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	295,566 (295,566)	0 (0)	295,566 (295,566)
第 2 会計年度	0 (0)	28,022 (28,022)	267,544 (267,544)
第 3 会計年度	0 (0)	73,837 (73,837)	193,707 (193,707)

（注 1）（ ）内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

（注 2）第 1 会計年度の販売口数には、当初申込期間中の販売口数を含みます。

第 2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

ファンド証券は現在、受益証券購入の申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

2 【買戻し手続等】

（ 1 ）海外における買戻し手続等

受益証券は、受益者の選択に応じて、各買戻日に買い戻すことができます。販売会社は、買戻しを請求する場合、記入済買戻請求書を、関連する買戻日の午後 5 時（東京時間）または管理事務代行会社が特定の場合に決定するその他の時間までに管理事務代行会社が受領できるように、管理事務代行会社へ送付しなければなりません。管理事務代行会社が買戻請求書を所定の時間までに受領していない場合、買戻請求書は、翌買戻日まで持ち越され、受益証券は、当該買戻日に適用される関連する買戻価格で買い戻されます。

管理会社が別途同意する場合を除き、最低買戻口数は 1 口（ 1 口の整数倍単位）です。

買戻請求書を一旦提出した場合、撤回することはできません。

買戻価格

後記「買戻しの延期」と題する項に定める規定に従い、受益証券 1 口当たりの買戻価格は、買戻日に該当する評価日における関連する受益証券のクラスに帰属する受益証券 1 口当たり純資産価格とします。受益証券 1 口当たりの買戻価格を計算するために、管理事務代行会社は、投資運用会社と協議した上で、受益証券 1 口当たり純資産価格から、買戻請求を履行する資金をまかなうために資産を換金し、またはポジションを解消した際にファンドの勘定で負担した会計上の負担額および売却手数料を反映した適当な引当金と管理事務代行会社が判断する金額を差し引くことができます。

条件付後払申込手数料（ C D S C ）

任意的買戻しまたは強制的買戻しのいずれによるかを問わず、以下の表の期間内に買い戻される円投資型1306受益証券について、関連する購入価格に以下の表の料率を適用して決定される C D S C が請求され、管理会社に支払われます。

買戻日（換金請求日）	条件付後払申込手数料（ C D S C ）
2014年 6 月20日まで	3.00%
2014年 6 月21日から2015年 6 月20日まで	2.50%

2015年6月21日から2016年6月20日まで	2.00%
2016年6月21日から2017年6月20日まで	1.50%
2017年6月21日から2018年6月20日まで	1.00%

（注1）受益者は、買戻価格からC D S Cを差し引いた金額を買戻時に受領します。

（注2）ファンドがファンド決議により終了するか、受益者決議によって管理会社が解任され後継管理会社が指名される場合は、管理会社が別途その裁量により決定する場合を除き、発行済受益証券（ファンドの終了、または管理会社の解任および後継管理会社の指名につき反対の投票をした受益者が保有する受益証券を含みます。）のすべてに（ファンドの終了または管理会社の解任および後継管理会社の指名が効力を生じた日に買い戻されたものとして取り扱われ）C D S C（もしあれば）が課されます。受益者決議によって管理会社が解任され後継管理会社が指名される場合は、（a）C D S Cは当該時点で発行済の受益証券のすべてに対して課され、（b）その後に行われる受益証券の買戻しに対しては、C D S Cは課されません。

例として、ある受益者が申込期間中に円投資型1306受益証券を申込んだ場合、当該受益証券は、設定日（すなわち、2013年6月21日）に発行されます。その後当該受益者が2014年6月20日に当該円投資型1306受益証券の買戻請求を行った場合、3%のC D S Cが課され、当該受益者が2015年6月20日に円投資型1306受益証券の買戻請求を行った場合、2.5%のC D S Cが課されます。円投資型1306受益証券がその5年の存続期間の満了による強制的買戻しに関連して、C D S Cは課されません。

任意的買戻しまたは強制的買戻しのいずれによるかを問わず、5年後の応当日より前に買い戻される円投資型1310受益証券について、関連する購入価格に以下の表の料率を適用して決定されるC D S Cが請求され、管理会社に支払われます。

買戻日（換金請求日）	条件付後払申込手数料（C D S C）
2014年10月30日まで	3.00%
2014年10月31日から2015年10月30日まで	2.50%
2015年10月31日から2016年10月30日まで	2.00%
2016年10月31日から2017年10月30日まで	1.50%
2017年10月31日から2018年10月30日まで	1.00%

（注1）受益者は、買戻価格からC D S Cを差し引いた金額を買戻時に受領します。

（注2）ファンドがファンド決議により終了するか、受益者決議によって管理会社が解任され後継管理会社が指名される場合は、管理会社が別途その裁量により決定する場合を除き、発行済受益証券（ファンドの終了、または管理会社の解任および後継管理会社の指名につき反対の投票をした受益者が保有する受益証券を含みます。）のすべてに（ファンドの終了または管理会社の解任および後継管理会社の指名が効力を生じた日に買い戻されたものとして取り扱われ）C D S C（もしあれば）が課されます。受益者決議によって管理会社が解任され後継管理会社が指名される場合は、（a）C D S Cは当該時点で発行済の受益証券のすべてに対して課され、（b）その後に行われる受益証券の買戻しに対しては、C D S Cは課されません。

例として、ある受益者が申込期間中に円投資型1310受益証券を申込んだ場合、当該受益証券は、設定日（すなわち、2013年10月31日）に発行されます。その後当該受益者が2014年10月30日に当該円投資型1310受益証券の買戻請求を行った場合、3%のC D S Cが課され、当該受益者が2015年10月30日に円投資型1310受益証券の買戻請求を行った場合、2.5%のC D S Cが課されます。円投資型1310受益証券がその5年の存続期間の満了による強制的買戻しに関連して、C D S Cは課されません。

決済

別途定める規定に従って、買戻代金は、原則として、関連する買戻日の後4営業日以内に支払うものとします。C D S Cが発生する場合は、当該金額が控除された後に支払われます。例外的に買戻しの決済手続は延期されることがあります。かかる例外には、管理会社の絶対の裁量によって、当該日に決済を行うことが合理性をもって実務的でないと扱われる日が含まれますが、かかる場合には、決済は合理的な実務に従い可能な限り早く行われます。支払いは、受益者がリスクおよび費用を負担して、買戻しを行う受益

者が管理事務代行会社に与えた指示に従い、該当するクラス受益証券の表示通貨で直接送金されるものとします。

買戻しの最低口数

受益者が買戻日に買い戻すことができる受益証券の最低口数は1口で、それ以上は受益証券1口の整数倍とします。

買戻しの延期

いずれかの買戻日に関して受領した買戻請求書がすべての受益証券クラスの発行済受益証券口数の10%を超える場合、管理会社は、関連する買戻しの資金をまかなうためにファンドが保有する十分な投資対象を換金するまで、当該買戻日およびその後の買戻日に受益証券の買戻しを行わない旨を決定することができます。その際、当該受益証券は、かかる換金が完了した直後の買戻日に関連する受益証券のクラスに帰属する受益証券1口当たり純資産価格に相当する買戻価格で買い戻されます。

停止

受託会社または受託会社の受任者としての管理事務代行会社は、管理会社の請求に応じ、下記「3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、純資産総額の計算の停止」に定める状況下において受益証券の買戻しを停止することを宣言することができます。かかる停止の期間中は受益証券の買戻しは行われません。

強制的買戻し

受益証券が適格投資家でない者により、もしくは適格投資家でない者の利益のために保有されており、もしくは当該保有によってトラストもしくはファンドが登録義務を負い、いずれかの法域の租税が課され、もしくはいずれかの法域の法律に違反することになると受託会社もしくは管理会社が判断した場合、または当該受益証券の申込みもしくは購入の代金をまかなうために使用された資金源の適法性を疑う合理性がある場合、または受託会社もしくは管理会社が関係するクラスの受益者もしくはファンドの受益者全体の利益を考慮してその絶対の裁量により適切であると考えらるあらゆる理由（受託会社もしくは管理会社により受益者に開示されないことがあります。）のため、管理会社は、受託会社と協議した上で、かかる受益証券の保有者に対し、受託会社または管理会社が決定する期限内に当該受益証券を売却し（下記「第4 外国投資信託受益証券事務の概要、（二）受益証券の譲渡制限の内容」に定める規定に従うものとします。）、売却したことを示す証拠を受託会社および管理会社に提出するよう命じることができ、上記が満たされない場合、当該受益証券は強制的に買い戻すことができます。上記の強制的買戻しに関して支払うべき買戻価格は、かかる強制的買戻しの日（または当該日が評価日ではない場合にはその直前の評価日）の評価時点に算定した、関連するクラスの受益証券1口当たり純資産価格に相当する1口当たり価格とします。あるクラスの当該受益証券1口当たりの買戻価格を計算する目的で、管理会社は、受託会社と協議の上、ファンドの受益証券の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格から、当該受益証券の強制的買戻しに要する資金をまかなうために資産を換金し、またはポジションを解消した際にファンドの勘定で負担した会計上の負担額および売却手数料を反映した適当な引当と管理会社が判断する金額を差し引くことができます。

（2）日本における買戻し手続等

日本における受益者は、以下に従い、ファンドの受益証券の買戻しを請求することができます。また、前記「（1）海外における買戻し手続等」も適宜、適用されます。買戻請求は、販売会社に対して行われます。C D S Cが発生する場合は、当該金額が控除された後に支払われます。

販売会社は、買戻請求書を上記の買戻手続完了後午後5時（東京時間）まで（または管理事務代行会社が特定の場合に決定するその他の時間まで）に管理事務代行会社が受領できるように管理事務代行会社に

提出するものとします。買戻代金の支払いは、該当するクラス受益証券の表示通貨により、販売会社によって口座約款に従って受益者に対してなされます。

受益証券の買戻しは1口以上1口単位とします。

受益証券1口当たりの買戻価格は、買戻日に該当する評価日における受益証券1口当たり純資産価格とします。

任意的買戻しまたは強制的買戻しのいずれによるかを問わず、以下の表の期間内に買い戻される円投資型1306受益証券について、関連する購入価格に以下の表の料率を適用して決定されるC D S Cが請求され、管理会社に支払われます。

買戻日（換金請求日）	条件付後払申込手数料（C D S C）
2014年6月20日まで	3.00%
2014年6月21日から2015年6月20日まで	2.50%
2015年6月21日から2016年6月20日まで	2.00%
2016年6月21日から2017年6月20日まで	1.50%
2017年6月21日から2018年6月20日まで	1.00%

（注1）受益者は、買戻価格からC D S Cを差し引いた金額を買戻時に受領します。

（注2）ファンドがファンド決議により終了するか、受益者決議によって管理会社が解任され後継管理会社が指名される場合は、管理会社が別途その裁量により決定する場合を除き、発行済受益証券（ファンドの終了、または管理会社の解任および後継管理会社の指名につき反対の投票をした受益者が保有する受益証券を含みます。）のすべてに（ファンドの終了または管理会社の解任および後継管理会社の指名が効力を生じた日に買い戻されたものとして取り扱われ）C D S C（もしあれば）が課されます。受益者決議によって管理会社が解任され後継管理会社が指名される場合は、（a）C D S Cは当該時点で発行済の受益証券のすべてに対して課され、（b）その後に行われる受益証券の買戻しに対しては、C D S Cは課されません。

販売会社は、買戻日（換金請求日）から起算して日本における9営業日目から、買戻代金を支払います。なお、買戻日（換金請求日）の日本における翌営業日が、通常、国内約定日（販売会社が換金注文の成立を確認した日）となります。

任意的買戻しまたは強制的買戻しのいずれによるかを問わず、5年後の応当日より前に買い戻される円投資型1310受益証券について、関連する購入価格に以下の表の料率を適用して決定されるC D S Cが請求され、管理会社に支払われます。

買戻日（換金請求日）	条件付後払申込手数料（C D S C）
2014年10月30日まで	3.00%
2014年10月31日から2015年10月30日まで	2.50%
2015年10月31日から2016年10月30日まで	2.00%
2016年10月31日から2017年10月30日まで	1.50%
2017年10月31日から2018年10月30日まで	1.00%

（注1）受益者は、買戻価格からC D S Cを差し引いた金額を買戻時に受領します。

（注2）ファンドがファンド決議により終了するか、受益者決議によって管理会社が解任され後継管理会社が指名される場合は、管理会社が別途その裁量により決定する場合を除き、発行済受益証券（ファンドの終了、または管理会社の解任および後継管理会社の指名につき反対の投票をした受益者が保有する受益証券を含みます。）のすべてに（ファンドの終了または管理会社の解任および後継管理会社の指名が効力を生じた日に買い戻されたものとして取り扱われ）C D S C（もしあれば）が課されます。受益者決議によって管理会社が解任され後継管理会社が指名される場合は、（a）C D S Cは当該時点で発行済の受益証券のすべてに対して課され、（b）その後に行われる受益証券の買戻しに対しては、C D S Cは課されません。

販売会社は、買戻日（換金請求日）から起算して日本における9営業日目から、買戻代金を支払います。なお、買戻日（換金請求日）の日本における翌営業日が、通常、国内約定日（販売会社が換金注文の成立を確認した日）となります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

純資産総額の計算

管理事務代行会社は評価日毎に、基本信託証書に従って純資産総額を計算します。

上記に関連して、ファンドの評価時点は午後3時（ルクセンブルグ時間）とします。管理事務代行会社は、関連する評価情報からの自動配信によりダウンロードされた午後3時（ルクセンブルグ時間）時点の直近の入手可能な価格を利用します。純資産総額は、ファンドの総資産額を算定し、そこからファンドの総負債を差し引いて計算します。純資産総額は受託会社と管理会社が決定した合理的な配分方法に基づいて、特定の受益証券のクラスだけに帰属する資産と負債の適当な引当を行った後、受益証券の各クラスの間で配分します。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、各クラスに帰属する純資産総額の部分を各クラスの発行済み受益証券の総数で除して計算します。

英文目論見書の「純資産総額の計算」の見出しの段落に記載される各ファンドの純資産総額の計算に関する規定にかかわらず、ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算されます。

（a）下記（e）および（h）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている株式（クローズドエンド型投資信託および上場投資信託の持分を含む）の価格に基づくすべての計算は、評価時点またはその直前における次の価格を参照して行われるものとします。

（A）（i）該当する証券市場がアジア、オセアニアまたは南北アメリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の最終取引価格、（ ）該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の始値、（B）（場合に応じ）最終取引価格または始値が利用可能でない場合は、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な最終取引価格、または管理会社および受託会社が別途決定する、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な取引買呼値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が随時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとします。

（b）下記（e）および（h）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている先物およびオプションの価格に基づくすべての計算は、次の価格を参照して行われるものとします。（i）該当する証券市場が南北アメリカの場合は、関係評価日の直前の取引日における直近の清算価格、（ ）該当する証券市場がアジアまたはオセアニアの場合は、評価時点またはその直前における直近の清算価格、（ ）該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、評価時点またはその直前における始値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が随時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとします。

（c）下記（e）および（h）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている債券の価格に基づくすべての計算は、評価時点における直近の利用可能な買呼値を参照して行われるものとします。

（d）下記（e）および（h）の規定に従い、いかなる証券市場においても値付け、上場、取引または取扱われていない投資信託の各持分の価格は、直近に公表された当該投資信託の1口当たり純資産価格としますが、当該価格は、管理事務代行会社または当該投資信託のために公式価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとします。

（e）純資産価額もしくは該当する建値が、上記（a）、（b）、（c）もしくは（d）に規定されたとおりに利用できなかった場合、または該当する投資対象が、（a）、（b）、（c）、

（d）、（f）もしくは（g）に規定する投資対象でない場合、該当する投資対象の価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとします。

（f）上記（d）が適用される投資信託の持分の場合を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、管理会社によって、または当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家によって誠実に決定される公正な推定市場価値とします。

（g）手持ち現金ならびに売掛金、前払費用および発生済で未受領の配当金の評価は、その全額とみなして行われます。ただし全額の支払または受領が行われそうになく、かかる場合にその公正な価値を反映するため管理会社が適切とみなす割引を行った後にその評価が行われる場合についてはこの限りではありません。

（h）上記の規定にかかわらず、管理会社が、関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公正な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができます。

（i）ファンドの表示通貨以外の通貨で建てられた投資対象の価格（証券または現金のものかを問わない）は、管理事務代行会社が関連するプレミアムまたは割引および換算費用を考慮した上で当該状況において適切と判断するレート（公定レートその他を問わない）により、ファンドの表示通貨に換算されるものとします。

純資産総額の計算の停止

管理事務代行会社は、管理会社の要請に基づき、以下の期間の全部または一部において、ファンドの純資産総額の算定ならびにファンドの受益証券の発行および買戻しを停止し、かつ／または、ファンドの受益証券の買戻しを行う者に対する買戻代金の支払期間を延長することができます。

（a）ファンドの投資対象の重要な部分が上場、値付け、取引もしくは取扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が閉鎖されており（通例の週末および休日の休場を除きます。）、またはかかる取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている期間

（b）ファンドが投資対象を処分することが合理的に実行可能でなくなるか、かかる処分がファンドの受益者に対し著しい損害を及ぼすことになると管理事務代行会社が判断する状況が存在する期間

（c）投資対象の価値を確認するために通常用いられる何らかの手段に故障が発生した場合か、またはその他の何らかの理由からファンドの投資対象またはその他の資産の価値が合理的にもしくは公正に確認することができないと管理事務代行会社が判断した場合

（d）ファンドの投資対象の償還もしくは現金化またはかかる償還もしくは現金化に伴う資金の移動を、通常の価格または通常の為替レートで行うことができないと管理事務代行会社が判断する期間

ファンドのすべての受益者は、かかる停止につき停止から30日以内に書面にて通知を受け、かかる停止の終了後速やかに通知されます。

（2）【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書（もしあれば）は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書（もしあれば）は、販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

（３）【信託期間】

信託期間は、ファンド設立日に開始し、原則として、基本信託証書の締結日（2003年10月14日）から150年間存続しますが、後記「（５）その他 ファンドの終了」に規定する事由が発生した場合には、それ以前に終了することがあります。

クラス受益証券の終了

管理会社は、いずれかのクラス受益証券に帰属すべき純資産総額が管理会社とその単独の裁量において随時決定する金額を下回った場合および管理会社が当該クラス受益証券を終了することが当該クラス受益証券の受益者の利益になると決定した場合、当該クラス受益証券の強制的買戻しによって、当該クラス受益証券を終了することができます。

クラス受益証券は、適用法により要求される場合、または以下のいずれかの事由が発生した場合には、信託期間の満了前に終了します。

- （a）当該クラス受益証券の販売会社（もしあれば）の職務が、管理会社による後任の販売会社の選任がなされずに終了した場合。
- （b）当該クラス受益証券の代行協会員（もしあれば）の職務が、管理会社による後任の代行協会員の選任がなされずに終了した場合。

（４）【計算期間】

ファンドの決算期は毎年11月30日です。

（５）【その他】

発行限度額

受益証券の発行限度口数は設けられていません。

ファンドの終了

ファンドは、以下のいずれかの事由が発生した場合には、信託期間の満了前に終了することがあります。

- （a）ファンドを継続すること、またはファンドを別の法域に移転することが違法となるか、または受託会社の意見によれば、実行不可能であるかもしくは得策ではなく、または当該ファンドの受益者の利益に反し、かつ受託会社が、かかる理由によりファンドの終了を決定した場合。
- （b）ファンドの受益者が、ファンド決議により当該ファンドの終了を決定した場合。
- （c）受託会社が辞任する意図を書面により通知したか、または受託会社が強制清算または任意清算を行った場合で、管理会社、受託会社または受益者が、当該通知または当該清算が行われてから60日以内に、受託会社の代わりに受託者としての任務を受諾する用意のある他の法人を選任できなかったか、またはかかる選任を確保できなかった場合。
- （d）管理会社が辞任する意図を書面により通知したか、または管理会社が強制清算または任意清算を行った場合で、受託会社が、当該通知または当該清算が行われてから30日以内に、管理会社の代わりに管理者としての任務を受諾する用意のある他の法人を選任できなかったか、またはかかる選任を確保できなかった場合。
- （e）適用法により要求される場合。

（注）ファンドの終了において受益証券に関して手数料が課される場合があります。「第1 ファンドの状況、4 手数料及び税金、（２）買戻し手数料」をご参照ください。

また、ファンドの純資産総額が1,000万米ドルを下回った場合で、管理会社がファンドの終了を決定した場合には、ファンドは信託期間の満了前に終了します。

ファンドが終了した場合、受託会社は、当該ファンドの全受益者に対しかかる終了を通知するものとします。

信託証書の変更等

受益者に対する30日以上前の書面による通知（受益者決議により放棄することができます。）により、受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者の最善の利益となると受託会社および管理会社が判断する方法および範囲にて、受託会社および管理会社は、基本信託証書の補足書に基づき、基本信託証書の規定を修正、変更、改訂または追加する権限を有します。ただし、（ ）かかる修正、変更、改訂または追加がその当時存在する受益者の利益を著しく侵害せずかつ受託会社および管理会社の受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者に対する責任を解除することとならないことを受託会社が書面により証明しない限り、かかる修正、変更、改訂または追加は、先ず受託会社が当該修正、変更、改訂または追加を承認するために適切な受益者決議またはファンド決議を取得しなければ、行うことができないものとし、また（ ）当該修正、変更、改訂または追加が受益者に対して受益証券に関する追加支払義務または受益証券に関して責任を引き受ける義務を負わせないものとします。さらに、受託会社および管理会社は、上記通知および証明なしに、基本信託証書の補足書に基づき、基本信託証書の条項を修正、変更、改訂または追加して、トラストまたはファンドを本書の日付以降ケイマン諸島において制定された投資信託に関する法令に服せしめる権限を付与されています。

関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約および同契約に基づく管理事務代行会社の任命は、管理会社または管理事務代行会社が相手方当事者に対し、少なくとも90日前に書面による通知をすることにより終了できます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

投資運用契約

投資運用契約は、管理会社が投資運用会社に対して少なくとも30日前の書面による通知をすることにより、または、投資運用会社が管理会社に対して少なくとも90日前の書面による通知をすることにより、終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

副投資運用契約

副投資運用契約は、投資運用会社が副投資運用会社に対して少なくとも30日前の書面による通知をすることにより、または、副投資運用会社が投資運用会社に対して少なくとも90日前の書面による通知をすることにより、終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

保管契約

保管契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、少なくとも90日前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者がファンドに関し、自己の受益権を直接行使するためには、登録名義人となっているかまたは受益証券を保持していなければなりません。したがって、販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、登録名義人ではなく、また、受益証券も保持していないため、ファンドに関する受益権を直接行使することはできません。日本の受益者は、販売会社との間の口座契約に基づき、販売会社をして、自らのために受益権を行使させることができます。受益証券の保管を販売会社に委託していない日本の受益者は、自己が決める方法により権利行使を行うことができます。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（ ）分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を請求する権利を有します。受益者は、ファンド決議により、随時受託会社に対して中間分配を行うよう指示することができます。

（ ）買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、信託証書の規定ならびに本書の記載に従って請求する権利を有します。

（ ）残余財産分配請求権

ファンドの終了日におけるファンドの登録名義人は、ファンドの資産を換金することにより得られるすべての純手取金およびファンドの当該クラスの受益証券に属しており、資産の一部を構成している分配可能なその他の金銭を、自らが保有しているまたは保有しているものとみなされるファンドの各クラス受益証券の口数に応じて分配するよう請求する権利を有しています。

（ ）損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

（ ）議決権

受託会社は、基本信託証書の規定により要求される場合、または受益者決議の提議においては受益証券１口当たり純資産価格の総額が、トラストの全ファンドの純資産総額の10分の１以上となる受益証券を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、またはファンド決議の提議においてはファンドの受益証券の10分の１以上の口数を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、当該通知に記載される日時および場所にて、適宜すべての受益者またはファンドの受益者の集会を招集するものとし、

各集会の15日以上前の書面による通知は、集会の場所、日時および当該集会において提議される予定の決議事項を明記した上、受託会社より、すべての受益者の集会の場合には各受益者に対し、ファンドの受益者の集会の場合にはファンドの受益者に対して、郵送されるものとし、集会の基準日は、通知に記載される当該集会の日付の21日以上前であるものとし、受益者への通知の事故による不配または受益者の不受理は、集会における議事を無効としないものとし、受託会社または管理会社の取締役またはその他権限ある役員は、いずれの集会においても出席および発言の権利が与えられているものとし、

受益者決議に関する純資産総額の計算は、集会の直前の関連する評価日に行われるものとし、定足数の要件は受益者２人とし、受益者が１人しか存在しない場合はこの限りではありません。かかる場合、定足数は受益者１人とし、

集会において、集会の採決に付された決議は書面による投票により採択されるものとし、受益者決議においてはトラストの全ファンドの純資産総額の50%以上にあたる受益証券１口当たり純資産価格の総

額の受益証券を保有する受益者、ファンド決議においてはファンドの受益証券の2分の1以上の口数を保有する受益者により承認された場合に、投票の結果が当該集会の決議とみなされるものとします。

投票において、議決権は本人または代理人のいずれかによって行使し得ます。

（２）【為替管理上の取扱い】

本書の日付現在、日本の受益者に対するファンド受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- （ ）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- （ ）日本におけるファンド受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。なお、関東財務局長に対するファンド受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三 浦 健

同 廣 本 文 晴

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。

ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。

ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されています。なお、円建ての受益証券の情報に関しては、日本円で表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算が併記されています。円換算による金額は、平成28年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝112.68円）を使用して換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。当該円換算額は会計監査法人であるプライスウォーターハウスクーパースの監査対象になっていません。

（1）【2015年11月30日終了年度】

【貸借対照表】

メロン・オフショア・ファンズ

純資産計算書
2015年11月30日現在

世界スマート債券ファンド

（米ドルで表示）

	注記	世界スマート債券ファンド (米ドル)	(千円)
資産			
投資有価証券			
- 取得原価		353,460,617.52	39,827,942
- 時価評価額	2.2	341,785,968.38	38,512,443
現預金		26,331,305.49	2,967,012
債券にかかる未収利息	2.9	2,347,630.55	264,531
為替先渡契約にかかる未実現評価益	2.5, 10	1,992,832.62	224,552
設立費	2.4	175,127.85	19,733
先物契約にかかる未実現評価益	2.6, 11	137,486.76	15,492
購入オプションの時価評価額	2.7, 12	65,844.24	7,419
その他の資産		289.79	33

資産合計		372,836,485.68	42,011,215
負債			
未払投資有価証券購入代金		20,418,390.52	2,300,744
為替先渡契約にかかる未実現評価損	2.5, 10	9,232,805.80	1,040,353
未払買戻支払額		844,461.71	95,154
先物契約にかかる未実現評価損	2.6, 11	317,210.87	35,743
未払販売管理報酬	3	169,320.76	19,079
未払管理報酬	3	151,962.41	17,123
未払設立費		96,957.15	10,925
売却オプションの時価評価額	2.7, 12	55,125.00	6,211
スワップ契約にかかる未実現評価損	2.7, 13	41,194.89	4,642
未払印刷および公告費		22,066.65	2,486
未払弁護士報酬		20,348.67	2,293
未払販売報酬	7	18,141.33	2,044
未払保管報酬	5	13,386.01	1,508
未払管理事務代行報酬	4	13,381.13	1,508
未払代行協会員報酬	8	12,096.46	1,363
未払受託報酬	6	10,903.13	1,229
未払専門家費用		9,307.53	1,049
その他の負債		13,009.36	1,466
負債合計		31,460,069.38	3,544,921
純資産総額		341,376,416.30	38,466,295

純資産額			
円投資型1306受益証券	日本円	2,107,851,480	
円投資型1310受益証券	日本円	2,017,290,790	
円投資型1409受益証券 （ファンド・オブ・ファンズ専用）	日本円	7,023,020,278	
円投資型1411受益証券 （ファンド・オブ・ファンズ専用）	日本円	4,381,497,212	
米ドル受益証券	米ドル	4,184,730.79	471,535千円
円投資型1502受益証券 （ファンド・オブ・ファンズ専用）	日本円	9,322,892,071	
円投資型1503受益証券 （ファンド・オブ・ファンズ専用）	日本円	5,106,244,369	
円投資型1506受益証券 （ファンド・オブ・ファンズ専用）	日本円	5,024,265,570	
円投資型1508受益証券 （ファンド・オブ・ファンズ専用）	日本円	3,300,292,378	
円投資型1511受益証券 （ファンド・オブ・ファンズ専用）	日本円	3,176,353,017	

発行済受益証券口数

円投資型1306受益証券	200,988
円投資型1310受益証券	193,707
円投資型1409受益証券 （ファンド・オブ・ファンズ専用）	6,986,287,777
円投資型1411受益証券 （ファンド・オブ・ファンズ専用）	4,365,909,504
米ドル受益証券	42,390
円投資型1502受益証券 （ファンド・オブ・ファンズ専用）	9,588,798,000
円投資型1503受益証券 （ファンド・オブ・ファンズ専用）	5,269,680,000
円投資型1506受益証券 （ファンド・オブ・ファンズ専用）	5,095,142,740
円投資型1508受益証券 （ファンド・オブ・ファンズ専用）	3,321,970,000
円投資型1511受益証券 （ファンド・オブ・ファンズ専用）	3,175,000,000

1口当たり純資産価格

円投資型1306受益証券	日本円	10,487	
円投資型1310受益証券	日本円	10,414	
円投資型1409受益証券 （ファンド・オブ・ファンズ専用）	日本円	1.0053	
円投資型1411受益証券 （ファンド・オブ・ファンズ専用）	日本円	1.0036	
米ドル受益証券	米ドル	98.72	11,124円
円投資型1502受益証券 （ファンド・オブ・ファンズ専用）	日本円	0.9723	
円投資型1503受益証券 （ファンド・オブ・ファンズ専用）	日本円	0.9690	
円投資型1506受益証券 （ファンド・オブ・ファンズ専用）	日本円	0.9861	
円投資型1508受益証券 （ファンド・オブ・ファンズ専用）	日本円	0.9935	
円投資型1511受益証券 （ファンド・オブ・ファンズ専用）	日本円	1.0004	

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】**メロン・オフショア・ファンズ**

運用計算書および純資産変動計算書
2015年11月30日に終了した年度

世界スマート債券ファンド

（米ドルで表示）

	注記	世界スマート債券ファンド （米ドル）	（千円）
収益			
債券にかかる利息	2.9	8,376,708.24	943,887
銀行利息		2,275.12	256
その他の収益		570.19	64
収益合計		8,379,553.55	944,208
費用			
販売管理報酬	3	1,722,749.00	194,119
管理報酬	3	1,557,603.12	175,511
スワップ契約にかかる利息		170,509.45	19,213
販売報酬	7	138,102.20	15,561
保管報酬	5	136,192.74	15,346
管理事務代行報酬	4	136,138.77	15,340
代行協会員報酬	8	92,092.43	10,377
取引手数料		51,193.49	5,768
設立費	2.4	47,304.68	5,330
弁護士報酬		29,700.52	3,347
受託報酬	6	27,452.84	3,093
保護預り費用		27,436.10	3,091
印刷および公告費		22,252.04	2,507
専門家費用		19,919.10	2,244
その他の費用		76,760.67	8,649
費用合計		4,255,407.15	479,499
投資純利益		4,124,146.40	464,709

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書（続き） 2015年11月30日に終了した年度
--

世界スマート債券ファンド

（米ドルで表示）

注記	世界スマート債券ファンド	
	（米ドル）	（千円）
投資純利益	4,124,146.40	464,709
以下にかかる実現純損益：		
為替先渡契約	8,102,712.05	913,014
先物契約	1,102,837.17	124,268
オプション	478,075.41	53,870
スワップ契約	(301,501.99)	(33,973)
外国為替	(2,019,651.47)	(227,574)
投資有価証券	(12,693,439.26)	(1,430,297)
当期実現純損失	(1,206,821.69)	(135,985)
以下にかかる未実現評価損益の純変動：		
スワップ契約	180,117.62	20,296
オプション	(18,294.32)	(2,061)
先物契約	(267,800.06)	(30,176)
為替先渡契約	(2,839,183.50)	(319,919)
投資有価証券	(10,723,713.76)	(1,208,348)
運用による純資産の純減少	(14,875,695.71)	(1,676,193)
資本の変動		
受益証券発行手取額	227,149,691.00	25,595,227
受益証券買戻支払額	(25,872,710.38)	(2,915,337)
資本の変動、純額	201,276,980.62	22,679,890
支払分配金	(343,708.08)	(38,729)
期首現在純資産額	155,318,839.47	17,501,327

期末現在純資産額	341,376,416.30	38,466,295
----------	----------------	------------

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

統計情報	未監査
------	-----

世界スマート債券ファンド				
円投資型1306 受益証券	円投資型1310 受益証券	円投資型1409 受益証券 (ファンド・オブ ・ファンズ専用)	円投資型1411 受益証券 (ファンド・オブ ・ファンズ専用)	米ドル 受益証券

期末現在発行済受益証券口数：					
2013年11月30日	359,932	295,566	-	-	-
2014年11月30日	321,964	267,544	7,473,950,000	4,551,000,000	-
発行口数	-	-	-	-	42,390
買戻口数	(120,976)	(73,837)	(487,662,223)	(185,090,496)	-
2015年11月30日	200,988	193,707	6,986,287,777	4,365,909,504	42,390

期末現在純資産 総額：	米ドル合計	日本円	日本円	日本円	日本円	米ドル
2013年11月30日	63,834,378.05	3,596,993,722	2,933,901,167	-	-	-
2014年11月30日	155,318,839.47	3,401,610,150	2,807,376,376	7,551,368,352	4,590,566,005	-
2015年11月30日	341,376,416.30	2,107,851,480	2,017,290,790	7,023,020,278	4,381,497,212	4,184,730.79

期末現在1口当たり 純資産価格：	日本円	日本円	日本円	日本円	米ドル
2013年11月30日	9,994	9,926	-	-	-
2014年11月30日	10,565	10,493	1.0104	1.0087	-
2015年11月30日	10,487	10,414	1.0053	1.0036	98.72

統計情報

未監査

世界スマート債券ファンド

円投資型1502 受益証券 (ファンド・オブ ・ファンズ専用)	円投資型1503 受益証券 (ファンド・オブ ・ファンズ専用)	円投資型1506 受益証券 (ファンド・オブ ・ファンズ専用)	円投資型1508 受益証券 (ファンド・オブ ・ファンズ専用)	円投資型1511 受益証券 (ファンド・オブ ・ファンズ専用)
--	--	--	--	--

期末現在発行済受益証券口数：

発行口数	9,911,000,000	5,310,000,000	5,149,000,000	3,330,000,000	3,175,000,000
買戻口数	(322,202,000)	(40,320,000)	(53,857,260)	(8,030,000)	-
2015年11月30日	9,588,798,000	5,269,680,000	5,095,142,740	3,321,970,000	3,175,000,000

期末現在純資産
総額：

日本円 日本円 日本円 日本円 日本円

2015年11月30日	9,322,892,071	5,106,244,369	5,024,265,570	3,300,292,378	3,176,353,017
-------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

期末現在１口当たり
純資産価格：

日本円 日本円 日本円 日本円 日本円

2015年11月30日	0.9723	0.9690	0.9861	0.9935	1.0004
-------------	--------	--------	--------	--------	--------

メロン・オフショア・ファンズ

財務書類に対する注記

2015年11月30日現在

世界スマート債券ファンド

注記１．活動および目的

メロン・オブショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）は、受託会社と管理会社との間で締結された2003年10月14日付基本信託証書により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。

世界スマート債券ファンド（以下「ファンド」という。）は、C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）との間で締結された基本信託証書ならびに2013年3月26日、2014年9月1日および2015年4月15日付の3つの補足信託証書に基づき設定されたトラストの別個のシリーズ・トラストである。

本財務書類は、ファンドについてのみ言及している。

受益証券クラス

当財務書類の日付現在、円投資型1306受益証券、円投資型1310受益証券、円投資型1409受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）、円投資型1411受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）、米ドル受益証券、円投資型1502受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）、円投資型1503受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）、円投資型1506受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）、円投資型1508受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）および、円投資型1511受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の発行が可能である。

円投資型1409受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）、円投資型1411受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）、円投資型1502受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）、円投資型1503受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）、円投資型1506受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）、円投資型1508受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）および円投資型1511受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）は、日本の法律に基づき組成されたファンド・オブ・ファンズまたは管理会社の判断によるその他の適格投資家のみにより申込が可能である。

円投資型1306受益証券の存続期間は5年間であり、発行日から5年後の応当日（当日が営業日でない場合は、直前の営業日）において、当該強制的買戻しの日（またはかかる日が評価日でない場合は、直前の評価日）の評価時点現在に算定される当該クラス受益証券の1口当たりの純資産価格により、強制的に買い戻される。

円投資型1310受益証券の存続期間は5年間であり、発行日から5年後の応当日（当日が営業日でない場合は、直前の営業日）（以下「5年後の応当日」という。）において、当該強制的買戻しの日（またはかかる日が評価日でない場合は、直前の評価日）の評価時点現在に算定される当該クラス受益証券の1口当たりの純資産価格により、強制的に買い戻される。

円投資型1409受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の存続期間は約5年間であり、2019年9月6日において、当該強制的買戻しの日（またはかかる日が評価日でない場合は、直前の評価日）の評価時点現在に算定される当該クラス受益証券の1口当たりの純資産価格により、強制的に買い戻される。

円投資型1411受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の存続期間は約5年間であり、2019年11月19日において、当該強制的買戻しの日（またはかかる日が評価日でない場合は、直前の評価日）の評価時点現在に算定される当該クラス受益証券の1口当たりの純資産価格により、強制的に買い戻される。

円投資型1502受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の存続期間は約5年間であり、2020年2月3日において、当該強制的買戻しの日（またはかかる日が評価日でない場合は、直前の評価日）の評価時点現在に算定される当該クラス受益証券の1口当たりの純資産価格により、強制的に買い戻される。

円投資型1503受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の存続期間は約5年間であり、2020年3月27日において、当該強制的買戻しの日（またはかかる日が評価日でない場合は、直前の評価

日）の評価時点現在に算定される当該クラス受益証券の１口当たりの純資産価格により、強制的に買い戻される。

円投資型1506受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の存続期間は約５年間であり、2020年６月2日において、当該強制的買い戻しの日（またはかかる日が評価日でない場合は、直前の評価日）の評価時点現在に算定される当該クラス受益証券の１口当たりの純資産価格により、強制的に買い戻される。

円投資型1508受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の存続期間は約５年間であり、2020年８月３日において、当該強制的買い戻しの日（またはかかる日が評価日でない場合は、直前の評価日）の評価時点現在に算定される当該クラス受益証券の１口当たりの純資産価格により、強制的に買い戻される。

円投資型1511受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の存続期間は約５年間であり、2020年11月18日において、当該強制的買い戻しの日（またはかかる日が評価日でない場合は、直前の評価日）の評価時点現在に算定される当該クラス受益証券の１口当たりの純資産価格により、強制的に買い戻される。

投資目的および方針

ファンドの投資目的は、債券（その派生商品を含む。）の分散されたポートフォリオに対する投資を通じて、安定した収益の獲得および長期的な資産の成長を追求することである。ポートフォリオには、先進国市場および新興国市場の米ドル建てまたは非米ドル建ての投資適格および非投資適格の債券が含まれている。

投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドの勘定で各国政府が直接発行した国債、政府機関債、国際機関債、社債、不動産担保証券（MBS）、資産担保証券（ABS）、商業不動産担保証券（CMBS）、不動産抵当証券担保債券（CMO）、債権担保証券、短期金融商品および派生商品を含む（ただし、これらに限らない。）多様な債券および他の債務証券（これらは、固定利付または変動利付のものがある。）から構成される分散されたポートフォリオに主として投資することにより、かかる投資目的の達成を追求する。

副投資運用会社がファンドの勘定で投資する債券の信用格付は、買付時において、S & PによるCCC格もしくはムーディーズによるCaa2格またはその他の有力格付機関による同等以上の格付とする。ファンドのポートフォリオの加重平均信用格付は、S & PによるA-格もしくはムーディーズによるA3格またはその他の有力格付機関による同等以上の格付とする。

投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドの投資目的を追求するため、派生商品を利用することがある。

投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドの勘定で、集団投資スキーム（ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社により運用される集団投資スキームを含むが、これに限らない。）への投資を通じて、上記のいずれかの資産クラスに対するエクスポージャーを得ることがある。

投資運用会社は、ファンドのポートフォリオの投資および再投資の運用に関する責任を、副投資運用会社に対して委託している。

投資運用会社は、随時その裁量において、他のまたは追加の投資顧問または投資運用者を選任することがある。

米ドル（ファンドの表示通貨）とファンドが投資している非米ドル建て資産の投資対象通貨との間における為替相場の変動に対してファンドが有するエクスポージャーをヘッジするため、副投資運用会社は、為替ヘッジ取引を行う。上述の為替ヘッジ取引に限らず、副投資運用会社は、ファンドにおける追加リターンを獲得を目指して、その絶対の裁量において、限定的な態様で、非米ドル通貨（非米ドル建て投資対象通貨を含むが、これに限らない。）においてその他の、または追加のロングまたはショートのポジションを一定程度採ることがある。その結果、ファンドは、個別の非米ドル通貨および／または非米ドル通貨全体に対して、ロングまたはショートのネット・ポジションを有することがある。米ドルに対するファンドのエクスポージャーは、純資産総額を超えることがある。

前段落に記載する為替取引による為替エクスポージャーを除くほか、管理会社および／またはその委託先は、為替リスクを低減させ（ただし、完全に排除するものではない。）、日本円（円投資型受益証券の表示通貨）に対する米ドル（ファンドの表示通貨）の下落から円投資型受益証券の価値を保護することを目的として為替ヘッジ取引を行う。

注記2．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

2.2 有価証券およびその他の資産への投資の評価

- （a）下記（b）が適用される集団的投資スキームの持分を除き、かつ、下記（c）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている投資対象の価格に基づくすべての計算は、関係評価時点またはその直前における当該投資対象の主要な証券取引所もしくは証券市場の最終取引価格または（最終取引価格が利用可能でない場合は）直近の利用可能な取引売呼値および直近の利用可能な取引買呼値の中間値を参照して行われるものとする。
- （b）下記（c）および（e）の規定に従い、集団的投資スキームの各持分の価格は、関係評価時点またはその直前における当該集団的投資スキームの受益証券もしくは株式の直前に発表された1口当たり純資産価格（利用可能な場合）または（同価格が利用可能でない場合は）当該受益証券もしくは株式の直前に発表された取引買呼値とするが、各場合において、当該価格は管理事務代行会社または当該集団的投資スキームのために公定価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- （c）純資産総額、取引売呼値、取引買呼値または建値が、上記（a）または（b）に規定されるとおりに利用できなかった場合、該当する投資対象の公正価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。
- （d）上記（b）が適用される集団的投資スキームの持分を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、当該投資対象の取得における支出金額（各場合において、印紙代、手数料その他の取得費用の金額を含む。）に相当する当初金額となるものとするが、ただし、管理会社は、受託会社の承認を得た上で、当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家をして再評価を行わしめることができ、かつ、受託会社の要請に基づきこれを行わしめるものとする。
- （e）上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公平な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。

2.3 外貨換算

ファンドは、米ドル建てである。米ドル受益証券を除き、受益証券のすべてのクラスは、日本円建てである。米ドル以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより米ドルに換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算にかかる未実現および実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

組入有価証券の時価評価額に起因する未実現為替差損益は、投資有価証券にかかる未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

2.4 設立費

設立費は、定額法で5年にわたり償却される。

2.5 為替先渡契約

為替先渡契約は、満期日までの残存期間に関する純資産計算書の日付現在適用される先渡レートで評価される。

為替先渡契約から生じる損益は、運用計計算書および純資産変動計算書において認識される。

2.6 先物契約

先物契約は、特定の先物契約が取引される取引所の決済価格を基準として、現金化した場合の評価額で評価される。

2.7 金利スワップおよびオプションの評価

金利スワップおよびオプションは、管理会社が管理事務代行会社と協議のうえ、適切であると判断する外部の価格提供者から受領した相場に基づき、管理会社の裁量で誠実に評価される。時価の計算は、対象当事者の信用リスク、それぞれ発行体、金利スワップ/オプションの満期および流通市場における流動性に基づいており、それには、金利スワップにかかる正味経過利息が含まれる。

2.8 クレジット・デフォルト・スワップの評価

クレジット・デフォルト・スワップは、管理会社が管理事務代行会社と協議のうえ、適切であると判断する外部の価格提供者から受領した相場に基づき、管理会社の裁量で誠実に評価される。時価の計算は、対象当事者の信用リスク、それぞれ発行体、クレジット・デフォルト・スワップの満期および流通市場における流動性に基づいており、それには、クレジット・デフォルト・スワップにかかる経過利息が含まれる。

2.9 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

2.10 受取配当金

配当金は、当該有価証券が「配当落ち」として初めて記載された日付に収益に計上される。

注記３．管理報酬および販売管理報酬

管理会社はファンドの資産から、関連する受益証券のクラスに帰属する純資産額に基づき以下に定める年率で計算された管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

円投資型1306受益証券	0.63%
円投資型1310受益証券	0.63%
円投資型1409受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	0.56%
円投資型1411受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	0.56%
米ドル受益証券	0.50%
円投資型1502受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	0.56%
円投資型1503受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	0.56%
円投資型1506受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	0.56%
円投資型1508受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	0.56%
円投資型1511受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	0.56%

米ドル受益証券を除き、管理会社はまた、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.64パーセントの販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。受益者決議によって管理会社が解任され、後任の管理会社が選任される場合において、受益証券に条件付後払申込手数料（C D S C）が課された場合には、販売管理報酬は以後発生しない。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払う。投資運用会社は、副投資運用会社、およびシリーズ・トラストに関して投資運用会社の職務を遂行するよう投資運用会社により任命された委託先またはその他の者の報酬を支払う責任を負う。

注記４．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.05パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記５．保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.05パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いで支払われる。

注記６．受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.01パーセントの受託報酬（ただし最低年間報酬額は10,000米ドル）を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いで支払われる。

注記７．販売報酬

販売会社は、ファンドの資産から、関連する受益証券のクラスに帰属する純資産額に基づき以下に定める年率で計算された報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いで支払われる。

円投資型1306受益証券	0.30%
円投資型1310受益証券	0.30%
円投資型1409受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	なし
円投資型1411受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	なし
米ドル受益証券	なし
円投資型1502受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	なし
円投資型1503受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	なし
円投資型1506受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	なし
円投資型1508受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	なし
円投資型1511受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	なし

注記８．代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、関連する受益証券のクラスに帰属する純資産額に基づき以下に定める年率で計算された報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いで支払われる。

円投資型1306受益証券	0.20%
円投資型1310受益証券	0.20%
円投資型1409受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	なし
円投資型1411受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	なし
米ドル受益証券	なし
円投資型1502受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	なし
円投資型1503受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	なし
円投資型1506受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	なし
円投資型1508受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	なし
円投資型1511受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	なし

注記９．税金

ケイマン諸島

現行のケイマン諸島における税法に基づき、ファンドにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

その他の国々

ファンドは、その他の国々において稼得される特定の所得に対する源泉税またはその他の税金を課されることがある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券を購入、保有および買戻す際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

注記10. 為替先渡契約

2015年11月30日現在、以下の為替先渡契約が未決済であった。

10.1- ポートフォリオ管理における為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /（評価損）
					米ドル
米ドル	3,255,638.54	豪ドル	4,540,000	2015年12月30日	5,538.89
米ドル	1,155,937.74	日本円	142,693,000	2015年12月30日	4,858.47
米ドル	357,145.85	ノルウェー ・ クローネ	3,095,000	2015年12月30日	(2,567.30)
米ドル	3,233,881.03	インド・ルピー	216,400,000	2016年 1月29日	(23,648.25)
米ドル	257,419.84	インド・ルピー	17,260,000	2016年 1月29日	(1,372.63)
米ドル	6,392,875.89	メキシコ・ペソ	107,660,000	2016年 1月29日	73,109.33
米ドル	3,249,539.43	メキシコ・ペソ	54,680,000	2016年 1月29日	34,503.59
米ドル	644,510.89	メキシコ・ペソ	10,715,000	2016年 1月29日	(975.40)
豪ドル	50,245,000	米ドル	35,571,450.20	2015年12月30日	(520,589.45)
豪ドル	450,000	米ドル	325,320.17	2015年12月30日	2,075.72
豪ドル	4,370,000	米ドル	3,163,591.58	2015年12月30日	24,528.73
カナダ・ドル	5,585,000	米ドル	4,206,895.50	2015年12月30日	37,767.31
カナダ・ドル	5,405,000	米ドル	4,071,072.41	2015年12月30日	36,311.82
カナダ・ドル	520,000	米ドル	390,927.48	2015年12月30日	2,754.40
日本円	253,755,000	米ドル	2,054,791.86	2015年12月30日	(9,484.89)
日本円	664,795,000	米ドル	5,385,135.68	2015年12月30日	(22,918.79)
ニュージー ランド・ドル	9,710,000	米ドル	6,266,688.35	2015年12月30日	(79,262.78)
ニュージー ランド・ドル	995,000	米ドル	650,805.52	2015年12月30日	525.26
ノルウェー ・ クローネ	3,300,000	米ドル	380,429.24	2015年12月30日	2,364.87
シンガポール・ドル	6,560,000	米ドル	4,601,829.51	2015年12月30日	(41,105.25)
シンガポール・ドル	530,000	米ドル	376,926.41	2015年12月30日	1,811.26
スウェーデン ・ クローナ	21,255,000	米ドル	2,440,270.49	2015年12月30日	2,876.02
スウェーデン ・ クローナ	3,405,000	米ドル	388,990.64	2015年12月30日	(1,474.10)
英ポンド	7,915,000	米ドル	12,044,651.25	2015年12月30日	163,572.14
英ポンド	130,000	米ドル	196,521.08	2015年12月30日	1,380.18
ユーロ	21,615,000	米ドル	23,205,539.78	2015年12月30日	337,194.38
ユーロ	22,230,000	米ドル	23,867,684.10	2015年12月30日	348,677.94

ユーロ	22,825,000	米ドル	24,508,229.63	2015年12月30日	359,722.40
ユーロ	22,090,000	米ドル	23,715,824.00	2015年12月30日	344,935.73
ユーロ	2,760,000	米ドル	2,964,568.44	2015年12月30日	44,529.89
ユーロ	780,000	米ドル	829,524.70	2015年12月30日	4,296.42
ユーロ	1,360,000	米ドル	1,446,350.75	2015年12月30日	7,491.18
ユーロ	1,150,000	米ドル	1,225,307.75	2015年12月30日	8,625.02
ユーロ	1,495,000	米ドル	1,583,952.20	2015年12月30日	2,264.66
通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 ／（評価損）
					米ドル
ユーロ	4,750,000	米ドル	5,049,725.00	2015年12月30日	24,296.34
ユーロ	2,130,000	米ドル	2,264,403.00	2015年12月30日	10,894.99
韓国ウォン	8,492,410,000	米ドル	7,243,611.40	2016年 1月29日	(77,265.54)
ポートフォリオ管理における為替先渡契約にかかる未実現純評価益合計					1,106,242.56

10.2 - 円投資型1306受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための 為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 ／（評価損）
					米ドル
米ドル	19,690,895.33	日本円	2,356,379,908.00	2016年 1月15日	(508,401.94)
日本円	8,380,800.00	米ドル	70,033.47	2016年 1月15日	1,808.20
日本円	17,734,860.00	米ドル	148,113.88	2016年 1月15日	3,740.45
日本円	9,427,500.00	米ドル	78,779.14	2016年 1月15日	2,033.04
日本円	9,232,080.00	米ドル	77,268.83	2016年 1月15日	2,113.47
日本円	6,311,702.00	米ドル	53,098.86	2016年 1月15日	1,717.10
日本円	9,440,100.00	米ドル	79,387.95	2016年 1月15日	2,538.82
日本円	5,262,003.00	米ドル	44,122.67	2016年 1月15日	1,286.34
日本円	5,670,000.00	米ドル	47,526.45	2016年 1月15日	1,368.76
日本円	5,243,500.00	米ドル	43,800.22	2016年 1月15日	1,114.67
日本円	8,900,766.00	米ドル	73,599.59	2016年 1月15日	1,142.17
日本円	2,106,000.00	米ドル	17,491.55	2016年 1月15日	347.41
日本円	10,538,000.00	米ドル	87,683.68	2016年 1月15日	1,897.72
日本円	11,606,100.00	米ドル	96,328.17	2016年 1月15日	1,847.43
日本円	28,438,829.00	米ドル	235,674.39	2016年 1月15日	4,165.29

日本円	10,506,000.00	米ドル	87,454.53	2016年1月15日	1,929.03
日本円	15,748,500.00	米ドル	129,818.15	2016年1月15日	1,616.56
日本円	10,500,490.00	米ドル	86,442.28	2016年1月15日	962.52
日本円	18,949,896.00	米ドル	153,940.29	2016年1月15日	(320.38)
日本円	10,419,000.00	米ドル	84,761.07	2016年1月15日	(54.39)
日本円	1,042,900.00	米ドル	8,502.92	2016年1月15日	13.22
日本円	17,162,842.00	米ドル	140,236.48	2016年1月15日	522.50
日本円	3,650,850.00	米ドル	29,864.78	2016年1月15日	145.03
日本円	3,445,860.00	米ドル	27,973.96	2016年1月15日	(76.87)
日本円	11,299,326.00	米ドル	91,741.37	2016年1月15日	(240.18)
日本円	9,409,500.00	米ドル	76,484.45	2016年1月15日	(113.15)
日本円	6,812,650.00	米ドル	55,767.80	2016年1月15日	309.38
日本円	10,481.00	米ドル	85.60	2016年1月15日	0.28
日本円	26,242,500.00	米ドル	214,123.11	2016年1月15日	496.51
円投資型1306受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための 為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計					(476,091.01)

10.3 - 円投資型1310受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための 為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /（評価損）
					米ドル
米ドル	18,974,143.40	日本円	2,270,607,279.00	2016年1月15日	(489,896.03)
日本円	37,515,600.00	米ドル	313,314.07	2016年1月15日	7,912.40
日本円	3,177,185.00	米ドル	26,591.77	2016年1月15日	727.33
日本円	8,343,200.00	米ドル	70,189.37	2016年1月15日	2,269.76
日本円	7,811,250.00	米ドル	65,689.89	2016年1月15日	2,100.75
日本円	22,943,800.00	米ドル	192,387.13	2016年1月15日	5,608.79
日本円	5,213,500.00	米ドル	43,700.02	2016年1月15日	1,258.55
日本円	10,413,000.00	米ドル	86,982.31	2016年1月15日	2,213.61
日本円	5,238,500.00	米ドル	43,478.44	2016年1月15日	833.85
日本円	34,402,500.00	米ドル	283,586.95	2016年1月15日	3,531.38
日本円	5,208,000.00	米ドル	42,873.37	2016年1月15日	477.39
日本円	22,847,000.00	米ドル	185,598.58	2016年1月15日	(386.26)
日本円	14,049,868.00	米ドル	114,299.05	2016年1月15日	(73.34)
日本円	11,184,480.00	米ドル	91,188.73	2016年1月15日	141.73
日本円	27,955,800.00	米ドル	228,425.05	2016年1月15日	851.07
日本円	15,537,000.00	米ドル	127,096.18	2016年1月15日	617.21
日本円	22,697,741.00	米ドル	184,263.33	2016年1月15日	(506.36)
日本円	518,500.00	米ドル	4,209.80	2016年1月15日	(11.03)
日本円	9,239,980.00	米ドル	75,106.52	2016年1月15日	(111.11)

日本円	5,093,550.00	米ドル	41,547.78	2016年1月15日	83.83
日本円	15,610,500.00	米ドル	127,786.28	2016年1月15日	708.90
日本円	5,203,500.00	米ドル	42,499.41	2016年1月15日	140.40

円投資型1310受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための
為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計

(461,507.18)

10.4 - 円投資型1409受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 ／（評価損）
					米ドル
米ドル	58,208,507.85	日本円	6,965,724,822.00	2016年1月15日	(1,502,893.49)
日本円	7,022,400	米ドル	58,681.37	2016年1月15日	1,514.38
日本円	25,120,000	米ドル	210,244.39	2016年1月15日	5,750.64
日本円	20,118,000	米ドル	169,247.98	2016年1月15日	5,473.09
日本円	1,006,000	米ドル	8,435.46	2016年1月15日	245.93
日本円	1,010,800	米ドル	8,389.43	2016年1月15日	160.90
日本円	14,974,500	米ドル	121,821.15	2016年1月15日	(78.17)
日本円	905,490	米ドル	7,388.26	2016年1月15日	17.13

円投資型1409受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の通貨エクスポージャー
をカバーするための為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計

(1,489,809.59)

10.5 - 円投資型1411受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 ／（評価損）
					米ドル
米ドル	36,295,316.20	日本円	4,343,406,047.00	2016年1月15日	(937,113.77)
日本円	15,117,000	米ドル	127,175.75	2016年1月15日	4,112.57
日本円	1,007,800	米ドル	8,447.47	2016年1月15日	243.28
日本円	50,359	米ドル	416.19	2016年1月15日	6.24
日本円	3,000,900	米ドル	24,413.04	2016年1月15日	(15.67)

日本円	1,001,100	米ドル	8,179.92	2016年1月15日	30.47
日本円	2,005,200	米ドル	16,278.48	2016年1月15日	(44.74)
日本円	515,128	米ドル	4,203.14	2016年1月15日	9.74

円投資型1411受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の通貨エクスポージャー
をカバーするための為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計

(932,771.88)

10.6 - 円投資型1502受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 ／（評価損）
					米ドル

米ドル	77,620,498.72	日本円	9,288,728,651.00	2016年1月15日	(2,004,094.36)
日本円	4,852,000	米ドル	40,545.34	2016年1月15日	1,046.84
日本円	40,267,450	米ドル	336,487.42	2016年1月15日	8,683.70
日本円	2,919,000	米ドル	24,476.24	2016年1月15日	713.56
日本円	29,184,000	米ドル	244,622.89	2016年1月15日	7,045.10
日本円	18,967,650	米ドル	157,397.43	2016年1月15日	2,989.20
日本円	4,386,600	米ドル	36,272.38	2016年1月15日	562.90
日本円	2,918,700	米ドル	24,059.45	2016年1月15日	299.60
日本円	10,676,600	米ドル	86,972.03	2016年1月15日	59.49
日本円	19,462,000	米ドル	158,798.28	2016年1月15日	368.22

円投資型1502受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の通貨エクスポージャー
をカバーするための為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計

(1,982,325.75)

10.7 - 円投資型1503受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 ／（評価損）
					米ドル

米ドル	42,065,682.87	日本円	5,033,937,171.00	2016年1月15日	(1,086,099.67)
日本円	2,909,100	米ドル	24,393.23	2016年1月15日	711.15
日本円	6,870,822	米ドル	55,895.79	2016年1月15日	(35.87)
日本円	3,853,200	米ドル	31,415.71	2016年1月15日	48.82

日本円 4,836,500 米ドル 39,398.33 2016年1月15日 26.94

円投資型1503受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の通貨エクスポージャー
をカバーするための為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計

(1,085,348.63)

10.8 - 円投資型1506受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /（評価損）
					米ドル
米ドル	41,537,156.08	日本円	4,970,689,162.00	2016年1月15日	(1,072,453.56)
日本円	4,963,739	米ドル	41,544.52	2016年1月15日	1,136.33
日本円	1,979,000	米ドル	16,436.74	2016年1月15日	326.46
日本円	9,803	米ドル	79.93	2016年1月15日	0.12
日本円	29,069,300	米ドル	237,422.51	2016年1月15日	784.18

円投資型1506受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の通貨エクスポージャー
をカバーするための為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計

(1,070,206.47)

10.9 - 円投資型1508受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /（評価損）
					米ドル
米ドル	26,725,939.52	日本円	3,198,253,093	2016年1月15日	(690,040.72)
米ドル	893,503.32	日本円	106,975,578	2016年1月15日	(22,651.64)
日本円	2,983,800	米ドル	25,102	2016年1月15日	811.73
日本円	29,895	米ドル	247.20	2016年1月15日	3.83
日本円	4,937,500	米ドル	40,344.00	2016年1月15日	150.31

円投資型1508受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の通貨エクスポージャー
をカバーするための為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計

(711,726.49)

10.10 - 円投資型1511受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現（評価損）
					米ドル
米ドル	25,982,528.28	日本円	3,175,000,000	2016年1月15日	(136,428.74)
円投資型1511受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約にかかる未実現評価損合計					(136,428.74)

注記11．先物契約

2015年11月30日現在、以下の先物契約が未決済であった。

銘柄	通貨	満期日	契約数 買い / (売り)	契約額	未実現評価益 / (評価損)
金利にかかる先物契約				米ドル	米ドル
AUSTR.10YT	豪ドル	2015年12月	61	4,185,174.78	(87,734.76)
AUSTR.3YT	豪ドル	2015年12月	421	29,663,804.79	(8,065.05)
EURO BOBL	ユーロ	2015年12月	(28)	3,852,442.20	(56,557.76)
EURO BTP	ユーロ	2015年12月	(24)	3,581,540.25	(28,120.25)
EURO BUXL.30Y	ユーロ	2015年12月	26	4,320,217.62	129,147.98
GILT.ICE	英ポンド	2016年3月	(110)	19,466,931.67	(87,539.91)
JAPAN 10YR	日本円	2015年12月	(2)	2,416,005.19	(5,693.14)
SCHATZ	ユーロ	2015年12月	19	2,243,734.55	8,338.78
US T-NOTES 10YR	米ドル	2016年3月	(64)	8,096,000.00	(14,000.00)
US T-NOTES 2YR	米ドル	2016年3月	(14)	3,046,531.32	(1,750.00)
US T-NOTES 5YR	米ドル	2016年3月	(148)	17,571,530.88	(27,750.00)
金利にかかる先物契約の契約額および未実現純評価損合計				98,443,913.25	(179,724.11)

注記12．オプション契約

オプションは、一方の当事者から他方当事者に売却された契約を表す金融デリバティブである。契約は、一定の期間中または特定日に、合意した価格（行使価格）で有価証券またはその他の金融商品を買う（コール）もしくは売る（プット）ための権利（義務ではない）を買い手に提供する。

2015年11月30日現在、シカゴ商品取引所で取引される、先物契約にかかる以下のオプションが締結された。

通貨	銘柄	満期日	行使価格	数量	取得原価	時価
					米ドル	米ドル
米ドル	PUT US T-NOTE 10Y.CBT.JAN16	2015年12月24日	125.50	(196)	(113,313.48)	(55,125.00)
米ドル	PUT US T-NOTE 10Y.CBT.JAN16	2015年12月24日	126.50	98	96,469.24	65,844.24
オプション合計					(16,844.24)	10,719.24

注記13．スワップ契約

金利スワップ契約

金利スワップとは、一方の当事者が固定金利を支払うのに対し、他方当事者が変動金利を支払う二当事者間（カウンターパーティーズ）の取り決めである。金利スワップを通じて、各当事者は、選好する金利を得るために、他方当事者と金利を交換できる。

2015年11月30日現在、ファンドは以下のスワップ契約を締結していた。

想定元本	金利スワップ	通貨	満期日	受領金利	支払金利	取引相手方	未実現 （評価損）
							米ドル
4,000,000	IRS BRL R 11.97 02JAN17	ブラジル ・レアル	2017年1月2日	11.97%	BZDIOVRA Index	Barclays Bank Plc	(41,194.89)
金利スワップにかかる未実現評価損合計							(41,194.89)

注記14．支払分配金

2015年11月30日に終了した年度中、ファンドが行った分配は以下のとおりである。

受益証券10,000口当たり 支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
円投資型1409受益証券 （ファンド・オブ・ファンズ専用）			
36円	2015年9月3日	2015年9月4日	2015年9月10日

円投資型1411受益証券
（ファンド・オブ・ファンズ専用）

36円	2015年11月16日	2015年11月17日	2015年11月20日
-----	-------------	-------------	-------------

注記15．為替レート

2015年11月30日現在、使用された米ドルに対する為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
豪ドル	1.3892	韓国ウォン	1,158.7486
ブラジル・レアル	3.8464	メキシコ・ペソ	16.6033
カナダ・ドル	1.3391	ノルウェー・クローネ	8.7202
ユーロ	0.9456	ニュージーランド・ドル	1.5261
英ポンド	0.6659	シンガポール・ドル	1.4122
インド・ルピー	66.7200	スウェーデン・クローナ	8.7257
日本円	122.9559		

注記16．後発事象

期末より後にファンドが行った分配は以下のとおりである。

受益証券10,000口当たり 支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
-------------------------	-----	-------	-----------

円投資型1409受益証券
（ファンド・オブ・ファンズ専用）

34円	2016年3月3日	2016年3月4日	2016年3月9日
-----	-----------	-----------	-----------

円投資型1502受益証券
（ファンド・オブ・ファンズ専用）

33円	2016年1月27日	2016年1月28日	2016年2月2日
-----	------------	------------	-----------

【投資有価証券明細表等】

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表 2015年11月30日現在

世界スマート債券ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
----	----	----	------	----	-----

I. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券

A. アセット・バック証券			米ドル	米ドル	%
1,205,000	AFIN 2013-3 D 3.69 20FEB19	米ドル	1,241,021.47	1,229,466.56	0.36
160,000	AFIN 2014-1 D 3.39 22JUL19	米ドル	160,713.59	162,700.91	0.05
2,445,000	AFIN 2015-2 D 3.16 20NOV20	米ドル	2,444,116.53	2,426,997.22	0.71
1,500,000	AFIN 2015-3 D 3.34 22MAR21	米ドル	1,499,426.40	1,479,812.10	0.43
100,000	AMCAR 2013-4 C 2.72 09SEP19	米ドル	99,974.90	100,952.75	0.03
3,000,000	AMCAR 2014-2 D 2.57 08JUL20	米ドル	2,972,695.31	2,978,877.90	0.87
1,550,000	AMCAR 2014-4 D 3.07 09NOV20	米ドル	1,559,203.13	1,544,745.35	0.45
725,000	AMCAR 2015-2 D 3.00 08JUN21	米ドル	725,962.89	718,286.43	0.21
2,050,000	AMCAR 2015-3 D 3.34 08AUG21	米ドル	2,049,877.82	2,031,816.09	0.60
1,125,000	AOTA 2015 N 121X E WAC 10AUG35	米ドル	996,928.88	1,006,930.91	0.29
300,000	AVMT 2013-AVMX A WAC 05DEC32	米ドル	310,324.80	316,355.01	0.09
3,330,000	BALTA 2004-2 2A1 FRN 25MAR34	米ドル	148,885.63	147,494.60	0.04
120,000	BBCMS 2013-TYSX A2 3.7562 05SEP32	米ドル	123,599.66	126,861.52	0.04
350,000	BSABS 2004-FR2 M3 FRN 25JUN34	米ドル	240,937.70	242,935.23	0.07
75,000	BSCMS 2005-PW10 AJ WAC 11DEC40	米ドル	72,843.75	74,433.07	0.02
1,600,000	BSCMS 2006-PW14 AJ 5.273 11DEC38	米ドル	1,623,843.75	1,594,070.72	0.47
770,000	BSCMS 2007-PW16 AJ WAC 11JUN40	米ドル	790,573.44	784,179.55	0.23
375,000	BSCMS 2007-PW17 AJ WAC 11JUN50	米ドル	385,751.95	372,403.61	0.11
300,000	BSCMS 2007-PW18 AJ WAC 11JUN50	米ドル	287,468.75	295,185.00	0.09
150,000	CAH 2014-1X C FRN 17MAY31	米ドル	148,901.85	145,694.01	0.04
100,000	CAH 2014-1X D FRN 17MAY31	米ドル	99,032.61	97,371.19	0.03
1,265,000	CARMAX 2014-2D 2.58 16NOV20	米ドル	1,259,860.94	1,261,812.96	0.37
1,695,000	CARR 2007-HE1 A2 FRN 25JUN37	米ドル	1,374,714.42	1,379,261.92	0.40
650,000	CAS 2014-C04 1M1 FRN 25NOV24	米ドル	393,092.00	395,048.13	0.12
235,000	CGCMT 2012-GC8 A1 0.685 10SEP45	米ドル	83,572.96	83,911.48	0.02
350,000	CGCMT 2013-375X E WAC 10MAY35	米ドル	317,255.86	319,074.70	0.09
300,000	CHAIT 2013-A6 A6 FRN 15JUL20	米ドル	300,000.00	299,837.97	0.09
450,000	CMBS 2015-3BPX B FRN 10FEB35	米ドル	456,269.47	441,232.65	0.13
625,000	CMBS 2015-3BPX D FRN 10FEB35	米ドル	599,158.02	579,026.06	0.17
110,000	COMM 2013-CR10 A4 WAC 10AUG46	米ドル	113,294.40	118,840.26	0.03
100,000	COMM 2013-C11X C WAC 12AUG50	米ドル	97,358.66	105,315.31	0.03
100,000	COMM 2013-L13X B WAC 10AUG46	米ドル	102,998.67	110,329.15	0.03
300,000	COMM 2013-L13X C WAC 10AUG46	米ドル	308,384.58	318,899.76	0.09
160,000	COMM 2014-CR14 A4 4.236 10FEB47	米ドル	164,789.81	173,025.94	0.05
50,000	COMM 2014-UBS 2 AM 4.199 10MAR47	米ドル	51,497.31	52,679.90	0.02
50,000	COMM 2014-UBS2 B 4.701 10MAR47	米ドル	51,497.82	53,190.53	0.02
1,985,000	CSMC 2014-USAX D 4.3733 15SEP37	米ドル	1,999,858.11	1,911,468.65	0.56
480,000	CWALT 2004-18CB 4A1 5.5 25SEP34	米ドル	82,126.64	83,584.55	0.02
350,000	DBCCR 2014-ARCX C WAC 10JAN34	米ドル	355,450.07	365,473.40	0.11
1,300,000	DRIVE 2015-CX C 3.01 17MAY21	米ドル	1,299,786.02	1,289,617.03	0.38
975,000	DRIVE 2015-CX D 4.20 15SEP21	米ドル	974,968.41	971,288.86	0.28
1,800,000	DRIVE 2015-DX C 3.38 15NOV21	米ドル	1,799,909.10	1,797,445.62	0.53
500,000	DRVON 13 A FRN 22FEB21	ユーロ	466,201.08	423,624.10	0.12
150,000	ECARA 3 PLC CLASS A FRN 18MAR22	英ポンド	104,464.88	93,393.39	0.03
500,000	FNLC 2005-2 M1 FRN 25SEP35	米ドル	443,110.34	468,173.28	0.14

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き） 2015年11月30日現在

世界スマート債券ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
I. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
A. アセット・バック証券（続き）			米ドル	米ドル	%
255,000	FORDO 2013-C A4 1.25 15OCT18	米ドル	254,977.05	255,235.65	0.07
630,000	GAHR 2015-NRFX EFX FRN 15DEC19	米ドル	589,511.35	593,455.91	0.17
415,000	GAHR 2015-NRFX FFX FRN 15DEC19	米ドル	381,494.39	385,207.90	0.11
420,000	GSMS 2013-GC13 A1 1.206 10JUL46	米ドル	254,911.87	253,746.71	0.07
155,000	HAROT 2013-3 A3 0.77 15MAY17	米ドル	63,603.68	63,619.83	0.02
250,000	HART 2015-A C 1.98 15JUL20	米ドル	249,973.08	247,352.18	0.07
160,000	HILT 2013-HLTX DFX 4.4065 05NOV30	米ドル	160,799.84	159,818.54	0.05
100,000	JPMBB 2013-C14 C WAC 15AUG46	米ドル	94,270.80	101,073.40	0.03
225,000	JPMBB 2014-C24 B WAC 15NOV47	米ドル	231,749.55	230,908.57	0.07
405,000	JPMCC 2006-CB17 AM 5.464 12DEC43	米ドル	423,098.45	408,377.13	0.12
1,360,000	JPMCC 2006-LDP9 AM 5.372 15MAY47	米ドル	1,415,916.60	1,387,727.41	0.41
1,505,000	JPMCC 2007-LDPX AM WAC 15JAN49	米ドル	1,571,583.99	1,539,049.12	0.45
155,000	LBMLT 2004-1 M2 FRN 25FEB34	米ドル	14,164.26	13,950.68	0.00
1,725,000	LBUBS 2007-C7 AJ WAC 15SEP45	米ドル	1,797,032.23	1,784,870.78	0.52
190,000	MBART 2013-1 A4 1.13 15NOV19	米ドル	189,968.69	190,113.16	0.06
185,000	MLCFC 2007-9 AJ WAC 12SEP49	米ドル	180,606.25	184,798.35	0.05
230,000	MLMI 2005-A1 M1 WAC 25DEC34	米ドル	106,224.99	105,588.67	0.03
2,350,000	MLMT 2006-C1 AJ WAC 05DEC39	米ドル	2,356,242.19	2,358,828.01	0.69
1,680,000	MSC 2007-IQ14 WAC 15APR49	米ドル	1,763,203.71	1,730,844.02	0.51
1,105,000	MSC 2007-IQ15 AJ WAC 11JUN49	米ドル	1,082,900.00	1,103,891.46	0.32
380,000	MSM 2005-4A1 FRN 25MAR35	米ドル	42,919.98	42,723.05	0.01
80,000	POPLR 2006-D A2 FRN 25NOV46	米ドル	23,643.98	23,717.41	0.01
2,220,000	SDART 2013-3 D 2.42 15APR19	米ドル	2,225,318.76	2,220,664.00	0.65
800,000	SDART 2014-1 B 1.59 15OCT18	米ドル	803,312.50	800,354.08	0.23
1,530,000	SDART 2014-1 D 2.91 16MAR20	米ドル	1,542,833.69	1,538,872.47	0.45
650,000	SDART 2014-2 D 2.76 18FEB20	米ドル	652,031.25	648,604.39	0.19
600,000	SDART 2014-3 D 2.65 17AUG20	米ドル	603,093.75	600,069.90	0.18
1,080,000	SDART 2014-4 D 3.1 16NOV20	米ドル	1,084,489.26	1,084,024.73	0.32
1,375,000	SDART 2015-1 D 3.24 15APR21	米ドル	1,374,948.44	1,372,781.03	0.40
1,200,000	SDART 2015-2 D 3.02 15APR21	米ドル	1,197,523.44	1,176,222.48	0.34
325,000	SDART 2015-3 D 3.49 17MAY21	米ドル	327,437.50	323,745.44	0.09
1,900,000	SDART 2015-4 D 3.53 16AUG21	米ドル	1,899,308.40	1,895,670.66	0.56

1,050,000	SLFT 2014-AX A 2.41 15DEC22	米ドル	1,052,891.78	1,048,940.03	0.31
550,000	STACR 2014-HQ2 M1 FRN 25SEP24	米ドル	430,055.00	431,923.39	0.13
385,000	VNDO 2013-PENX A 3.808 13DEC29	米ドル	396,548.73	406,420.75	0.12
350,000	WBCMT 2006-C24 AJ WAC 15MAR45	米ドル	359,419.92	350,747.99	0.10
1,425,000	WBCMT 2006-C29 AJ WAC 15NOV48	米ドル	1,447,189.45	1,412,784.05	0.41
1,535,000	WBCMT 2007-C32 AJ WAC 15JUN49	米ドル	1,575,158.40	1,567,102.07	0.46
アセット・バック証券合計			61,402,061.58	61,016,950.73	17.84

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き） 2015年11月30日現在

世界スマート債券ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
I. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
B. 債券					
			米ドル	米ドル	%
950,000	ABJA INVESTMENT CO 5.95 31JUL24	米ドル	966,707.05	829,908.60	0.24
1,775,000	ABN AMRO BANK NV 4.25 02FEB17 REGS	米ドル	1,885,350.05	1,830,458.10	0.54
1,925,000	ABN AMRO BANK NV 4.75 28JUL25 REGS	米ドル	1,919,841.00	1,932,613.38	0.57
725,000	AES CORP 7.375 01JUL21	米ドル	802,570.58	744,937.50	0.22
670,000	ALCATEL LUCENT US 6.45 15MAR29	米ドル	698,561.34	686,750.00	0.20
855,000	ALLY FINANCIAL INC 3.5 27JAN19	米ドル	849,326.18	848,587.50	0.25
855,000	ALTICE SA 7.75 15MAY22 REGS	米ドル	837,451.67	797,287.50	0.23
895,000	AMERICAN INTL GP 4.875 01JUN22	米ドル	1,003,073.20	976,058.36	0.29
20,575,000	AUSTRALIAN GVT 3.25 21APR25 SER 139	豪ドル	15,860,995.54	15,270,195.64	4.47
18,500,000	AUSTRALIAN GVT 3.25 21OCT18 SER141	豪ドル	14,892,478.12	13,739,776.46	4.02
465,000	BAE SYSTEMS HOLD 3.8 07OCT24 REGS	米ドル	464,848.20	464,702.87	0.14
1,450,000	BANCO NAC COMERC 4.375 14OCT25 REGS	米ドル	1,445,925.50	1,437,312.50	0.42
1,300,000	BBVA SUB CAPITAL UNIPER FRN 11APR24	ユーロ	1,535,445.41	1,429,867.74	0.42
475,000	BECTON DICKINSON CO 3.734 15DEC24	米ドル	487,650.40	483,314.40	0.14
1,675,000	BRANCH BANK AND TRUST 3.625 16SEP25	米ドル	1,673,877.75	1,691,085.03	0.50
3,425,000	BRAZIL FED REP OF 5 27JAN45	米ドル	2,622,434.50	2,568,750.00	0.75
795,000	CALPINE CORP 5.375 15JAN23	米ドル	804,774.70	743,325.00	0.22
5,090,000	CANADA GOVT OF 1.5 01MAR20	カナダ・ドル	4,143,589.55	3,907,674.89	1.14
2,320,000	CANADA GOVT OF 3.5 01DEC45	カナダ・ドル	2,516,245.79	2,181,256.15	0.64
825,000	CELGENE CORP 5 15AUG45	米ドル	823,641.36	824,367.23	0.24
1,300,000	CITIGROUP INC 4.4 10JUN25	米ドル	1,294,696.00	1,323,770.50	0.39
850,000	CITIGROUP INC 4.65 30JUL45	米ドル	848,767.50	864,402.40	0.25
625,000	CLEAR CHANNEL WORLD 7.625 15MAR20 B	米ドル	655,909.09	606,250.00	0.18
1,150,000	CODELCO INC 4.5 16SEP25 REGS	米ドル	1,132,267.00	1,101,840.30	0.32

130,000	CONTINENTAL RESOURCES 5 15SEP22	米ドル	128,961.43	114,075.00	0.03
260,000	DEUTSCHE ANN FIN BV 3.2 20CT17 REGS	米ドル	263,913.00	262,991.56	0.08
750,000	DEUTSCHLAND BUNDESREP 2.5 15AUG46	ユーロ	1,031,671.91	1,025,410.54	0.30
850,000	DIGICEL LIMITED 6 15APR21 REGS	米ドル	819,793.75	758,625.00	0.22
700,000	DYNEGY INC 7.375 01NOV22	米ドル	744,070.98	677,250.00	0.20
525,000	ENEL SPA 4.875 20FEB18 SER0000	ユーロ	727,246.43	610,435.16	0.18
61,900,000	EUROPEAN INV BK 1.4 20JUN17 INTL	日本円	660,175.79	515,367.51	0.15
1,825,000	FORD MOTOR CREDIT CO LLC 3 12JUN17	米ドル	1,878,271.55	1,846,898.18	0.54
2,475,000	FRANCE (OAT) 1.75 25NOV24	ユーロ	2,908,493.58	2,878,891.25	0.84
12,515,000	FRANCE (OAT) 2.25 25MAY24	ユーロ	15,523,395.97	15,137,720.64	4.43
4,475,000	FRANCE (OAT) 3.50 25APR20	ユーロ	5,809,156.18	5,483,985.95	1.61
180,000	FREEPORT MCMORAN 3.875 15MAR23	米ドル	172,736.00	121,050.00	0.04
200,000	FRONTIER COMM 8.875 15SEP20 REGS	米ドル	200,000.00	200,500.00	0.06
90,000	FRONTIER COMM 9.25 01JUL21	米ドル	94,950.00	87,750.00	0.03
500,000	FRONTIER COMMUNICATIONS 8.5 15APR20	米ドル	525,013.89	498,750.00	0.15
1,635,000	GENERAL MOTORS CO 5.2 01APR45	米ドル	1,732,046.45	1,569,049.01	0.46
900,000	GENERAL MOTORS FIN CO 3.1 15JAN19	米ドル	899,586.00	898,925.40	0.26
525,000	GENESIS ENERGY LP 6.75 01AUG22	米ドル	517,585.75	490,455.00	0.14
330,000	GLENORE FUNDING LLC 4 16APR25 REGS	米ドル	308,640.09	242,137.50	0.07
810,000	GOLDMAN SACHS GP INC 4.25 21OCT25	米ドル	804,330.00	812,216.16	0.24
1,100,000	HJ HEINZ CO 2 30JUN23	ユーロ	1,222,979.26	1,188,202.93	0.35
850,000	HP ENTERPRISE CO 6.35 15OCT45 REGS	米ドル	843,102.50	812,417.25	0.24

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き） 2015年11月30日現在

世界スマート債券ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
I. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
B. 債券（続き）			米ドル	米ドル	%
1,400,000	HSBC HOLDINGS PLC 4.25 18AUG25	米ドル	1,388,520.00	1,408,450.40	0.41
775,000	HUB INTERNAT LDT 7.875 01OCT21 REGS	米ドル	794,375.00	745,937.50	0.22
2,280,000	HUNGARIAN DVPT BK 6.25 21OCT20 REGS	米ドル	2,522,881.25	2,529,774.00	0.74
1,725,000	ICELAND REP OF 4.875 16JUN16 REGS	米ドル	1,803,725.15	1,759,453.43	0.52
1,400,000	ICELAND REP OF 5.875 11MAY22 REGS	米ドル	1,610,000.00	1,594,782.00	0.47
500,000	INTL GAME TECHNO 4.125 15FEB20 REGS	ユーロ	562,967.39	535,384.56	0.16
675,000	INTL GAME TECHNO 4.75 15FEB23 REGS	ユーロ	737,595.67	691,359.92	0.20
1,740,000	IRISH REPUBLIC 3.4 18MAR24	ユーロ	2,361,429.59	2,218,652.64	0.66
855,000	IRISH TREASURY 2 18FEB45 SERIES 30Y	ユーロ	947,476.24	884,728.45	0.26
710,000	IRISH TREASURY 2.40 15MAY30	ユーロ	891,751.68	834,618.79	0.24
12,415,000	ITALY REPUBLIC OF 1.05 01DEC19	ユーロ	14,287,369.40	13,518,348.99	3.96
11,155,000	ITALY REPUBLIC OF 2.35 15SEP24	ユーロ	14,035,467.99	13,981,242.60	4.10
2,845,000	ITALY REPUBLIC OF 2.6 15SEP23	ユーロ	4,129,947.12	4,101,767.83	1.20

1,430,000	ITALY REPUBLIC OF 4.75 01SEP44	ユーロ	2,320,030.49	2,188,567.74	0.64
1,265,900,000	JAPAN GOVT OF 1.7 20SEP44 SER44	日本円	11,172,262.19	11,119,696.30	3.26
1,465,000	JPMORGAN CHASE AND CO 3.875 10SEP24	米ドル	1,479,595.07	1,472,370.42	0.43
2,000,000	JPMORGAN CHASE AND CO 4.25 01OCT27	米ドル	1,993,100.00	2,011,964.00	0.59
5,700,000	KFW 1.125 16NOV18	米ドル	5,692,305.00	5,651,145.30	1.66
158,000,000	KFW 2.05 16FEB26	日本円	1,723,913.21	1,523,344.20	0.45
3,780,000	KINGDOM OF MOROCCO 3.5 19JUN24	ユーロ	4,622,983.59	4,007,531.87	1.17
1,230,000	KINGDOM OF MOROCCO 4.5 05OCT20	ユーロ	1,704,886.48	1,408,101.04	0.41
8,300,000,000	KOREA TREASURY 2.25 10JUN25 SER2506	韓国ウォン	7,463,646.83	7,225,389.49	2.12
700,000	MORGAN STANLEY 4.00 23JUL25 GMTN	米ドル	701,291.00	727,108.20	0.21
1,420,000	MOROCCO KINGDOM 4.25 11DEC22 REGS	米ドル	1,461,430.00	1,398,007.04	0.41
3,280,000	NETHERLANDS GOVT 1.25 15JAN19	ユーロ	4,093,486.83	3,635,742.47	1.07
190,000	NEWFIELD EXPLORATION 5.375 01JAN26	米ドル	191,838.71	172,900.00	0.05
700,000	NRG ENERGY INC 6.25 01MAY24	米ドル	701,137.50	631,750.00	0.19
425,000	NRG ENERGY INC 6.25 15JUL22	米ドル	434,562.50	392,062.50	0.11
425,000	PERNOD RICARD SA 5.5 15JAN42 REGS	米ドル	484,137.08	435,596.95	0.13
525,000	PERU REPUBLIC OF 2.75 30JAN26	ユーロ	579,798.42	553,825.58	0.16
800,000	PERU REPUBLIC OF 4.125 25AUG27	米ドル	798,128.00	796,000.00	0.23
2,600,000	POLAND REPUBLIC 1.5 09SEP25	ユーロ	2,902,376.22	2,830,944.12	0.83
800,000	QUICKEN LOANS INC 5.75 01MAY25 REGS	米ドル	778,400.00	772,000.00	0.23
1,649,000	RABOBANK NED FRN 26MAY26	ユーロ	1,980,048.13	1,773,172.62	0.52
1,000,000	RABOBANK NED 3.375 19JAN17	米ドル	1,055,046.15	1,024,266.00	0.30
1,050,000	REP OF VIETNAM 4.8 19NOV24 REGS	米ドル	1,080,460.00	1,013,250.00	0.30
920,000	ROYAL BK OF SCOTLAND PLC 6 19DEC23	米ドル	1,006,185.24	996,810.80	0.29
725,000	SERBIA REPUBLIC 7.25 28SEP21 REGS	米ドル	834,422.95	828,312.50	0.24
460,000	SINCLAIR TELE 5.625 01AUG24 REGS	米ドル	455,562.50	449,650.00	0.13
6,650,000	SINGAPORE GVT 3 01SEP24	シンガポール・ドル	5,092,050.03	4,911,451.72	1.44
725,000	SLOVENIA REPUBLIC 5.25 18FEB24 REGS	米ドル	816,650.00	806,446.50	0.24
1,330,000	SOCIETE GENERALE 2.75 12OCT17	米ドル	1,365,273.70	1,351,854.56	0.40
1,480,000	SOUTHWESTERN ENERGY 4.95 23JAN25	米ドル	1,514,426.95	1,219,969.92	0.36
1,810,000	SPAIN KINGDOM OF 1.40 31JAN20	ユーロ	2,081,357.38	1,994,213.50	0.58
1,850,000	SPAIN KINGDOM OF 5.75 30JUL32	ユーロ	3,046,526.88	2,923,353.02	0.86
975,000	SRI LANKA REP 6.85 03NOV25 REGS	米ドル	975,000.00	954,135.00	0.28

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き） 2015年11月30日現在

世界スマート債券ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
I. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
B. 債券（続き）			米ドル	米ドル	%
715,000	SUNOCO LOGISTICS PART 5.35 15MAY45	米ドル	767,046.50	555,876.75	0.16

19,265,000	SWEDEN KINGDOM OF 5 01DEC20 SER1047	スウェーデン・ クローナ	3,151,858.54	2,744,723.51	0.80
395,000	T-MOBILE USA INC 6 01MAR23	米ドル	397,400.00	395,987.50	0.12
790,000	UNITED KINGDOM 3.25 22JAN44	英ポンド	1,414,625.50	1,357,538.41	0.40
4,090,000	UNITED KINGDOM 4.25 07DEC40	英ポンド	8,139,899.38	8,128,125.94	2.38
7,400,000	US T NOTE INFL LKD 0.375 15JUL25	米ドル	7,335,623.34	7,267,109.98	2.13
1,295,000	US T-BILL 0.00 11FEB16	米ドル	1,293,592.41	1,294,605.03	0.38
45,000	US T-BILL 0.00 31MAR16	米ドル	44,987.80	44,965.58	0.01
10,265,000	US T-BOND 2.5 15FEB45	米ドル	9,163,491.86	9,230,082.70	2.70
15,720,000	US T-NOTE 0.375 31JAN16	米ドル	15,728,734.29	15,724,904.71	4.61
7,250,000	US TREASURY NOTE INFL 0.125 15APR20	米ドル	7,343,103.82	7,310,158.11	2.14
900,000	VOLKSWAGEN GP AM 1.25 23MAY17 REGS	米ドル	872,691.00	868,821.30	0.25
750,000	VOLKSWAGEN IN FI 2.375 22MAR17 REGS	米ドル	743,551.50	743,621.25	0.22
885,000	VRX ESCROW CORP 4.5 15MAY23 REGS	ユーロ	944,651.77	779,003.88	0.23
325,000	WALGREENS BOOTS 3.8 18NOV24	米ドル	315,279.25	319,882.55	0.09
1,000,000	WELLS FARGO AND CO 2.625 15DEC16	米ドル	1,034,687.75	1,017,040.00	0.30
1,065,000	WEST CORP 5.375 15JUL22 REGS	米ドル	1,011,616.87	963,825.00	0.28
525,000	21ST CENTURY FOX A 3.7 15OCT25 REGS	米ドル	523,745.25	524,971.65	0.15

債券合計	276,884,960.33	266,794,274.41	78.18
------	----------------	----------------	-------

C. 中期債券			米ドル	米ドル	%
3,000,000	EIB 1.25 05NOV20 REGS EMTN	カナダ・ドル	2,270,752.95	2,219,335.09	0.65
600,000	IBERDROLA INTL BV 3 31JAN22 EMTN	ユーロ	800,224.26	710,003.36	0.21
1,035,000	LLOYDS BANK PLC 2.75 09DEC18 EMTN	英ポンド	1,668,526.39	1,590,657.32	0.47
880,000	LLOYDS BANK PLC 4.625 02FEB17 EMTN	ユーロ	1,191,964.23	979,668.23	0.29
765,000	PRUDENTIAL FIN IN 5.375 21JUN20 MTN	米ドル	876,250.25	855,631.08	0.25
1,200,000	RABOBANK NEDERL 3.875 20APR16 EMTN	ユーロ	1,481,084.76	1,287,854.46	0.38
1,200,000	SANTANDER INTL DEBT 4 27MAR17 EMTN	ユーロ	1,528,176.64	1,329,847.65	0.39
1,900,000	SOCIETE GENERALE 2.375 28FEB18 EMTN	ユーロ	2,339,154.96	2,104,587.44	0.62
500,000	TELECOM ITALIA 6.375 24JUN19 EMTN	英ポンド	856,674.50	828,301.24	0.24
600,000	TELEFONICA EMISIO SAU 3.961 26MAR21	ユーロ	845,527.62	721,153.32	0.21
1,315,000	WELLS FARGO AND CO 4.3 22JUL27	米ドル	1,315,259.05	1,347,704.05	0.39
中期債券合計			15,173,595.61	13,974,743.24	4.10

投資有価証券合計	353,460,617.52	341,785,968.38	100.12
----------	----------------	----------------	--------

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表

未監査

世界スマート債券ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
米国		
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 （他に分類されないもの）	20.16
	行政および防衛；強制的社会保障	11.98
	持株会社の事業	2.85
	電気、ガス、空調設備供給	0.94
	電気通信	0.77
	原油および天然ガスの採掘	0.58
	コンピューター、電子・光学製品の製造	0.58
	その他の金融仲介機関	0.50
	自動車、トレーラーおよびセミトレーラーの製造	0.46
	食品の製造	0.35
	基礎的な化学薬品および医薬品の製造	0.24
	番組および放送事業	0.18
	出版事業	0.15
	他の輸送機器の製造	0.14
	自動車およびオートバイ以外の小売業	0.09
	金属鉱石の採鉱	0.04
		40.01
イタリア		
	行政および防衛；強制的社会保障	9.90
	電気通信	0.24
	電気、ガス、空調設備供給	0.18
		10.32
オーストラリア		
	行政および防衛；強制的社会保障	8.49
		8.49
フランス		
	行政および防衛；強制的社会保障	6.88
	その他の金融仲介機関	1.02
	飲料の製造	0.13
		8.03
イギリス		
	行政および防衛；強制的社会保障	2.78
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 （他に分類されないもの）	1.09
	その他の金融仲介機関	0.76
		4.63
オランダ		
	その他の金融仲介機関	2.31
	行政および防衛；強制的社会保障	1.07
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 （他に分類されないもの）	0.51

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

未監査

世界スマート債券ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類（続き）

国名	業種	比率(%)*
日本		
	行政および防衛；強制的社会保障	3.26
		3.26
ドイツ		
	その他の金融仲介機関	2.11
	行政および防衛；強制的社会保障	0.30
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 （他に分類されないもの）	0.12
		2.53
スペイン		
	行政および防衛；強制的社会保障	1.44
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 （他に分類されないもの）	1.02
		2.46
韓国		
	行政および防衛；強制的社会保障	2.12
		2.12
カナダ		
	行政および防衛；強制的社会保障	1.78
	基礎的な化学薬品および医薬品の製造	0.23
		2.01
モロッコ		
	行政および防衛；強制的社会保障	1.99
		1.99
シンガポール		
	行政および防衛；強制的社会保障	1.44
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 （他に分類されないもの）	0.24
		1.68

アイルランド		
	行政および防衛；強制的社会保障	1.15
		1.15
ルクセンブルグ		
	治外法権組織体の活動	0.80
	電気通信	0.23
		1.03

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

未監査

世界スマート債券ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類（続き）

国名	業種	比率(%)*
アイスランド		
	行政および防衛；強制的社会保障	0.99
		0.99
ポーランド		
	行政および防衛；強制的社会保障	0.83
		0.83
スウェーデン		
	行政および防衛；強制的社会保障	0.80
		0.80
ブラジル		
	行政および防衛；強制的社会保障	0.75
		0.75
ハンガリー		
	その他の金融仲介機関	0.74
		0.74
メキシコ		
	その他の金融仲介機関	0.42
		0.42
ペルー		
	行政および防衛；強制的社会保障	0.39
		0.39

チリ		
	金属鉱石の採鉱	0.32
		0.32
ベトナム		
	行政および防衛；強制的社会保障	0.30
		0.30
スリランカ		
	行政および防衛；強制的社会保障	0.28
		0.28
スロベニア		
	行政および防衛；強制的社会保障	0.24
		0.24

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

未監査

世界スマート債券ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類（続き）

国名	業種	比率(%)*
セルビア		
	行政および防衛；強制的社会保障	0.24
		0.24
バミューダ諸島		
	電気通信	0.22
		0.22
投資有価証券合計		100.12

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

[次へ](#)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of net assets as at November 30, 2015

Global Smart Allocation Bond Fund

(Expressed in US Dollar)

	Notes	Global Smart Allocation Bond Fund USD
Assets		
Investments		
At cost		353,460,617.52
At market value	2.2	341,785,968.38
Cash at bank		26,331,305.49
Interest receivable on bonds	2.9	2,347,630.55
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	2.5, 10	1,992,832.62
Formation expenses	2.4	175,127.85
Unrealised appreciation on futures contracts	2.6, 11	137,486.76
Options purchased at market value	2.7, 12	65,844.24
Other assets		289.79
Total assets		372,836,485.68
Liabilities		
Investments purchased payable		20,418,390.52
Unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts	2.5, 10	9,232,805.80
Redemptions payable		844,461.71
Unrealised depreciation on futures contracts	2.6, 11	317,210.87
Marketing fees payable	3	169,320.76
Manager fees payable	3	151,962.41
Formation expenses payable		96,957.15
Options sold at market value	2.7, 12	55,125.00
Unrealised depreciation on swap contracts	2.7, 13	41,194.89
Printing and publishing expenses payable		22,066.65
Legal expenses payable		20,348.67
Distributor fees payable	7	18,141.33
Custodian fees payable	5	13,386.01
Administrator fees payable	4	13,381.13
Agent Company fees payable	8	12,096.46
Trustee fees payable	6	10,903.13
Professional expenses payable		9,307.53
Other liabilities		13,009.36
Total liabilities		31,460,069.38

Total net assets	341,376,416.30
-------------------------	-----------------------

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of net assets as at November 30, 2015 (continued)

Global Smart Allocation Bond Fund

Net assets

Yen Hedged Units 1306	JPY	2,107,851,480
Yen Hedged Units 1310	JPY	2,017,290,790
Yen Hedged Units 1409 (for FoF Investors)	JPY	7,023,020,278
Yen Hedged Units 1411 (for FoF Investors)	JPY	4,381,497,212
USD Units	USD	4,184,730.79
Yen Hedged Units 1502 (for FoF Investors)	JPY	9,322,892,071
Yen Hedged Units 1503 (for FoF Investors)	JPY	5,106,244,369
Yen Hedged Units 1506 (for FoF Investors)	JPY	5,024,265,570
Yen Hedged Units 1508 (for FoF Investors)	JPY	3,300,292,378
Yen Hedged Units 1511 (for FoF Investors)	JPY	3,176,353,017

Number of units outstanding

Yen Hedged Units 1306	200,988
Yen Hedged Units 1310	193,707
Yen Hedged Units 1409 (for FoF Investors)	6,986,287,777
Yen Hedged Units 1411 (for FoF Investors)	4,365,909,504
USD Units	42,390
Yen Hedged Units 1502 (for FoF Investors)	9,588,798,000
Yen Hedged Units 1503 (for FoF Investors)	5,269,680,000
Yen Hedged Units 1506 (for FoF Investors)	5,095,142,740
Yen Hedged Units 1508 (for FoF Investors)	3,321,970,000
Yen Hedged Units 1511 (for FoF Investors)	3,175,000,000

Net asset value per unit

Yen Hedged Units 1306	JPY	10,487
Yen Hedged Units 1310	JPY	10,414
Yen Hedged Units 1409 (for FoF Investors)	JPY	1.0053
Yen Hedged Units 1411 (for FoF Investors)	JPY	1.0036
USD Units	USD	98.72
Yen Hedged Units 1502 (for FoF Investors)	JPY	0.9723
Yen Hedged Units 1503 (for FoF Investors)	JPY	0.9690

Yen Hedged Units 1506 (for FoF Investors)	JPY	0.9861
Yen Hedged Units 1508 (for FoF Investors)	JPY	0.9935
Yen Hedged Units 1511 (for FoF Investors)	JPY	1.0004

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended November 30, 2015

Global Smart Allocation Bond Fund

(Expressed in US Dollar)

	Notes	Global Smart Allocation Bond Fund USD
Income		
Interest on bonds	2.9	8,376,708.24
Bank interest		2,275.12
Other income		570.19
Total income		8,379,553.55
Expenses		
Marketing fees	3	1,722,749.00
Manager fees	3	1,557,603.12
Interest on swap contracts		170,509.45
Distributor fees	7	138,102.20
Custodian fees	5	136,192.74
Administrator fees	4	136,138.77
Agent Company fees	8	92,092.43
Transactions fees		51,193.49
Formation expenses	2.4	47,304.68
Legal expenses		29,700.52
Trustee fees	6	27,452.84
Safekeeping fees		27,436.10

Printing and publishing expenses	22,252.04
Professional expenses	19,919.10
Other expenses	76,760.67
Total expenses	4,255,407.15
Net investment gain	4,124,146.40

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended November 30, 2015 (continued)

Global Smart Allocation Bond Fund

(Expressed in US Dollar)

	Notes	Global Smart Allocation Bond Fund USD
Net investment gain		4,124,146.40
Net realised		
Gain on forward foreign exchange contracts		8,102,712.05
Gain on futures contracts		1,102,837.17
Gain on options		478,075.41
Loss on swap contracts		(301,501.99)
Loss on foreign exchange		(2,019,651.47)
Loss on investments		(12,693,439.26)
Net realised loss for the year		(1,206,821.69)
Net change in unrealised		
Appreciation on swap contracts		180,117.62

Depreciation on options	(18,294.32)
Depreciation on futures contracts	(267,800.06)
Depreciation on forward foreign exchange contracts	(2,839,183.50)
Depreciation on investments	(10,723,713.76)
Net decrease in net assets as result of operations	(14,875,695.71)
Movement in capital	
Subscriptions of units	227,149,691.00
Redemptions of units	(25,872,710.38)
Net movement in capital	201,276,980.62
Distribution	(343,708.08)
Net assets at the beginning of the year	155,318,839.47
Net assets at the end of the year	341,376,416.30

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statistical information	UNAUDITED
--------------------------------	------------------

	Global Smart Allocation Bond Fund				
	Yen Hedged Units 1306	Yen Hedged Units 1310	Yen Hedged Units 1409 (for FoF Investors)	Yen Hedged Units 1411 (for FoF Investors)	USD Units
Number of units outstanding at the end of the year/period:					
November 30, 2013	359,932	295,566	-	-	-
November 30, 2014	321,964	267,544	7,473,950,000	4,551,000,000	-
number of units issued	-	-	-	-	42,390
number of units redeemed	(120,976)	(73,837)	(487,662,223)	(185,090,496)	-

November 30, 2015	200,988	193,707	6,986,287,777	4,365,909,504	42,390
-------------------	---------	---------	---------------	---------------	--------

Total net assets at the end of the year/period:	Total USD	JPY	JPY	JPY	JPY	USD
November 30, 2013	63,834,378.05	3,596,993,722	2,933,901,167	-	-	-
November 30, 2014	155,318,839.47	3,401,610,150	2,807,376,376	7,551,368,352	4,590,566,005	-
November 30, 2015	341,376,416.30	2,107,851,480	2,017,290,790	7,023,020,278	4,381,497,212	4,184,730.79

Net asset value per unit at the end of the year/period:	JPY	JPY	JPY	JPY	USD
November 30, 2013	9,994	9,926	-	-	-
November 30, 2014	10,565	10,493	1.0104	1.0087	-
November 30, 2015	10,487	10,414	1.0053	1.0036	98.72

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statistical information	UNAUDITED
-------------------------	-----------

Global Smart Allocation Bond Fund				
Yen Hedged Units 1502 (for FoF Investors)	Yen Hedged Units 1503 (for FoF Investors)	Yen Hedged Units 1506 (for FoF Investors)	Yen Hedged Units 1508 (for FoF Investors)	Yen Hedged Units 1511 (for FoF Investors)

Number of units outstanding at the end of the year/period:					
number of units issued	9,911,000,000	5,310,000,000	5,149,000,000	3,330,000,000	3,175,000,000
number of units redeemed	(322,202,000)	(40,320,000)	(53,857,260)	(8,030,000)	-
November 30, 2015	9,588,798,000	5,269,680,000	5,095,142,740	3,321,970,000	3,175,000,000

Total net assets at the end of the year/period:	JPY	JPY	JPY	JPY	JPY
November 30, 2015	9,322,892,071	5,106,244,369	5,024,265,570	3,300,292,378	3,176,353,017

Net asset value per unit at the end of the year/period:	JPY	JPY	JPY	JPY	JPY
---	-----	-----	-----	-----	-----

November 30, 2015

0.9723

0.9690

0.9861

0.9935

1.0004

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements**

(As at November 30, 2015)

Global Smart Allocation Bond Fund**Note 1 - Activity and objectives**

MELLON OFFSHORE FUNDS (the “Trust”) is an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated October 14, 2003 entered into between the Trustee and the Manager.

Global Smart Allocation Bond Fund (the “Series Trust”) is a separate series trust of the Trust constituted, pursuant to the Master Trust Deed and three supplemental trust deeds dated March 26, 2013, September 1, 2014 and April 15, 2015, all between CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the “Trustee”) and BNY Mellon International Management Limited (the “Manager”).

These financial statements are referring exclusively to the Series Trust.

Classes of units

At the date of these financial statements, Class Yen Hedged Units 1306, Class Yen Hedged Units 1310, Class Yen Hedged Units 1409 (for FoF Investors), Class Yen Hedged Units 1411 (for FoF Investors), Class USD Units, Class Yen Hedged Units 1502 (for FoF Investors), Class Yen Hedged Units 1503 (for FoF Investors), Class Yen Hedged Units 1506 (for FoF Investors), Class Yen Hedged Units 1508 (for FoF Investors) and Class Yen Hedged Units 1511 (for FoF Investors) are available for issue.

Class Yen Hedged Units 1409 (for FoF Investors), Class Yen Hedged Units 1411 (for FoF Investors), Class Yen Hedged Units 1502 (for FoF Investors), Class Yen Hedged Units 1503 (for FoF Investors), Class Yen Hedged Units 1506 (for FoF Investors), Class Yen Hedged Units 1508 (for FoF Investors) and Class Yen Hedged Units 1511 (for FoF Investors) may only be subscribed for by fund of funds organised under the laws of Japan or by such other eligible investors as may be determined by the Manager.

Yen Hedged Units 1306 have a fixed five year life and will be compulsorily redeemed on the fifth anniversary of the date of their issue (or if such day is not a business day the immediately preceding business day) at a price per unit equal to the net asset value per unit of such class of Units determined as at the valuation point on the date of such compulsory redemption (or if that day is not also a valuation day on the immediately preceding valuation day).

Yen Hedged Units 1310 have a fixed five year life and will be compulsorily redeemed on the fifth anniversary of the date of their issue (or if such day is not a business day the immediately preceding business day) at a price per unit equal to the net asset value per unit of such class of Units determined as at the valuation point on the date of such compulsory redemption (or if that day is not also a valuation day on the immediately preceding valuation day).

Yen Hedged Units 1409 (for FoF Investors) have an approximately five-year life and will be compulsory redeemed on 6 September 2019 at a price per unit equal to the net asset value per unit of such class of Units determined as at the valuation point on the date of such compulsory redemption (or if that day is not also a valuation day on the immediately preceding valuation day).

Yen Hedged Units 1411 (for FoF Investors) have an approximately five-year life and will be compulsory redeemed on 19 November 2019 at a price per unit equal to the net asset value per unit of such class of Units determined as at the valuation point on the date of such compulsory redemption (or if that day is not also a valuation day on the immediately preceding valuation day).

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at November 30, 2015)

Global Smart Allocation Bond Fund

Note 1 - Activity and objectives (continued)**Classes of units (continued)**

Yen Hedged Units 1502 (for FoF Investors) have an approximately five-year life and will be compulsorily redeemed on 3 February 2020 at a price per unit equal to the net asset value per unit of such class of Units determined as at the valuation point on the date of such compulsory redemption (or if that day is not also a Valuation day on the immediately preceding valuation day).

Yen Hedged Units 1503 (for FoF Investors) have an approximately five-year life and will be compulsorily redeemed on 27 March 2020 at a price per unit equal to the net asset value per unit of such class of units determined as at the Valuation Point on the date of such compulsory redemption (or if that day is not also a valuation day on the immediately preceding valuation day).

Yen Hedged Units 1506 (for FoF Investors) have an approximately five-year life and will be compulsorily redeemed on 2 June 2020 at a price per unit equal to the net asset value per unit of such class of units determined as at the Valuation Point on the date of such compulsory redemption (or if that day is not also a valuation day on the immediately preceding valuation day).

Yen Hedged Units 1508 (for FoF Investors) have an approximately five-year life and will be compulsorily redeemed on 3 August 2020 at a price per unit equal to the net asset value per unit of such class of units determined as at the Valuation Point on the date of such compulsory redemption (or if that day is not also a valuation day on the immediately preceding valuation day).

Yen Hedged Units 1511 (for FoF Investors) have an approximately five-year life and will be compulsorily redeemed on 18 November 2020 at a price per unit equal to the net asset value per unit of such class of units determined as at the Valuation Point on the date of such compulsory redemption (or if that day is not also a valuation day on the immediately preceding valuation day).

Investment objective and policies

The investment objective of the Series Trust is to pursue stable income generation and long-term capital appreciation through investment in a diversified portfolio of fixed income securities, including derivatives thereon. The portfolio includes fixed income securities in both developed countries and emerging market countries, denominated in US dollars or non-US dollar currencies and both investment grade and non-investment grade.

The Investment Manager and/or its delegates seeks to achieve this investment objective by investing, for the account of the Series Trust, mainly in a diversified portfolio consisting of various fixed income bonds and other debt securities (which may be fixed or floating), including but not limited to direct obligations of sovereign governments, securities issued by government agencies, supranational bonds, corporate bonds, mortgage-backed securities, asset-backed securities, commercial mortgage-backed securities, collateralised mortgage obligations, covered bonds, money market instruments and derivative instruments.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at November 30, 2015)

Global Smart Allocation Bond Fund**Note 1 - Activity and objectives (continued)**

Investment objective and policies (continued)

The minimum credit rating requirement for each individual bond in which the Sub-Investment Manager invests for the Series Trust is CCC by S&P or Caa2 by Moody's or equivalent ratings by other recognised credit rating agencies at the time of purchase. The minimum weighted average credit rating requirement for the Series Trust's portfolio is A- by S&P or A3 by Moody's or equivalent ratings by other recognised credit rating agencies.

The Investment Manager and/or its delegates may utilise derivative instruments in order to pursue the Series Trust's investment objective.

The Investment Manager and/or its delegates may, for the account of the Series Trust, gain exposure to any of the above asset classes through investing in collective investment schemes including, without limitation, collective investment schemes that are managed by affiliates of The Bank of New York Mellon Corporation.

The Investment Manager has delegated to the Sub-Investment Manager its responsibility for the management of the investment and re-investment of the Series Trust's portfolio.

The Investment Manager may from time to time appoint other or additional investment advisers or investment managers in its discretion.

The Sub-Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions to hedge the Series Trust's exposure to fluctuations in the currency exchange rate between US dollars (the currency in which the Series Trust is denominated) and the relevant non-US dollar currency in relation to the Series Trust's investment in non-US dollar denominated assets. Notwithstanding the foregoing, the Sub-Investment Manager may, in its absolute discretion, take other or further long or short positions in non-US dollar currencies (including, but not limited to non-US dollar Currencies of Investment) in a limited manner for the purposes of generating additional returns for the Series Trust. As a result, the Series Trust may have net long or short positions in individual non-US dollar currencies and/or in aggregate non-US dollar currencies. The Series Trust's exposure to US dollar may exceed the Net Asset Value.

Except for the currency exposure taken as a part of the currency transactions described in the paragraph above, the Manager and/or its delegates intend to use currency hedging transactions which are designed to reduce, but not eliminate, exchange-rate risk and protect the value of Yen Hedged Units from a depreciation in US dollars (the currency in which the Series Trust is denominated) against Yen (the currency in which Yen Hedged Units are denominated).

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at November 30, 2015)

Global Smart Allocation Bond Fund

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.2 - Valuation of investments in securities and other assets

- (a) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) applies and subject as provided in paragraph (c) below, all calculations based on the value of investments quoted, listed, traded or dealt in on any securities market are made by reference to the last traded price or (if no last traded price is available) midway between the latest available market dealing offered price and the latest available market dealing bid price on the principal stock exchange or securities market for such investments, at or immediately preceding the relevant valuation point;
- (b) Subject as provided in paragraphs (c) and (e) below, the value of each interest in any collective investment scheme shall be the last published net asset value per unit or share in such collective investment scheme (where available) or (if the same is not available) the last published bid price for such unit or share at or immediately preceding the relevant valuation point in each case as supplied by the administrator or such party which is appointed to determine and provide the official pricing information on behalf of such collective investment scheme;
- (c) If no net asset value, bid and offered prices or price quotations are available as provided in paragraphs (a) or (b) above, the fair value of the relevant investment shall be determined from time to time in such manner as the Manager shall determine;
- (d) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) above applies, the value of any investment which is not listed or ordinarily dealt in on a market shall be the initial value thereof equal to the amount expended out in the acquisition of such investment (including in each case the amount of stamp duties, commissions and other acquisition expenses), provided that the Manager may with the approval of the Trustee and shall at the request of the Trustee cause a revaluation to be made by a professional person approved by the Trustee as qualified to value such investment;
- (e) Notwithstanding the foregoing, the Manager may, with the consent of the Trustee, adjust the value of any investment or permit some other method of valuation to be used if, having regard to relevant circumstances, the Manager considers that such adjustment or use of such other method is required to reflect the fair value of the investment.

2.3 - Conversion of foreign currencies

The Series Trust is denominated in US dollars. All classes of units except for USD Units are denominated in Japanese Yen. Assets and liabilities expressed in other currencies than the USD are translated into USD at exchange rates ruling at the end of the year. Transactions expressed in foreign currencies are translated into USD at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Unrealised and realised gains or losses on foreign exchange translations are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the year.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in net change in unrealised on appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)
--

(As at November 30, 2015)

Global Smart Allocation Bond Fund

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.4 - Formation expenses

Formation expenses are amortised on a straight-line basis over a period of five years.

2.5 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rates applicable at the statement of net assets date for the remaining period until maturity.

Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

2.6 - Futures contracts

Futures contracts are valued at their liquidating value based upon the settlement price on the exchange on which the particular future contract is traded.

2.7 - Valuation of Interest Rate Swaps and Options

Interest Rate Swaps and Options are valued in the good faith discretion of the Manager based on quotations received from external price providers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator. The calculation of the market value is based on the credit risk of the reference party respectively the issuer, the maturity of the Interest Rate Swap/Option and its liquidity on the secondary market, and it includes net accrued interest payable/receivable on interest rate swaps.

2.8 - Valuation of Credit Default Swaps

Credit Default Swaps are valued in the good faith discretion of the Manager based on quotations received from external price providers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator. The calculation of the market value is based on the credit risk of the reference party respectively the issuer, the maturity of the Credit Default Swap and its liquidity on the secondary market, and it includes interest payable/receivable on credit default swaps.

2.9 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.10 - Dividend income

Dividends are credited to income on the date upon which the relevant securities are first listed as “ex-dividend”.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at November 30, 2015)

Global Smart Allocation Bond Fund

Note 3 - Manager and Marketing fees

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee calculated, per annum on the basis of the net asset value attributable to the relevant class of Units accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears as set forth in the table below:

Yen Hedged Units 1306	0.63%
Yen Hedged Units 1310	0.63%
Yen Hedged Units 1409 (for FoF Investors)	0.56%
Yen Hedged Units 1411 (for FoF Investors)	0.56%
USD Units	0.50%
Yen Hedged Units 1502 (for FoF Investors)	0.56%
Yen Hedged Units 1503 (for FoF Investors)	0.56%
Yen Hedged Units 1506 (for FoF Investors)	0.56%
Yen Hedged Units 1508 (for FoF Investors)	0.56%
Yen Hedged Units 1511 (for FoF Investors)	0.56%

With the exception for USD Units, the Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a marketing fee at a rate of 0.64% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears. The marketing fee will cease to accrue if the Manager is removed and a successor manager is designated by a Unitholders Resolution, and the contingent deferred sales charge is charged to the Units.

The Manager pays the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager is responsible for paying the fees of the Sub-Investment Manager and any of the Investment Manager's delegates or other parties appointed by the Investment Manager to perform its functions in respect of the Series Trust.

Note 4 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.05% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 5 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.05% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears plus transaction fees and expenses.

Note 6 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive a fee, payable out of the assets of the Series Trust, at a rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears subject to a minimum fee per annum of USD 10,000.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at November 30, 2015)

Global Smart Allocation Bond Fund

Note 7 - Distributor fees

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee calculated, per annum on the basis of the net asset value attributable to the relevant class of Units accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears as set forth in the table below:

Yen Hedged Units 1306	0.30%
Yen Hedged Units 1310	0.30%
Yen Hedged Units 1409 (for FoF Investors)	nil
Yen Hedged Units 1411 (for FoF Investors)	nil
USD Units	nil

Yen Hedged Units 1502 (for FoF Investors)	nil
Yen Hedged Units 1503 (for FoF Investors)	nil
Yen Hedged Units 1506 (for FoF Investors)	nil
Yen Hedged Units 1508 (for FoF Investors)	nil
Yen Hedged Units 1511 (for FoF Investors)	nil

Note 8 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee calculated, per annum on the basis of the net asset value attributable to the relevant class of Units accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears as set forth in the table below:

Yen Hedged Units 1306	0.20%
Yen Hedged Units 1310	0.20%
Yen Hedged Units 1409 (for FoF Investors)	nil
Yen Hedged Units 1411 (for FoF Investors)	nil
USD Units	nil
Yen Hedged Units 1502 (for FoF Investors)	nil
Yen Hedged Units 1503 (for FoF Investors)	nil
Yen Hedged Units 1506 (for FoF Investors)	nil
Yen Hedged Units 1508 (for FoF Investors)	nil
Yen Hedged Units 1511 (for FoF Investors)	nil

Note 9 - Taxation

Cayman Islands

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries.

Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and redeeming units under the laws of their respective jurisdictions.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at November 30, 2015)

Global Smart Allocation Bond Fund

Note 10 - Forward foreign exchange contracts

As at November 30, 2015, the following forward foreign exchange contracts were open:

10.1- Forward foreign exchange contracts in the context of portfolio management

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ depreciation)
					USD
USD	3,255,638.54	AUD	4,540,000	30/12/15	5,538.89
USD	1,155,937.74	JPY	142,693,000	30/12/15	4,858.47
USD	357,145.85	NOK	3,095,000	30/12/15	(2,567.30)
USD	3,233,881.03	INR	216,400,000	29/01/16	(23,648.25)
USD	257,419.84	INR	17,260,000	29/01/16	(1,372.63)
USD	6,392,875.89	MXN	107,660,000	29/01/16	73,109.33
USD	3,249,539.43	MXN	54,680,000	29/01/16	34,503.59
USD	644,510.89	MXN	10,715,000	29/01/16	(975.40)
AUD	50,245,000	USD	35,571,450.20	30/12/15	(520,589.45)
AUD	450,000	USD	325,320.17	30/12/15	2,075.72
AUD	4,370,000	USD	3,163,591.58	30/12/15	24,528.73
CAD	5,585,000	USD	4,206,895.50	30/12/15	37,767.31
CAD	5,405,000	USD	4,071,072.41	30/12/15	36,311.82
CAD	520,000	USD	390,927.48	30/12/15	2,754.40
JPY	253,755,000	USD	2,054,791.86	30/12/15	(9,484.89)
JPY	664,795,000	USD	5,385,135.68	30/12/15	(22,918.79)
NZD	9,710,000	USD	6,266,688.35	30/12/15	(79,262.78)
NZD	995,000	USD	650,805.52	30/12/15	525.26
NOK	3,300,000	USD	380,429.24	30/12/15	2,364.87
SGD	6,560,000	USD	4,601,829.51	30/12/15	(41,105.25)
SGD	530,000	USD	376,926.41	30/12/15	1,811.26
SEK	21,255,000	USD	2,440,270.49	30/12/15	2,876.02
SEK	3,405,000	USD	388,990.64	30/12/15	(1,474.10)
GBP	7,915,000	USD	12,044,651.25	30/12/15	163,572.14
GBP	130,000	USD	196,521.08	30/12/15	1,380.18
EUR	21,615,000	USD	23,205,539.78	30/12/15	337,194.38
EUR	22,230,000	USD	23,867,684.10	30/12/15	348,677.94
EUR	22,825,000	USD	24,508,229.63	30/12/15	359,722.40
EUR	22,090,000	USD	23,715,824.00	30/12/15	344,935.73
EUR	2,760,000	USD	2,964,568.44	30/12/15	44,529.89
EUR	780,000	USD	829,524.70	30/12/15	4,296.42
EUR	1,360,000	USD	1,446,350.75	30/12/15	7,491.18
EUR	1,150,000	USD	1,225,307.75	30/12/15	8,625.02
EUR	1,495,000	USD	1,583,952.20	30/12/15	2,264.66
EUR	4,750,000	USD	5,049,725.00	30/12/15	24,296.34
EUR	2,130,000	USD	2,264,403.00	30/12/15	10,894.99
KRW	8,492,410,000	USD	7,243,611.40	29/01/16	(77,265.54)
Total net unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts in the context of portfolio management					1,106,242.56

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at November 30, 2015)

Global Smart Allocation Bond Fund

Note 10 - Forward foreign exchange contracts (continued)

As at November 30, 2015, the following forward foreign exchange contracts were open:

10.2- Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Class Yen
Hedged Units 1306

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
USD	19,690,895.33	JPY	2,356,379,908.00	15/01/16	(508,401.94)
JPY	8,380,800.00	USD	70,033.47	15/01/16	1,808.20
JPY	17,734,860.00	USD	148,113.88	15/01/16	3,740.45
JPY	9,427,500.00	USD	78,779.14	15/01/16	2,033.04
JPY	9,232,080.00	USD	77,268.83	15/01/16	2,113.47
JPY	6,311,702.00	USD	53,098.86	15/01/16	1,717.10
JPY	9,440,100.00	USD	79,387.95	15/01/16	2,538.82
JPY	5,262,003.00	USD	44,122.67	15/01/16	1,286.34
JPY	5,670,000.00	USD	47,526.45	15/01/16	1,368.76
JPY	5,243,500.00	USD	43,800.22	15/01/16	1,114.67
JPY	8,900,766.00	USD	73,599.59	15/01/16	1,142.17
JPY	2,106,000.00	USD	17,491.55	15/01/16	347.41
JPY	10,538,000.00	USD	87,683.68	15/01/16	1,897.72
JPY	11,606,100.00	USD	96,328.17	15/01/16	1,847.43
JPY	28,438,829.00	USD	235,674.39	15/01/16	4,165.29
JPY	10,506,000.00	USD	87,454.53	15/01/16	1,929.03
JPY	15,748,500.00	USD	129,818.15	15/01/16	1,616.56
JPY	10,500,490.00	USD	86,442.28	15/01/16	962.52
JPY	18,949,896.00	USD	153,940.29	15/01/16	(320.38)
JPY	10,419,000.00	USD	84,761.07	15/01/16	(54.39)
JPY	1,042,900.00	USD	8,502.92	15/01/16	13.22
JPY	17,162,842.00	USD	140,236.48	15/01/16	522.50
JPY	3,650,850.00	USD	29,864.78	15/01/16	145.03
JPY	3,445,860.00	USD	27,973.96	15/01/16	(76.87)
JPY	11,299,326.00	USD	91,741.37	15/01/16	(240.18)
JPY	9,409,500.00	USD	76,484.45	15/01/16	(113.15)
JPY	6,812,650.00	USD	55,767.80	15/01/16	309.38
JPY	10,481.00	USD	85.60	15/01/16	0.28
JPY	26,242,500.00	USD	214,123.11	15/01/16	496.51
Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Class Yen Hedged Units 1306					(476,091.01)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at November 30, 2015)

Global Smart Allocation Bond Fund

Note 10 - Forward foreign exchange contracts (continued)

As at November 30, 2015, the following forward foreign exchange contracts were open:

10.3- Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Class Yen Hedged Units 1310

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
USD	18,974,143.40	JPY	2,270,607,279.00	15/01/16	(489,896.03)
JPY	37,515,600.00	USD	313,314.07	15/01/16	7,912.40
JPY	3,177,185.00	USD	26,591.77	15/01/16	727.33
JPY	8,343,200.00	USD	70,189.37	15/01/16	2,269.76
JPY	7,811,250.00	USD	65,689.89	15/01/16	2,100.75
JPY	22,943,800.00	USD	192,387.13	15/01/16	5,608.79
JPY	5,213,500.00	USD	43,700.02	15/01/16	1,258.55
JPY	10,413,000.00	USD	86,982.31	15/01/16	2,213.61
JPY	5,238,500.00	USD	43,478.44	15/01/16	833.85
JPY	34,402,500.00	USD	283,586.95	15/01/16	3,531.38
JPY	5,208,000.00	USD	42,873.37	15/01/16	477.39
JPY	22,847,000.00	USD	185,598.58	15/01/16	(386.26)
JPY	14,049,868.00	USD	114,299.05	15/01/16	(73.34)
JPY	11,184,480.00	USD	91,188.73	15/01/16	141.73
JPY	27,955,800.00	USD	228,425.05	15/01/16	851.07
JPY	15,537,000.00	USD	127,096.18	15/01/16	617.21
JPY	22,697,741.00	USD	184,263.33	15/01/16	(506.36)
JPY	518,500.00	USD	4,209.80	15/01/16	(11.03)
JPY	9,239,980.00	USD	75,106.52	15/01/16	(111.11)
JPY	5,093,550.00	USD	41,547.78	15/01/16	83.83
JPY	15,610,500.00	USD	127,786.28	15/01/16	708.90
JPY	5,203,500.00	USD	42,499.41	15/01/16	140.40
Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Class Yen Hedged Units 1310					(461,507.18)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at November 30, 2015)

Global Smart Allocation Bond Fund

Note 10 - Forward foreign exchange contracts (continued)

As at November 30, 2015, the following forward foreign exchange contracts were open:

10.4- Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Class Yen Hedged Units 1409 (for FoF Investors)

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ depreciation)
					USD
USD	58,208,507.85	JPY	6,965,724,822.00	15/01/16	(1,502,893.49)
JPY	7,022,400	USD	58,681.37	15/01/16	1,514.38
JPY	25,120,000	USD	210,244.39	15/01/16	5,750.64
JPY	20,118,000	USD	169,247.98	15/01/16	5,473.09
JPY	1,006,000	USD	8,435.46	15/01/16	245.93
JPY	1,010,800	USD	8,389.43	15/01/16	160.90
JPY	14,974,500	USD	121,821.15	15/01/16	(78.17)
JPY	905,490	USD	7,388.26	15/01/16	17.13
Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Class Yen Hedged Units 1409 (for FoF Investors)					(1,489,809.59)

10.5- Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Class Yen Hedged Units 1411 (for FoF Investors)

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ depreciation)
					USD
USD	36,295,316.20	JPY	4,343,406,047.00	15/01/16	(937,113.77)
JPY	15,117,000	USD	127,175.75	15/01/16	4,112.57
JPY	1,007,800	USD	8,447.47	15/01/16	243.28
JPY	50,359	USD	416.19	15/01/16	6.24
JPY	3,000,900	USD	24,413.04	15/01/16	(15.67)
JPY	1,001,100	USD	8,179.92	15/01/16	30.47
JPY	2,005,200	USD	16,278.48	15/01/16	(44.74)
JPY	515,128	USD	4,203.14	15/01/16	9.74
Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Class Yen Hedged Units 1411 (for FoF Investors)					(932,771.88)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at November 30, 2015)

Global Smart Allocation Bond Fund

Note 10 - Forward foreign exchange contracts (continued)

As at November 30, 2015, the following forward foreign exchange contracts were open:

10.6- Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Class Yen Hedged Units 1502 (for FoF Investors)

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
USD	77,620,498.72	JPY	9,288,728,651.00	15/01/16	(2,004,094.36)
JPY	4,852,000	USD	40,545.34	15/01/16	1,046.84
JPY	40,267,450	USD	336,487.42	15/01/16	8,683.70
JPY	2,919,000	USD	24,476.24	15/01/16	713.56
JPY	29,184,000	USD	244,622.89	15/01/16	7,045.10
JPY	18,967,650	USD	157,397.43	15/01/16	2,989.20
JPY	4,386,600	USD	36,272.38	15/01/16	562.90
JPY	2,918,700	USD	24,059.45	15/01/16	299.60
JPY	10,676,600	USD	86,972.03	15/01/16	59.49
JPY	19,462,000	USD	158,798.28	15/01/16	368.22
Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Class Yen Hedged Units 1502 (for FoF Investors)					(1,982,325.75)

10.7- Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Class Yen Hedged Units 1503 (for FoF Investors)

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
USD	42,065,682.87	JPY	5,033,937,171.00	15/01/16	(1,086,099.67)
JPY	2,909,100	USD	24,393.23	15/01/16	711.15
JPY	6,870,822	USD	55,895.79	15/01/16	(35.87)
JPY	3,853,200	USD	31,415.71	15/01/16	48.82
JPY	4,836,500	USD	39,398.33	15/01/16	26.94
Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Class Yen Hedged Units 1503 (for FoF Investors)					(1,085,348.63)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at November 30, 2015)

Global Smart Allocation Bond Fund

Note 10 - Forward foreign exchange contracts (continued)

As at November 30, 2015, the following forward foreign exchange contracts were open:

10.8- Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Class Yen Hedged Units 1506 (for FoF Investors)

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
USD	41,537,156.08	JPY	4,970,689,162.00	15/01/16	(1,072,453.56)
JPY	4,963,739	USD	41,544.52	15/01/16	1,136.33
JPY	1,979,000	USD	16,436.74	15/01/16	326.46
JPY	9,803	USD	79.93	15/01/16	0.12
JPY	29,069,300	USD	237,422.51	15/01/16	784.18
Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Class Yen Hedged Units 1506 (for FoF Investors)					(1,070,206.47)

10.9- Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Class Yen Hedged Units 1508 (for FoF Investors)

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
USD	26,725,939.52	JPY	3,198,253,093	15/01/16	(690,040.72)
USD	893,503.32	JPY	106,975,578	15/01/16	(22,651.64)
JPY	2,983,800	USD	25,102	15/01/16	811.73
JPY	29,895	USD	247.20	15/01/16	3.83
JPY	4,937,500	USD	40,344.00	15/01/16	150.31
Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Class Yen Hedged Units 1508 (for FoF Investors)					(711,726.49)

**10.10- Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Class Yen
Hedged Units 1511 (for FoF Investors)**

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised (depreciation)
					USD
USD	25,982,528.28	JPY	3,175,000,000	15/01/16	(136,428.74)
Total unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Class Yen Hedged Units 1511 (for FoF Investors)					(136,428.74)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at November 30, 2015)

Global Smart Allocation Bond Fund

Note 11 - Futures contracts

As at November 30, 2015, the following futures contracts were outstanding:

Description	Currency	Maturity date	Number of contracts Bought/(sold)	Commitment	Unrealised appreciation/ (depreciation)
Futures contracts on interest rates				USD	USD
AUSTR.10YT	AUD	December 2015	61	4,185,174.78	(87,734.76)
AUSTR.3YT	AUD	December 2015	421	29,663,804.79	(8,065.05)
EURO BOBL	EUR	December 2015	(28)	3,852,442.20	(56,557.76)
EURO BTP	EUR	December 2015	(24)	3,581,540.25	(28,120.25)
EURO BUXL.30Y	EUR	December 2015	26	4,320,217.62	129,147.98
GILT.ICE	GBP	March 2016	(110)	19,466,931.67	(87,539.91)
JAPAN 10YR	JPY	December 2015	(2)	2,416,005.19	(5,693.14)
SCHATZ	EUR	December 2015	19	2,243,734.55	8,338.78
US T-NOTES 10YR	USD	March 2016	(64)	8,096,000.00	(14,000.00)
US T-NOTES 2YR	USD	March 2016	(14)	3,046,531.32	(1,750.00)
US T-NOTES 5YR	USD	March 2016	(148)	17,571,530.88	(27,750.00)
Total commitment and net unrealised depreciation on futures contracts on interest rates				98,443,913.25	(179,724.11)

Note 12 - Options Contracts

An Option is a financial derivative that represents a contract sold by one party to another party. The contract offers the buyer the right, but not the obligation, to buy (call) or sell (put) a security or other financial asset at an agreed-upon price (the strike price) during a certain period of time or on a specific date.

As at November 30, 2015, the following options on futures contracts were entered, traded on Chicago Board of Trade Market:

Currency	Description	Maturity date	Strike price	Quantity	Cost Market Value	
					USD	USD
USD	PUT US T-NOTE 10Y.CBT.JAN16	24/12/2015	125.50	(196)	(113,313.48)	(55,125.00)
USD	PUT US T-NOTE 10Y.CBT.JAN16	24/12/2015	126.50	98	96,469.24	65,844.24
Total Options					(16,844.24)	10,719.24

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at November 30, 2015)

Global Smart Allocation Bond Fund

Note 13 - Swap Contracts

Interest Rate Swap contracts

An Interest Rate Swap designs an arrangement between two parties (counterparties), in which one party pays a fixed rate, while the other pays a floating rate. Through an Interest Rate Swap, each party can swap its interest rate with the other to obtain its preferred interest rate.

As at November 30, 2015, the Series Trust has entered into the following swap contracts:

Notional amount	Interest Rate Swap	Ccy	Maturity date	Interest Rate Received	Interest Rate Paid	Counterparty	Unrealised (depreciation)
							USD
4,000,000	IRS BRL R 11.97 02JAN17	BRL	02/01/2017	11.97%	BZDIOVRA Index	Barclays Bank Plc	(41,194.89)
Total net unrealised depreciation on Interest Rate Swaps							(41,194.89)

Note 14 - Distribution

Distributions made by the Series Trust during the year ending November 30, 2015 are as follows:

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date
Yen Hedged Units 1409 (for FoF Investors)			
JPY 36	03/09/2015	04/09/2015	10/09/2015
Yen Hedged Units 1411 (for FoF Investors)			
JPY 36	16/11/2015	17/11/2015	20/11/2015

Note 15 - Exchange rates

The exchange rates against USD used as at November 30, 2015 are as follows:

Currency	Exchange rate	Currency	Exchange rate
AUD	1.3892	KRW	1,158.7486
BRL	3.8464	MXN	16.6033
CAD	1.3391	NOK	8.7202
EUR	0.9456	NZD	1.5261
GBP	0.6659	SGD	1.4122
INR	66.7200	SEK	8.7257
JPY	122.9559		

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at November 30, 2015)

Global Smart Allocation Bond Fund

Note 16 - Subsequent event

Distributions made by the Series Trust after the year-end are as follows:

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date
Yen Hedged Units 1409 (for FoF Investors)			
JPY 34	03/03/2016	04/03/2016	09/03/2016

Yen Hedged Units 1502 (for FoF Investors)

JPY 33 27/01/2016 28/01/2016 02/02/2016

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at November 30, 2015

Global Smart Allocation Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market					
A. Asset backed securities			USD	USD	%
1,205,000	AFIN 2013-3 D 3.69 20FEB19	USD	1,241,021.47	1,229,466.56	0.36
160,000	AFIN 2014-1 D 3.39 22JUL19	USD	160,713.59	162,700.91	0.05
2,445,000	AFIN 2015-2 D 3.16 20NOV20	USD	2,444,116.53	2,426,997.22	0.71
1,500,000	AFIN 2015-3 D 3.34 22MAR21	USD	1,499,426.40	1,479,812.10	0.43
100,000	AMCAR 2013-4 C 2.72 09SEP19	USD	99,974.90	100,952.75	0.03
3,000,000	AMCAR 2014-2 D 2.57 08JUL20	USD	2,972,695.31	2,978,877.90	0.87
1,550,000	AMCAR 2014-4 D 3.07 09NOV20	USD	1,559,203.13	1,544,745.35	0.45
725,000	AMCAR 2015-2 D 3.00 08JUN21	USD	725,962.89	718,286.43	0.21
2,050,000	AMCAR 2015-3 D 3.34 08AUG21	USD	2,049,877.82	2,031,816.09	0.60
1,125,000	AOTA 2015 N 121X E WAC 10AUG35	USD	996,928.88	1,006,930.91	0.29
300,000	AVMT 2013-AVMX A WAC 05DEC32	USD	310,324.80	316,355.01	0.09
3,330,000	BALTA 2004-2 2A1 FRN 25MAR34	USD	148,885.63	147,494.60	0.04
120,000	BBCMS 2013-TYSX A2 3.7562 05SEP32	USD	123,599.66	126,861.52	0.04
350,000	BSABS 2004-FR2 M3 FRN 25JUN34	USD	240,937.70	242,935.23	0.07
75,000	BSCMS 2005-PW10 AJ WAC 11DEC40	USD	72,843.75	74,433.07	0.02
1,600,000	BSCMS 2006-PW14 AJ 5.273 11DEC38	USD	1,623,843.75	1,594,070.72	0.47
770,000	BSCMS 2007-PW16 AJ WAC 11JUN40	USD	790,573.44	784,179.55	0.23
375,000	BSCMS 2007-PW17 AJ WAC 11JUN50	USD	385,751.95	372,403.61	0.11
300,000	BSCMS 2007-PW18 AJ WAC 11JUN50	USD	287,468.75	295,185.00	0.09
150,000	CAH 2014-1X C FRN 17MAY31	USD	148,901.85	145,694.01	0.04
100,000	CAH 2014-1X D FRN 17MAY31	USD	99,032.61	97,371.19	0.03
1,265,000	CARMAX 2014-2D 2.58 16NOV20	USD	1,259,860.94	1,261,812.96	0.37
1,695,000	CARR 2007-HE1 A2 FRN 25JUN37	USD	1,374,714.42	1,379,261.92	0.40
650,000	CAS 2014-C04 1M1 FRN 25NOV24	USD	393,092.00	395,048.13	0.12
235,000	CGCMT 2012-GC8 A1 0.685 10SEP45	USD	83,572.96	83,911.48	0.02
350,000	CGCMT 2013-375X E WAC 10MAY35	USD	317,255.86	319,074.70	0.09
300,000	CHAIT 2013-A6 A6 FRN 15JUL20	USD	300,000.00	299,837.97	0.09
450,000	CMBS 2015-3BPX B FRN 10FEB35	USD	456,269.47	441,232.65	0.13
625,000	CMBS 2015-3BPX D FRN 10FEB35	USD	599,158.02	579,026.06	0.17

110,000	COMM 2013-CR10 A4 WAC 10AUG46	USD	113,294.40	118,840.26	0.03
100,000	COMM 2013-C11X C WAC 12AUG50	USD	97,358.66	105,315.31	0.03
100,000	COMM 2013-L13X B WAC 10AUG46	USD	102,998.67	110,329.15	0.03
300,000	COMM 2013-L13X C WAC 10AUG46	USD	308,384.58	318,899.76	0.09
160,000	COMM 2014-CR14 A4 4.236 10FEB47	USD	164,789.81	173,025.94	0.05
50,000	COMM 2014-UBS 2 AM 4.199 10MAR47	USD	51,497.31	52,679.90	0.02
50,000	COMM 2014-UBS2 B 4.701 10MAR47	USD	51,497.82	53,190.53	0.02
1,985,000	CSMC 2014-USAX D 4.3733 15SEP37	USD	1,999,858.11	1,911,468.65	0.56
480,000	CWALT 2004-18CB 4A1 5.5 25SEP34	USD	82,126.64	83,584.55	0.02
350,000	DBCCR 2014-ARCX C WAC 10JAN34	USD	355,450.07	365,473.40	0.11
1,300,000	DRIVE 2015-CX C 3.01 17MAY21	USD	1,299,786.02	1,289,617.03	0.38
975,000	DRIVE 2015-CX D 4.20 15SEP21	USD	974,968.41	971,288.86	0.28
1,800,000	DRIVE 2015-DX C 3.38 15NOV21	USD	1,799,909.10	1,797,445.62	0.53
500,000	DRVON 13 A FRN 22FEB21	EUR	466,201.08	423,624.10	0.12
150,000	ECARA 3 PLC CLASS A FRN 18MAR22	GBP	104,464.88	93,393.39	0.03
500,000	FNLC 2005-2 M1 FRN 25SEP35	USD	443,110.34	468,173.28	0.14

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at November 30, 2015 (continued)

Global Smart Allocation Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Asset backed securities (continued)			USD	USD	%
255,000	FORDO 2013-C A4 1.25 15OCT18	USD	254,977.05	255,235.65	0.07
630,000	GAHR 2015-NRFX EFX FRN 15DEC19	USD	589,511.35	593,455.91	0.17
415,000	GAHR 2015-NRFX FFX FRN 15DEC19	USD	381,494.39	385,207.90	0.11
420,000	GSMS 2013-GC13 A1 1.206 10JUL46	USD	254,911.87	253,746.71	0.07
155,000	HAROT 2013-3 A3 0.77 15MAY17	USD	63,603.68	63,619.83	0.02
250,000	HART 2015-A C 1.98 15JUL20	USD	249,973.08	247,352.18	0.07
160,000	HILT 2013-HLTX DFX 4.4065 05NOV30	USD	160,799.84	159,818.54	0.05
100,000	JPMBB 2013-C14 C WAC 15AUG46	USD	94,270.80	101,073.40	0.03
225,000	JPMBB 2014-C24 B WAC 15NOV47	USD	231,749.55	230,908.57	0.07
405,000	JPMCC 2006-CB17 AM 5.464 12DEC43	USD	423,098.45	408,377.13	0.12
1,360,000	JPMCC 2006-LDP9 AM 5.372 15MAY47	USD	1,415,916.60	1,387,727.41	0.41
1,505,000	JPMCC 2007-LDPX AM WAC 15JAN49	USD	1,571,583.99	1,539,049.12	0.45
155,000	LBMLT 2004-1 M2 FRN 25FEB34	USD	14,164.26	13,950.68	0.00
1,725,000	LBUBS 2007-C7 AJ WAC 15SEP45	USD	1,797,032.23	1,784,870.78	0.52
190,000	MBART 2013-1 A4 1.13 15NOV19	USD	189,968.69	190,113.16	0.06
185,000	MLCFC 2007-9 AJ WAC 12SEP49	USD	180,606.25	184,798.35	0.05
230,000	MLMI 2005-A1 M1 WAC 25DEC34	USD	106,224.99	105,588.67	0.03

2,350,000	MLMT 2006-C1 AJ WAC 05DEC39	USD	2,356,242.19	2,358,828.01	0.69
1,680,000	MSC 2007-IQ14 WAC 15APR49	USD	1,763,203.71	1,730,844.02	0.51
1,105,000	MSC 2007-IQ15 AJ WAC 11JUN49	USD	1,082,900.00	1,103,891.46	0.32
380,000	MSM 2005-4A1 FRN 25MAR35	USD	42,919.98	42,723.05	0.01
80,000	POPLR 2006-D A2 FRN 25NOV46	USD	23,643.98	23,717.41	0.01
2,220,000	SDART 2013-3 D 2.42 15APR19	USD	2,225,318.76	2,220,664.00	0.65
800,000	SDART 2014-1 B 1.59 15OCT18	USD	803,312.50	800,354.08	0.23
1,530,000	SDART 2014-1 D 2.91 16MAR20	USD	1,542,833.69	1,538,872.47	0.45
650,000	SDART 2014-2 D 2.76 18FEB20	USD	652,031.25	648,604.39	0.19
600,000	SDART 2014-3 D 2.65 17AUG20	USD	603,093.75	600,069.90	0.18
1,080,000	SDART 2014-4 D 3.1 16NOV20	USD	1,084,489.26	1,084,024.73	0.32
1,375,000	SDART 2015-1 D 3.24 15APR21	USD	1,374,948.44	1,372,781.03	0.40
1,200,000	SDART 2015-2 D 3.02 15APR21	USD	1,197,523.44	1,176,222.48	0.34
325,000	SDART 2015-3 D 3.49 17MAY21	USD	327,437.50	323,745.44	0.09
1,900,000	SDART 2015-4 D 3.53 16AUG21	USD	1,899,308.40	1,895,670.66	0.56
1,050,000	SLFT 2014-AX A 2.41 15DEC22	USD	1,052,891.78	1,048,940.03	0.31
550,000	STACR 2014-HQ2 M1 FRN 25SEP24	USD	430,055.00	431,923.39	0.13
385,000	VNDO 2013-PENX A 3.808 13DEC29	USD	396,548.73	406,420.75	0.12
350,000	WBCMT 2006-C24 AJ WAC 15MAR45	USD	359,419.92	350,747.99	0.10
1,425,000	WBCMT 2006-C29 AJ WAC 15NOV48	USD	1,447,189.45	1,412,784.05	0.41
1,535,000	WBCMT 2007-C32 AJ WAC 15JUN49	USD	1,575,158.40	1,567,102.07	0.46
Total Asset backed securities			61,402,061.58	61,016,950.73	17.84

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at November 30, 2015 (continued)

Global Smart Allocation Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
B. Bonds			USD	USD	%
950,000	ABJA INVESTMENT CO 5.95 31JUL24	USD	966,707.05	829,908.60	0.24
1,775,000	ABN AMRO BANK NV 4.25 02FEB17 REGS	USD	1,885,350.05	1,830,458.10	0.54
1,925,000	ABN AMRO BANK NV 4.75 28JUL25 REGS	USD	1,919,841.00	1,932,613.38	0.57
725,000	AES CORP 7.375 01JUL21	USD	802,570.58	744,937.50	0.22
670,000	ALCATEL LUCENT US 6.45 15MAR29	USD	698,561.34	686,750.00	0.20
855,000	ALLY FINANCIAL INC 3.5 27JAN19	USD	849,326.18	848,587.50	0.25

855,000	ALTICE SA 7.75 15MAY22 REGS	USD	837,451.67	797,287.50	0.23
895,000	AMERICAN INTL GP 4.875 01JUN22	USD	1,003,073.20	976,058.36	0.29
20,575,000	AUSTRALIAN GVT 3.25 21APR25 SER 139	AUD	15,860,995.54	15,270,195.64	4.47
18,500,000	AUSTRALIAN GVT 3.25 21OCT18 SER141	AUD	14,892,478.12	13,739,776.46	4.02
465,000	BAE SYSTEMS HOLD 3.8 07OCT24 REGS	USD	464,848.20	464,702.87	0.14
1,450,000	BANCO NAC COMERC 4.375 14OCT25 REGS	USD	1,445,925.50	1,437,312.50	0.42
1,300,000	BBVA SUB CAPITAL UNIPER FRN 11APR24	EUR	1,535,445.41	1,429,867.74	0.42
475,000	BECTON DICKINSON CO 3.734 15DEC24	USD	487,650.40	483,314.40	0.14
1,675,000	BRANCH BANK AND TRUST 3.625 16SEP25	USD	1,673,877.75	1,691,085.03	0.50
3,425,000	BRAZIL FED REP OF 5 27JAN45	USD	2,622,434.50	2,568,750.00	0.75
795,000	CALPINE CORP 5.375 15JAN23	USD	804,774.70	743,325.00	0.22
5,090,000	CANADA GOVT OF 1.5 01MAR20	CAD	4,143,589.55	3,907,674.89	1.14
2,320,000	CANADA GOVT OF 3.5 01DEC45	CAD	2,516,245.79	2,181,256.15	0.64
825,000	CELGENE CORP 5 15AUG45	USD	823,641.36	824,367.23	0.24
1,300,000	CITIGROUP INC 4.4 10JUN25	USD	1,294,696.00	1,323,770.50	0.39
850,000	CITIGROUP INC 4.65 30JUL45	USD	848,767.50	864,402.40	0.25
625,000	CLEAR CHANNEL WORLD 7.625 15MAR20 B	USD	655,909.09	606,250.00	0.18
1,150,000	CODELCO INC 4.5 16SEP25 REGS	USD	1,132,267.00	1,101,840.30	0.32
130,000	CONTINENTAL RESOURCES 5 15SEP22	USD	128,961.43	114,075.00	0.03
260,000	DEUTSCHE ANN FIN BV 3.2 20CT17 REGS	USD	263,913.00	262,991.56	0.08
750,000	DEUTSCHLAND BUNDESREP 2.5 15AUG46	EUR	1,031,671.91	1,025,410.54	0.30
850,000	DIGICEL LIMITED 6 15APR21 REGS	USD	819,793.75	758,625.00	0.22
700,000	DYNEGY INC 7.375 01NOV22	USD	744,070.98	677,250.00	0.20
525,000	ENEL SPA 4.875 20FEB18 SER0000	EUR	727,246.43	610,435.16	0.18
61,900,000	EUROPEAN INV BK 1.4 20JUN17 INTL	JPY	660,175.79	515,367.51	0.15
1,825,000	FORD MOTOR CREDIT CO LLC 3 12JUN17	USD	1,878,271.55	1,846,898.18	0.54
2,475,000	FRANCE (OAT) 1.75 25NOV24	EUR	2,908,493.58	2,878,891.25	0.84
12,515,000	FRANCE (OAT) 2.25 25MAY24	EUR	15,523,395.97	15,137,720.64	4.43
4,475,000	FRANCE (OAT) 3.50 25APR20	EUR	5,809,156.18	5,483,985.95	1.61
180,000	FREEPORT MCMORAN 3.875 15MAR23	USD	172,736.00	121,050.00	0.04
200,000	FRONTIER COMM 8.875 15SEP20 REGS	USD	200,000.00	200,500.00	0.06
90,000	FRONTIER COMM 9.25 01JUL21	USD	94,950.00	87,750.00	0.03
500,000	FRONTIER COMMUNICATIONS 8.5 15APR20	USD	525,013.89	498,750.00	0.15
1,635,000	GENERAL MOTORS CO 5.2 01APR45	USD	1,732,046.45	1,569,049.01	0.46
900,000	GENERAL MOTORS FIN CO 3.1 15JAN19	USD	899,586.00	898,925.40	0.26
525,000	GENESIS ENERGY LP 6.75 01AUG22	USD	517,585.75	490,455.00	0.14
330,000	GLENCORE FUNDING LLC 4 16APR25 REGS	USD	308,640.09	242,137.50	0.07
810,000	GOLDMAN SACHS GP INC 4.25 21OCT25	USD	804,330.00	812,216.16	0.24
1,100,000	HJ HEINZ CO 2 30JUN23	EUR	1,222,979.26	1,188,202.93	0.35
850,000	HP ENTERPRISE CO 6.35 15OCT45 REGS	USD	843,102.50	812,417.25	0.24

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at November 30, 2015 (continued)
--

Global Smart Allocation Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
B. Bonds (continued)			USD	USD	%
1,400,000	HSBC HOLDINGS PLC 4.25 18AUG25	USD	1,388,520.00	1,408,450.40	0.41
775,000	HUB INTERNAT LDT 7.875 01OCT21 REGS	USD	794,375.00	745,937.50	0.22
2,280,000	HUNGARIAN DVPT BK 6.25 21OCT20 REGS	USD	2,522,881.25	2,529,774.00	0.74
1,725,000	ICELAND REP OF 4.875 16JUN16 REGS	USD	1,803,725.15	1,759,453.43	0.52
1,400,000	ICELAND REP OF 5.875 11MAY22 REGS	USD	1,610,000.00	1,594,782.00	0.47
500,000	INTL GAME TECHNO 4.125 15FEB20 REGS	EUR	562,967.39	535,384.56	0.16
675,000	INTL GAME TECHNO 4.75 15FEB23 REGS	EUR	737,595.67	691,359.92	0.20
1,740,000	IRISH REPUBLIC 3.4 18MAR24	EUR	2,361,429.59	2,218,652.64	0.66
855,000	IRISH TREASURY 2 18FEB45 SERIES 30Y	EUR	947,476.24	884,728.45	0.26
710,000	IRISH TREASURY 2.40 15MAY30	EUR	891,751.68	834,618.79	0.24
12,415,000	ITALY REPUBLIC OF 1.05 01DEC19	EUR	14,287,369.40	13,518,348.99	3.96
11,155,000	ITALY REPUBLIC OF 2.35 15SEP24	EUR	14,035,467.99	13,981,242.60	4.10
2,845,000	ITALY REPUBLIC OF 2.6 15SEP23	EUR	4,129,947.12	4,101,767.83	1.20
1,430,000	ITALY REPUBLIC OF 4.75 01SEP44	EUR	2,320,030.49	2,188,567.74	0.64
1,265,900,000	JAPAN GOVT OF 1.7 20SEP44 SER44	JPY	11,172,262.19	11,119,696.30	3.26
1,465,000	JPMORGAN CHASE AND CO 3.875 10SEP24	USD	1,479,595.07	1,472,370.42	0.43
2,000,000	JPMORGAN CHASE AND CO 4.25 01OCT27	USD	1,993,100.00	2,011,964.00	0.59
5,700,000	KFW 1.125 16NOV18	USD	5,692,305.00	5,651,145.30	1.66
158,000,000	KFW 2.05 16FEB26	JPY	1,723,913.21	1,523,344.20	0.45
3,780,000	KINGDOM OF MOROCCO 3.5 19JUN24	EUR	4,622,983.59	4,007,531.87	1.17
1,230,000	KINGDOM OF MOROCCO 4.5 05OCT20	EUR	1,704,886.48	1,408,101.04	0.41
8,300,000,000	KOREA TREASURY 2.25 10JUN25 SER2506	KRW	7,463,646.83	7,225,389.49	2.12
700,000	MORGAN STANLEY 4.00 23JUL25 GMTN	USD	701,291.00	727,108.20	0.21
1,420,000	MOROCCO KINGDOM 4.25 11DEC22 REGS	USD	1,461,430.00	1,398,007.04	0.41
3,280,000	NETHERLANDS GOVT 1.25 15JAN19	EUR	4,093,486.83	3,635,742.47	1.07
190,000	NEWFIELD EXPLORATION 5.375 01JAN26	USD	191,838.71	172,900.00	0.05
700,000	NRG ENERGY INC 6.25 01MAY24	USD	701,137.50	631,750.00	0.19
425,000	NRG ENERGY INC 6.25 15JUL22	USD	434,562.50	392,062.50	0.11
425,000	PERNOD RICARD SA 5.5 15JAN42 REGS	USD	484,137.08	435,596.95	0.13
525,000	PERU REPUBLIC OF 2.75 30JAN26	EUR	579,798.42	553,825.58	0.16
800,000	PERU REPUBLIC OF 4.125 25AUG27	USD	798,128.00	796,000.00	0.23
2,600,000	POLAND REPUBLIC 1.5 09SEP25	EUR	2,902,376.22	2,830,944.12	0.83
800,000	QUICKEN LOANS INC 5.75 01MAY25 REGS	USD	778,400.00	772,000.00	0.23
1,649,000	RABOBANK NED FRN 26MAY26	EUR	1,980,048.13	1,773,172.62	0.52
1,000,000	RABOBANK NED 3.375 19JAN17	USD	1,055,046.15	1,024,266.00	0.30
1,050,000	REP OF VIETNAM 4.8 19NOV24 REGS	USD	1,080,460.00	1,013,250.00	0.30
920,000	ROYAL BK OF SCOTLAND PLC 6 19DEC23	USD	1,006,185.24	996,810.80	0.29
725,000	SERBIA REPUBLIC 7.25 28SEP21 REGS	USD	834,422.95	828,312.50	0.24
460,000	SINCLAIR TELE 5.625 01AUG24 REGS	USD	455,562.50	449,650.00	0.13
6,650,000	SINGAPORE GVT 3 01SEP24	SGD	5,092,050.03	4,911,451.72	1.44
725,000	SLOVENIA REPUBLIC 5.25 18FEB24 REGS	USD	816,650.00	806,446.50	0.24
1,330,000	SOCIETE GENERALE 2.75 12OCT17	USD	1,365,273.70	1,351,854.56	0.40
1,480,000	SOUTHWESTERN ENERGY 4.95 23JAN25	USD	1,514,426.95	1,219,969.92	0.36
1,810,000	SPAIN KINGDOM OF 1.40 31JAN20	EUR	2,081,357.38	1,994,213.50	0.58
1,850,000	SPAIN KINGDOM OF 5.75 30JUL32	EUR	3,046,526.88	2,923,353.02	0.86
975,000	SRI LANKA REP 6.85 03NOV25 REGS	USD	975,000.00	954,135.00	0.28

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at November 30, 2015 (continued)

Global Smart Allocation Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
B. Bonds (continued)			USD	USD	%
715,000	SUNOCO LOGISTICS PART 5.35 15MAY45	USD	767,046.50	555,876.75	0.16
19,265,000	SWEDEN KINGDOM OF 5 01DEC20 SER1047	SEK	3,151,858.54	2,744,723.51	0.80
395,000	T-MOBILE USA INC 6 01MAR23	USD	397,400.00	395,987.50	0.12
790,000	UNITED KINGDOM 3.25 22JAN44	GBP	1,414,625.50	1,357,538.41	0.40
4,090,000	UNITED KINGDOM 4.25 07DEC40	GBP	8,139,899.38	8,128,125.94	2.38
7,400,000	US T NOTE INFL LKD 0.375 15JUL25	USD	7,335,623.34	7,267,109.98	2.13
1,295,000	US T-BILL 0.00 11FEB16	USD	1,293,592.41	1,294,605.03	0.38
45,000	US T-BILL 0.00 31MAR16	USD	44,987.80	44,965.58	0.01
10,265,000	US T-BOND 2.5 15FEB45	USD	9,163,491.86	9,230,082.70	2.70
15,720,000	US T-NOTE 0.375 31JAN16	USD	15,728,734.29	15,724,904.71	4.61
7,250,000	US TREASURY NOTE INFL 0.125 15APR20	USD	7,343,103.82	7,310,158.11	2.14
900,000	VOLKSWAGEN GP AM 1.25 23MAY17 REGS	USD	872,691.00	868,821.30	0.25
750,000	VOLKSWAGEN IN FI 2.375 22MAR17 REGS	USD	743,551.50	743,621.25	0.22
885,000	VRX ESCROW CORP 4.5 15MAY23 REGS	EUR	944,651.77	779,003.88	0.23
325,000	WALGREENS BOOTS 3.8 18NOV24	USD	315,279.25	319,882.55	0.09
1,000,000	WELLS FARGO AND CO 2.625 15DEC16	USD	1,034,687.75	1,017,040.00	0.30
1,065,000	WEST CORP 5.375 15JUL22 REGS	USD	1,011,616.87	963,825.00	0.28
525,000	21ST CENTURY FOX A 3.7 15OCT25 REGS	USD	523,745.25	524,971.65	0.15
Total bonds			276,884,960.33	266,794,274.41	78.18
C. Medium term note			USD	USD	%
3,000,000	EIB 1.25 05NOV20 REGS EMTN	CAD	2,270,752.95	2,219,335.09	0.65
600,000	IBERDROLA INTL BV 3 31JAN22 EMTN	EUR	800,224.26	710,003.36	0.21
1,035,000	LLOYDS BANK PLC 2.75 09DEC18 EMTN	GBP	1,668,526.39	1,590,657.32	0.47
880,000	LLOYDS BANK PLC 4.625 02FEB17 EMTN	EUR	1,191,964.23	979,668.23	0.29
765,000	PRUDENTIAL FIN IN 5.375 21JUN20 MTN	USD	876,250.25	855,631.08	0.25
1,200,000	RABOBANK NEDERL 3.875 20APR16 EMTN	EUR	1,481,084.76	1,287,854.46	0.38
1,200,000	SANTANDER INTL DEBT 4 27MAR17 EMTN	EUR	1,528,176.64	1,329,847.65	0.39
1,900,000	SOCIETE GENERALE 2.375 28FEB18 EMTN	EUR	2,339,154.96	2,104,587.44	0.62
500,000	TELECOM ITALIA 6.375 24JUN19 EMTN	GBP	856,674.50	828,301.24	0.24
600,000	TELEFONICA EMISIO SAU 3.961 26MAR21	EUR	845,527.62	721,153.32	0.21

1,315,000 WELLS FARGO AND CO 4.3 22JUL27

USD

1,315,259.05

1,347,704.05

0.39

Total medium term note	15,173,595.61	13,974,743.24	4.10
Total investments	353,460,617.52	341,785,968.38	100.12

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

MELLON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments	UNAUDITED
-------------------------------	-----------

Global Smart Allocation Bond Fund

Classification of investments by country and by economical sector		
Country	Economical sector	Ratio (%) *
USA		
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	20.16
	Public Administration And Defence; Compulsory Social security	11.98
	Activities Of Holding Companies	2.85
	Electricity, Gas, Steam And Air Conditioning Supply	0.94
	Telecommunications	0.77
	Extraction Of Crude Petroleum And Natural Gas	0.58
	Manufacture Of Computer, Electronic And Optical Products	0.58
	Other Monetary Intermediation	0.50
	Manufacture Of Motor Vehicles, Trailers And Semi-Trailers	0.46
	Manufacture Of Food Products	0.35
	Manufacture Of Basic Pharmaceutical Products And Pharmaceutical Preparations	0.24
	Programming And Broadcasting Activities	0.18
	Publishing Activities	0.15
	Manufacture Of Other Transport Equipment	0.14
	Retail Trade, Except Of Motor Vehicles And Motorcycles	0.09
	Mining Of Metal Ores	0.04
		40.01

Italy		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	9.90
	Telecommunications	0.24
	Electricity, Gas, Steam And Air Conditioning Supply	0.18
		10.32
Australia		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	8.49
		8.49
France		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	6.88
	Other Monetary Intermediation	1.02
	Manufacture Of Beverages	0.13
		8.03
United Kingdom		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	2.78
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	1.09
	Other Monetary Intermediation	0.76
		4.63
Netherlands		
	Other Monetary Intermediation	2.31
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	1.07
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	0.51
		3.89

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments (continued)	UNAUDITED
---	-----------

Global Smart Allocation Bond Fund

Classification of investments by country and by economical sector (continued)		
Country	Economical sector	Ratio (%) *
Japan		

	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	3.26
		3.26
Germany		
	Other Monetary Intermediation	2.11
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.30
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	0.12
		2.53
Spain		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	1.44
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	1.02
		2.46
Republic of Korea		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	2.12
		2.12
Canada		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	1.78
	Manufacture Of Basic Pharmaceutical Products And Pharmaceutical Preparations	0.23
		2.01
Morocco		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	1.99
		1.99
Singapore		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	1.44
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	0.24
		1.68
Ireland		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	1.15
		1.15
Luxembourg		
	Activities Of Extraterritorial Organisations And Bodies	0.80

Telecommunications	0.23
	1.03
Iceland	
Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.99
	0.99

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments (continued)	UNAUDITED
---	-----------

Global Smart Allocation Bond Fund

Classification of investments by country and by economical sector (continued)		
Country	Economical sector	Ratio (%) *
Poland		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.83
		0.83
Sweden		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.80
		0.80
Brazil		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.75
		0.75
Hungary		
	Other Monetary Intermediation	0.74
		0.74
Mexico		
	Other Monetary Intermediation	0.42
		0.42
Peru		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.39
		0.39
Chile		
	Mining Of Metal Ores	0.32

		0.32
Vietnam		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.30
		0.30
Sri Lanka		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.28
		0.28
Slovenia		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.24
		0.24
Serbia		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.24
		0.24

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments (continued)	UNAUDITED
---	-----------

Global Smart Allocation Bond Fund

Classification of investments by country and by economical sector (continued)		
Country	Economical sector	Ratio (%) *
Bermuda		
	Telecommunications	0.22
		0.22
Total investments		100.12

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

(2) 【2014年11月30日終了年度】

【貸借対照表】

メロン・オフショア・ファンズ

純資産計算書

2014年11月30日現在

世界スマート債券ファンド

(米ドルで表示)

	注記	世界スマート債券ファンド (米ドル)	(千円)
資産			
投資有価証券			
- 取得原価		154,676,350.54	17,428,931
- 時価評価額	2.2	153,725,415.16	17,321,780
現預金		9,963,077.82	1,122,640
債券にかかる未収利息	2.9	1,458,883.93	164,387
為替先渡契約にかかる未実現評価益	2.5, 10	528,593.58	59,562
先物契約にかかる未実現評価益	2.6, 11	174,692.65	19,684
スワップ契約にかかる未実現評価益	2.7, 13	158,537.58	17,864
設立費	2.4	130,443.81	14,698
購入オプションの時価評価額	2.7, 12	94,640.50	10,664
未収投資有価証券売却代金		74,849.22	8,434
その他の未収金		238.66	27
資産合計		166,309,372.91	18,739,740

負債

未払投資有価証券購入代金		5,163,503.40	581,824
為替先渡契約にかかる未実現評価損	2.5, 10	4,929,383.26	555,443
スワップ契約にかかる未実現評価損	2.7, 13	379,850.09	42,802
未払買戻支払額		176,165.89	19,850
先物契約にかかる未実現評価損	2.6, 11	86,616.70	9,760
未払販売管理報酬	3	68,569.69	7,726
未払管理報酬	3	63,102.15	7,110
未払販売報酬	7	25,742.04	2,901
未払印刷および公告費		20,882.62	2,353
未払設立費		20,077.03	2,262
未払代行協会員報酬	8	17,164.12	1,934
未払弁護士報酬		12,922.01	1,456
未払専門家費用		11,008.77	1,240
未払保管報酬	5	5,351.54	603
未払管理事務代行報酬	4	5,348.69	603

未払受託報酬	6	3,945.44	445
売却オプションの時価評価額	2.7, 12	900.00	101
負債合計		10,990,533.44	1,238,413
純資産総額		155,318,839.47	17,501,327

純資産額			
円投資型1306受益証券	日本円	3,401,610,150	
円投資型1310受益証券	日本円	2,807,376,376	
円投資型1409受益証券 （ファンド・オブ・ファンズ専用）	日本円	7,551,368,352	
円投資型1411受益証券 （ファンド・オブ・ファンズ専用）	日本円	4,590,566,005	

発行済受益証券口数			
円投資型1306受益証券		321,964	
円投資型1310受益証券		267,544	
円投資型1409受益証券 （ファンド・オブ・ファンズ専用）		7,473,950,000	
円投資型1411受益証券 （ファンド・オブ・ファンズ専用）		4,551,000,000	

1口当たり純資産価格			
円投資型1306受益証券	日本円	10,565	
円投資型1310受益証券	日本円	10,493	
円投資型1409受益証券 （ファンド・オブ・ファンズ専用）	日本円	1.0104	
円投資型1411受益証券 （ファンド・オブ・ファンズ専用）	日本円	1.0087	

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

メロン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2014年11月30日に終了した年度

世界スマート債券ファンド

（米ドルで表示）

注記	世界スマート債券ファンド	
	（米ドル）	（千円）
収益		

債券にかかる利息	2.9	2,422,532.31	272,971
その他の収益		4,033.24	454
収益合計		2,426,565.55	273,425
費用			
販売管理報酬	3	505,598.16	56,971
管理報酬	3	486,044.81	54,768
販売報酬	7	184,936.61	20,839
スワップ契約にかかる支払利息		146,701.54	16,530
代行協会員報酬	8	123,321.15	13,896
印刷および公告費		39,899.40	4,496
保管報酬	5	39,468.62	4,447
管理事務代行報酬	4	39,437.74	4,444
取引手数料		36,405.02	4,102
設立費	2.4	32,165.16	3,624
弁護士報酬		28,232.16	3,181
専門家費用		28,067.80	3,163
受託報酬	6	10,694.31	1,205
保護預り費用		10,155.25	1,144
銀行利息		213.19	24
その他の費用		46,865.67	5,281
費用合計		1,758,206.59	198,115
投資純利益		668,358.96	75,311

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書（続き）
2014年11月30日に終了した年度

世界スマート債券ファンド

（米ドルで表示）

注記	世界スマート債券ファンド （米ドル）	（千円）
----	-----------------------	------

投資純利益	668,358.96	75,311
以下にかかる実現純損益：		
外国為替	845,667.61	95,290
投資有価証券	565,097.95	63,675
オプション	103,571.00	11,670
スワップ契約	30,742.83	3,464
先物契約	(4,222.73)	(476)
為替先渡契約	(9,559,963.35)	(1,077,217)
当期実現純損失	(7,350,747.73)	(828,282)
以下にかかる未実現評価損益の純変動：		
先物契約	62,282.10	7,018
オプション	53,548.34	6,034
スワップ契約	(209,962.61)	(23,659)
投資有価証券	(1,107,655.10)	(124,811)
為替先渡契約	(2,179,582.09)	(245,595)
運用による純資産の純減少	(10,732,117.09)	(1,209,295)
資本の変動		
受益証券発行手取額	108,872,358.13	12,267,737
受益証券買戻支払額	(6,655,779.62)	(749,973)
資本の変動、純額	102,216,578.51	11,517,764
期首現在純資産額	63,834,378.05	7,192,858
期末現在純資産額	155,318,839.47	17,501,327

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

財務書類に対する注記

2014年11月30日現在

世界スマート債券ファンド

注記１．活動および目的

メロン・オブショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）は、受託会社と管理会社との間で締結された2003年10月14日付基本信託証書により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。

世界スマート債券ファンド（以下「ファンド」という。）は、C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）との間で締結された基本信託証書ならびに2013年3月26日および2014年9月1日付の2つの補足信託証書に基づき設定されたトラストの別個のシリーズ・トラストである。

本財務書類は、ファンドについてのみ言及している。

受益証券クラス

当財務書類の日付現在、円投資型1306受益証券、円投資型1310受益証券、円投資型1409受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）および円投資型1411受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の発行が可能である。

円投資型1409受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）および円投資型1411受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）は、日本の法律に基づき組成されたファンド・オブ・ファンズまたは管理会社の判断によるその他の適格投資家のみにより申込が可能である。

円投資型1306受益証券の存続期間は5年間であり、発行日から5年後の応当日（当日が営業日でない場合は、直前の営業日）において、当該強制的買戻しの日（またはかかる日が評価日でない場合は、直前の評価日）の評価時点現在に算定される当該クラス受益証券の1口当たりの純資産価格により、強制的に買い戻される。

円投資型1310受益証券の存続期間は5年間であり、発行日から5年後の応当日（当日が営業日でない場合は、直前の営業日）（以下「5年後の応当日」という。）において、当該強制的買戻しの日（またはかかる日が評価日でない場合は、直前の評価日）の評価時点現在に算定される当該クラス受益証券の1口当たりの純資産価格により、強制的に買い戻される。

円投資型1409受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の存続期間は約5年間であり、2019年9月6日において、当該強制的買戻しの日（またはかかる日が評価日でない場合は、直前の評価日）の評価時点現在に算定される当該クラス受益証券の1口当たりの純資産価格により、強制的に買い戻される。

円投資型1411受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の存続期間は約5年間であり、2019年11月19日において、当該強制的買戻しの日（またはかかる日が評価日でない場合は、直前の評価日）の評価時点現在に算定される当該クラス受益証券の1口当たりの純資産価格により、強制的に買い戻される。

投資目的および方針

ファンドの投資目的は、債券（その派生商品を含む。）の分散されたポートフォリオに対する投資を通じて、安定した収益の獲得および長期的な資産の成長を追求することである。ポートフォリオには、先進国市場および新興国市場の米ドル建てまたは非米ドル建ての投資適格および非投資適格の債券が含まれている。

投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドの勘定で各国政府が直接発行した国債、政府機関債、国際機関債、社債、不動産担保証券（MBS）、資産担保証券（ABS）、商業不動産担保証券（CMBS）、不動産抵当証券担保債券（CMO）、債権担保証券、短期金融商品および派生商品を含む（ただし、これらに限らない。）多様な債券および他の債務証券（これらは、固定利付または変動利付のものがある。）から構成される分散されたポートフォリオに主として投資することにより、かかる投資目的の達成を追求する。

副投資運用会社がファンドの勘定で投資する債券の信用格付は、買付時において、S & PによるCCC格もしくはムーディーズによるCaa2格またはその他の有力格付機関による同等以上の格付とする。ファンドのポートフォリオの加重平均信用格付は、S & PによるA-格もしくはムーディーズによるA3格またはその他の有力格付機関による同等以上の格付とする。

投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドの投資目的を追求するため、派生商品を利用することがある。

投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドの勘定で、集団投資スキーム（ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社により運用される集団投資スキームを含むが、これに限らない。）への投資を通じて、上記のいずれかの資産クラスに対するエクスポージャーを得ることがある。

投資運用会社は、ファンドのポートフォリオの投資および再投資の運用に関する責任を、副投資運用会社に対して委託している。

投資運用会社は、随時その裁量において、他のまたは追加の投資顧問または投資運用者を選任することがある。

米ドル（ファンドの表示通貨）とファンドが投資している非米ドル建て資産の投資対象通貨との間における為替相場の変動に対してファンドが有するエクスポージャーをヘッジするため、副投資運用会社は、為替ヘッジ取引を行う。上述の為替ヘッジ取引に限らず、副投資運用会社は、ファンドにおける追加リターンの獲得を目指して、その絶対の裁量において、限定的な態様で、非米ドル通貨（非米ドル建て投資対象通貨を含むが、これに限らない。）においてその他の、または追加のロングまたはショートのポジションを一定程度採ることがある。その結果、ファンドは、個別の非米ドル通貨および／または非米ドル通貨全体に対して、ロングまたはショートのネット・ポジションを有することがある。米ドルに対するファンドのエクスポージャーは、純資産総額を超えることがある。

前段落に記載する為替取引による為替エクスポージャーを除くほか、管理会社および／またはその委託先は、為替リスクを低減させ（ただし、完全に排除するものではない。）、日本円（円投資型受益証券の表示通貨）に対する米ドル（ファンドの表示通貨）の下落から円投資型受益証券の価値を保護することを目的として為替ヘッジ取引を行う。

注記2．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

2.2 有価証券およびその他の資産への投資の評価

- （a）下記（b）が適用される集団的投資スキームの持分を除き、かつ、下記（c）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている投資対象の価格に基づくすべての計算は、関係評価時点またはその直前における当該投資対象の主要な証券取引所もしくは証券市場の最終取引価格または（最終取引価格が利用可能でない場合は）直近の利用可能な取引売呼値および直近の利用可能な取引買呼値の中間値を参照して行われるものとする。
- （b）下記（c）および（e）の規定に従い、集団的投資スキームの各持分の価格は、関係評価時点またはその直前における当該集団的投資スキームの受益証券もしくは株式の直前に発表された1口当たり純資産価格（利用可能な場合）または（同価格が利用可能でない場合は）当該受益証券もしくは株式の直前に発表された取引買呼値とするが、各場合において、当該価格は管理事務代行会社または当該集団的投資スキームのために公定価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- （c）純資産総額、取引売呼値、取引買呼値または建値が、上記（a）または（b）に規定されるとおりに利用できなかった場合、該当する投資対象の公正価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。
- （d）上記（b）が適用される集団的投資スキームの持分を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、当該投資対象の取得における支出金額（各場合において、印紙代、手数料その他の取得費用の金額を含む。）に相当する当初金額となるものとするが、ただし、管理会社は、受託会社の承認を得た上で、当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家をして再評価を行わしめることができ、かつ、受託会社の要請に基づきこれを行わしめるものとする。
- （e）上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公平な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。

2.3 外貨換算

ファンドは、米ドル建てである。受益証券のすべてのクラスは、日本円建てである。米ドル以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより米ドルに換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算にかかる未実現および実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

組入有価証券の時価評価額に起因する未実現為替差損益は、投資有価証券にかかる未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

2.4 設立費

設立費は、定額法で5年にわたり償却される。

2.5 為替先渡契約

為替先渡契約は、満期日までの残存期間に関する純資産計算書の日付現在適用される先渡レートで評価される。

2.6 先物契約

先物契約は、特定の先物契約が取引される取引所の決済価格を基準として、現金化した場合の評価額で評価される。

2.7 金利スワップおよびオプションの評価

金利スワップおよびオプションは、管理会社が管理事務代行会社と協議のうえ、適切であると判断する外部の価格提供者から受領した相場に基づき、管理会社の裁量で誠実に評価される。時価の計算は、対象当事者の信用リスク、それぞれ発行体、金利スワップ/オプションの満期および流通市場における流動性に基づいており、それには、金利スワップにかかる正味経過利息が含まれる。

2.8 クレジット・デフォルト・スワップの評価

クレジット・デフォルト・スワップは、管理会社が管理事務代行会社と協議のうえ、適切であると判断する外部の価格提供者から受領した相場に基づき、管理会社の裁量で誠実に評価される。時価の計算は、対象当事者の信用リスク、それぞれ発行体、クレジット・デフォルト・スワップの満期および流通市場における流動性に基づいており、それには、クレジット・デフォルト・スワップにかかる経過利息が含まれる。

2.9 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

2.10 受取配当金

配当金は、当該有価証券が「配当落ち」として初めて記載された日付に収益に計上される。

注記3．管理報酬および販売管理報酬

管理会社はファンドの資産から、関連する受益証券のクラスに帰属する純資産額に対して以下に定める年率の管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

円投資型1306受益証券 円投資型1310受益証券	0.63%
円投資型1409受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用） 円投資型1411受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	0.56%

さらに、管理会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.64パーセントの販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。受益者決議によって管理会社が解任され、後任の管理会社が選任される場合において、受益証券に条件付後払申込手数料（C D S C）が課された場合には、販売管理報酬は以後発生しない。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払う。投資運用会社は、副投資運用会社、およびシリーズ・トラストに関して投資運用会社の職務を遂行するよう投資運用会社により任命された委託先またはその他の者の報酬を支払う責任を負う。

注記４．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.05パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記５．保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.05パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いで支払われる。

注記６．受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.01パーセントの受託報酬（ただし最低年間報酬額は10,000米ドル）を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いで支払われる。

注記７．販売報酬

販売会社は、ファンドの資産から、関連する受益証券のクラスに帰属する純資産額に対して以下に定める年率の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いで支払われる。

円投資型1306受益証券 円投資型1310受益証券	0.30%
円投資型1409受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用） 円投資型1411受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	なし

注記８．代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、関連する受益証券のクラスに帰属する純資産額に対して以下に定める年率の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いで支払われる。

円投資型1306受益証券 円投資型1310受益証券	0.20%
円投資型1409受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用） 円投資型1411受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	なし

注記9．税金

ケイマン諸島

現行のケイマン諸島における税法に基づき、ファンドにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

その他の国々

ファンドは、その他の国々において稼得される特定の所得に対する源泉税またはその他の税金を課されることがある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券を購入、保有および買戻す際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

注記10．為替先渡契約

2014年11月30日現在、以下の為替先渡契約が未決済であった。

10.1- ポートフォリオ管理における為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 ／（評価損）
					米ドル
米ドル	1,268,115.04	インド・ルピー	78,900,000.00	2015年1月30日	(13,517.70)
米ドル	2,555,089.65	インド・ルピー	159,955,000.00	2015年1月30日	(11,628.08)
米ドル	932,475.88	インド・ルピー	58,000,000.00	2015年1月30日	(10,211.68)
米ドル	191,497.22	日本円	22,360,000.00	2015年1月30日	(2,168.64)
米ドル	1,249,015.00	ノルウェー・クローネ	8,480,000.00	2015年1月30日	(39,176.70)
米ドル	318,980.73	ノルウェー・クローネ	2,170,000.00	2015年1月30日	(9,387.68)
豪ドル	840,000.00	米ドル	721,578.23	2015年1月30日	10,847.79

豪ドル	805,000.00	米ドル	696,277.18	2015年1月30日	15,160.51
豪ドル	5,425,000.00	米ドル	4,654,501.90	2015年1月30日	64,367.80
豪ドル	4,190,000.00	米ドル	3,556,641.28	2015年1月30日	11,450.15
カナダ・ドル	470,000.00	米ドル	415,025.70	2015年1月30日	2,689.88
カナダ・ドル	850,000.00	米ドル	752,786.24	2015年1月30日	7,072.52
カナダ・ドル	580,000.00	米ドル	513,865.51	2015年1月30日	5,025.56
日本円	307,500,000.00	米ドル	2,638,743.64	2015年1月30日	35,052.22
日本円	439,660,000.00	米ドル	3,771,793.70	2015年1月30日	49,065.34
日本円	120,985,000.00	米ドル	1,038,150.32	2015年1月30日	13,735.34
日本円	113,660,000.00	米ドル	964,016.47	2015年1月30日	1,624.38
日本円	87,500,000.00	米ドル	745,448.76	2015年1月30日	4,560.96
韓国ウォン	4,077,505,000.00	米ドル	3,664,119.08	2015年1月30日	(2,428.46)
韓国ウォン	1,230,000,000.00	米ドル	1,105,498.73	2015年1月30日	(533.87)
メキシコ・ペソ	12,820,000.00	米ドル	936,397.50	2015年1月30日	10,447.90
メキシコ・ペソ	38,920,000.00	米ドル	2,849,090.44	2015年1月30日	38,017.23
ニュージーランド・ドル	1,650,000.00	米ドル	1,290,465.00	2015年1月30日	5,225.34
ニュージーランド・ドル	6,705,000.00	米ドル	5,261,034.67	2015年1月30日	38,288.02
ニュージーランド・ドル	300,000.00	米ドル	235,263.87	2015年1月30日	1,583.94
ポーランド・ズロチ	9,660,000.00	米ドル	2,870,911.51	2015年1月30日	5,434.47
ポーランド・ズロチ	3,070,000.00	米ドル	903,100.55	2015年1月30日	(7,563.47)
スウェーデン・クローナ	17,710,000.00	米ドル	2,398,155.25	2015年1月30日	23,392.56
スウェーデン・クローナ	2,820,000.00	米ドル	378,219.70	2015年1月30日	81.32
スウェーデン・クローナ	2,840,000.00	米ドル	380,180.70	2015年1月30日	(639.51)
英ポンド	3,580,000.00	米ドル	5,599,988.15	2015年1月30日	(17,110.34)
英ポンド	1,150,000.00	米ドル	1,798,476.72	2015年1月30日	(5,898.49)
ユーロ	8,110,000.00	米ドル	10,050,771.66	2015年1月30日	(40,389.72)
ユーロ	15,245,000.00	米ドル	18,966,609.40	2015年1月30日	(2,534.29)
ユーロ	13,385,000.00	米ドル	16,654,955.50	2015年1月30日	184.21

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 / (評価損)
					米ドル
ユーロ	360,000.00	米ドル	448,040.38	2015年1月30日	97.34
ユーロ	1,340,000.00	米ドル	1,676,014.25	2015年1月30日	8,670.70
ユーロ	50,000.00	米ドル	62,556.46	2015年1月30日	342.15

ポートフォリオ管理における為替先渡契約にかかる未実現純評価益合計					189,229.00
----------------------------------	--	--	--	--	------------

10.2 - 円投資型1306受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /（評価損）
					米ドル
日本円	5,226,000.00	米ドル	46,031.28	2014年12月19日	1,792.93
日本円	7,850,250.00	米ドル	68,151.04	2014年12月19日	1,698.43
日本円	1,048,800.00	米ドル	9,066.01	2014年12月19日	187.89
米ドル	29,740,957.68	日本円	3,374,852,199.00	2014年12月19日	(1,172,668.48)
円投資型1306受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための 為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計					(1,168,989.23)

10.3 - 円投資型1310受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /（評価損）
					米ドル
米ドル	25,262,006.17	日本円	2,866,603,624.00	2014年12月19日	(996,066.06)
日本円	5,190,500.00	米ドル	45,718.59	2014年12月19日	1,780.75
日本円	10,396,000.00	米ドル	90,251.67	2014年12月19日	2,249.21
日本円	519,850.00	米ドル	4,510.61	2014年12月19日	110.06
日本円	10,403,000.00	米ドル	90,514.39	2014年12月19日	2,452.64
日本円	34,346,400.00	米ドル	296,475.58	2014年12月19日	5,732.48
日本円	13,520,000.00	米ドル	114,261.86	2014年12月19日	(184.93)
日本円	20,814,000.00	米ドル	176,663.06	2014年12月19日	472.48
円投資型1310受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための 為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計					(983,453.37)

10.4 - 円投資型1409受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /（評価損）
					米ドル

米ドル	65,871,515.78	日本円	7,474,763,666.00	2014年12月19日	(2,597,275.16)
日本円	5,064,140.00	米ドル	43,775.33	2014年12月19日	907.25
円投資型1409受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計					
					(2,596,367.91)

10.5 - 円投資型1411受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益
					米ドル
米ドル	38,365,402.85	日本円	4,551,000,000.00	2014年12月19日	158,791.83
円投資型1411受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約にかかる未実現評価益合計					158,791.83

注記11．先物契約

2014年11月30日現在、以下の先物契約が未決済であった。

銘柄	通貨	満期日	契約数 買い／（売り）	契約額	未実現評価益 ／（評価損）
金利にかかる先物契約				米ドル	米ドル
AUSTR.10YT	豪ドル	2014年12月	30	2,532,217.24	67,066.04
EURO BOBL	ユーロ	2014年12月	7	1,116,972.65	1,828.53
EURO BUXL.30Y	ユーロ	2014年12月	20	3,731,700.66	101,079.32
GILT.LIFFE	英ポンド	2015年 3 月	(4)	738,983.49	(10,424.14)
JAPAN 10YR JGB	日本円	2014年12月	(3)	3,730,259.63	(13,457.47)
US T-BONDS	米ドル	2014年12月	(9)	1,290,937.50	(9,731.88)
US T-NOTES 10YR	米ドル	2014年12月	(80)	10,188,750.40	(15,922.46)
US T-NOTES 5YR	米ドル	2014年12月	(78)	9,361,218.36	(37,080.75)
US ULTRA BOND	米ドル	2015年 3 月	2	319,687.50	4,718.76
金利にかかる先物契約の契約額および未実現純評価益合計				33,010,727.43	88,075.95

注記12．オプション契約

オプションは、一方の当事者から他方当事者に売却された契約を表す金融デリバティブである。契約は、一定の期間中または特定日に、合意した価格（行使価格）で有価証券またはその他の金融商品を買う（コール）もしくは売る（プット）ための権利（義務ではない）を買い手に提供する。

2014年11月30日現在、パークレイズ・ピーエルシー（取引相手方）との間に以下の通貨契約に係るオプションが締結されていた。

通貨	銘柄	満期日	行使価格	数量	取得原価	時価
					米ドル	米ドル
米ドル	CALL OTC NOK/USD STP6.8244	2014年12月2日	6.82%	3,200,000	16,368.00	4,960.00
米ドル	PUT OTC BRL/USD STP2.7	2014年12月11日	2.70%	(1,200,000)	(6,456.00)	(900.00)
米ドル	PUT OTC NOK/USD STP6.8244	2014年12月2日	6.82%	3,200,000	16,368.00	76,608.00
米ドル	PUT OTC ZAR/USD STP11.102	2015年2月3日	11.10%	630,000	21,602.70	13,072.50
オプション合計					47,882.70	93,740.50

注記13．スワップ契約

金利スワップ契約

金利スワップとは、一方の当事者が固定金利を支払うのに対し、他方当事者が変動金利を支払う二当事者間（カウンターパーティーズ）の取り決めである。金利スワップを通じて、各当事者は、選好する金利を得るために、他方当事者と金利を交換できる。

2014年11月30日現在、ファンドは以下のスワップ契約を締結していた。

想定元本	金利スワップ	通貨	満期日	受領金利	支払金利	取引相手方	未実現評価 益／（評価 損）
							米ドル
1,200,000	IRS USD P 2.823- 3MUSD 15OCT23 BAR P	米ドル	2023年10月15日	3MUSD	2.823%	Barclays PLC	(61,374.48)
2,600,000	IRS USD P 2.728- 3MUSD 22OCT23 BAR P	米ドル	2023年10月22日	3MUSD	2.728%	Barclays PLC	(111,193.16)
3,400,000	IRS USD P 1.832- 3MUSD 10JAN19 JPM P	米ドル	2019年1月10日	3MUSD	1.832%	Citigroup Global Market LTD	(75,223.30)

16,900,000	IRS MXN 6.72- 1MXIB 02JAN24 BAR R	メキシコ・ ペソ	2024年 1 月 2 日	6.720%	1MXIB	Barclays PLC	85,086.35
42,900,000	IRS MXN 1MXIB- 4.74 10JAN17 BAR P	メキシコ・ ペソ	2017年 1 月10日	1MXIB	4.740%	Barclays PLC	(56,447.43)
6,380,000	IRS USD R 3MUSD- 0.66125 21JUL16 GS P	米ドル	2016年 7 月21日	3MUSD	0.66125%	Goldman Sachs Group	(24,117.04)
想定元本	金利スワップ	通貨	満期日	受領金利	支払金利	取引相手方	未実現評価 益 / (評価 損)
							米ドル
4,000,000	IRS BRL R 11.97- BRLCDI 02JAN17 BAR P	ブラジル・ レアル	2017年 1 月 2 日	11.970%	BRLCDI	Barclays PLC	(4,524.66)
43,500,000	IRS MXN R 6.165- 1MXIB 31OCT24 BAR R	メキシコ・ ペソ	2024年10月31日	6.165%	1MXIB	Barclays PLC	73,451.23
120,700,000	IRS MXN R 1MXIB-4.42 09NOV17 BAR P	メキシコ・ ペソ	2017年11月 9 日	1MXIB	4.420%	Barclays PLC	(46,970.02)
金利スワップにかかる未実現純評価損合計							(221,312.51)

注記14．為替レート

2014年11月30日現在、使用された米ドルに対する為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
豪ドル	1.1765	韓国ウォン	1,108.4312
ブラジル・レアル	2.5304	メキシコ・ペソ	13.7897
カナダ・ドル	1.1382	ノルウェー・クローネ	6.9940
ユーロ	0.8039	ニュージーランド・ドル	1.2759
英ポンド	0.6370	ポーランド・ズロチ	3.3613
日本円	118.1500	スウェーデン・クローナ	7.4589
インド・ルピー	61.9976		

[次へ](#)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of net assets as at November 30, 2014

Global Smart Allocation Bond Fund

(Expressed in US Dollar)

	Notes	Global Smart Allocation Bond Fund USD
Assets		
Investments		
At cost		154,676,350.54
At market value	2.2	153,725,415.16
Cash at bank		9,963,077.82
Interest receivable on bonds	2.9	1,458,883.93
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	2.5, 10	528,593.58
Unrealised appreciation on futures contracts	2.6, 11	174,692.65
Unrealised appreciation on swap contracts	2.7, 13	158,537.58
Formation expenses	2.4	130,443.81
Options purchased at market value	2.7, 12	94,640.50
Receivable on investments sold		74,849.22
Other receivable		238.66
Total assets		166,309,372.91
Liabilities		
Payable on investments purchased		5,163,503.40
Unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts	2.5, 10	4,929,383.26
Unrealised depreciation on swap contracts	2.7, 13	379,850.09
Redemptions payable		176,165.89
Unrealised depreciation on futures contracts	2.6, 11	86,616.70
Marketing fees payable	3	68,569.69
Manager fees payable	3	63,102.15
Distributor fees payable	7	25,742.04
Printing and publishing expenses payable		20,882.62
Formation expenses payable		20,077.03
Agent Company fees payable	8	17,164.12
Legal expenses payable		12,922.01
Professional expenses payable		11,008.77
Custodian fees payable	5	5,351.54
Administrator fees payable	4	5,348.69
Trustee fees payable	6	3,945.44
Options sold at market value	2.7, 12	900.00
Total liabilities		10,990,533.44

Total net assets	155,318,839.47
-------------------------	-----------------------

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of net assets as at November 30, 2014 (continued)

Global Smart Allocation Bond Fund

Net assets			
Yen Hedged Units 1306	JPY		3,401,610,150
Yen Hedged Units 1310	JPY		2,807,376,376
Yen Hedged Units 1409 (for FoF Investors)	JPY		7,551,368,352
Yen Hedged Units 1411 (for FoF Investors)	JPY		4,590,566,005
Number of units outstanding			
Yen Hedged Units 1306			321,964
Yen Hedged Units 1310			267,544
Yen Hedged Units 1409 (for FoF Investors)			7,473,950,000
Yen Hedged Units 1411 (for FoF Investors)			4,551,000,000
Net asset value per unit			
Yen Hedged Units 1306	JPY		10,565
Yen Hedged Units 1310	JPY		10,493
Yen Hedged Units 1409 (for FoF Investors)	JPY		1.0104
Yen Hedged Units 1411 (for FoF Investors)	JPY		1.0087

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended November 30, 2014
--

Global Smart Allocation Bond Fund

(Expressed in US Dollar)

	Notes	Global Smart Allocation Bond Fund USD
Income		
Interest on bonds	2.9	2,422,532.31
Other income		4,033.24
Total income		2,426,565.55
Expenses		
Marketing fees	3	505,598.16
Manager fees	3	486,044.81
Distributor fees	7	184,936.61
Interest paid on swap contracts		146,701.54

Agent Company fees	8	123,321.15
Printing and publishing expenses		39,899.40
Custodian fees	5	39,468.62
Administrator fees	4	39,437.74
Transactions fees		36,405.02
Formation expenses	2.4	32,165.16
Legal expenses		28,232.16
Professional expenses		28,067.80
Trustee fees	6	10,694.31
Safekeeping fees		10,155.25
Bank interest		213.19
Other expenses		46,865.67
Total expenses		1,758,206.59
Net investment gain		668,358.96

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended November 30, 2014 (continued)

Global Smart Allocation Bond Fund

(Expressed in US Dollar)

	Notes	Global Smart Allocation Bond Fund USD
Net investment gain		668,358.96
Net realised		
Gain on foreign exchange		845,667.61
Gain on investments		565,097.95
Gain on options		103,571.00

Gain on swap contracts	30,742.83
Loss on futures contracts	(4,222.73)
Loss on forward foreign exchange contracts	(9,559,963.35)
Net realised loss for the year	(7,350,747.73)
Net change in unrealised	
Appreciation on futures contracts	62,282.10
Appreciation on options	53,548.34
Depreciation on swap contracts	(209,962.61)
Depreciation on investments	(1,107,655.10)
Depreciation on forward foreign exchange contracts	(2,179,582.09)
Net decrease in net assets as result of operations	(10,732,117.09)
Movement in capital	
Subscriptions of units	108,872,358.13
Redemptions of units	(6,655,779.62)
Net movement in capital	102,216,578.51
Net assets at the beginning of the year	63,834,378.05
Net assets at the end of the year	155,318,839.47

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements

(As at November 30, 2014)

Global Smart Allocation Bond Fund

Note 1 - Activity and objectives

MELLON OFFSHORE FUNDS (the “Trust”) is an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated October 14, 2003 entered into between the Trustee and the Manager.

Global Smart Allocation Bond Fund (the “Series Trust”) is a separate series trust of the Trust constituted, pursuant to the Master Trust Deed and two supplemental trust deeds dated March 26, 2013 and September 1, 2014, all between CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the “Trustee”) and BNY Mellon International Management Limited (the “Manager”).

These financial statements are referring exclusively to the Series Trust.

Classes of units

At the date of these financial statements, Class Yen Hedged Units 1306, Class Yen Hedged Units 1310, Class Yen Hedged Units 1409 (for FoF Investors) and Class Yen Hedged Units 1411 (for FoF Investors) are available for issue.

Class Yen Hedged Units 1409 (for FoF Investors) and Class Yen Hedged Units 1411 (for FoF Investors) may only be subscribed for by fund of funds organised under the laws of Japan or by such other eligible investors as may be determined by the Manager.

Yen Hedged Units 1306 have a fixed five year life and will be compulsorily redeemed on the fifth anniversary of the date of their issue (or if such day is not a business day the immediately preceding business day) at a price per unit equal to the net asset value per unit of such class of Units determined as at the valuation point on the date of such compulsory redemption (or if that day is not also a valuation day on the immediately preceding valuation day).

Yen Hedged Units 1310 have a fixed five year life and will be compulsorily redeemed on the fifth anniversary of the date of their issue (or if such day is not a business day the immediately preceding business day) at a price per unit equal to the net asset value per unit of such class of Units determined as at the valuation point on the date of such compulsory redemption (or if that day is not also a valuation day on the immediately preceding valuation day).

Yen Hedged Units 1409 (for FoF Investors) have an approximately five-year life and will be compulsory redeemed on 6 September 2019 at a price per unit equal to the net asset value per unit of such class of Units determined as at the valuation point on the date of such compulsory redemption (or if that day is not also a valuation day on the immediately preceding valuation day).

Yen Hedged Units 1411 (for FoF Investors) have an approximately five-year life and will be compulsory redeemed on 19 November 2019 at a price per unit equal to the net asset value per unit of such class of Units determined as at the valuation point on the date of such compulsory redemption (or if that day is not also a valuation day on the immediately preceding valuation day).

Investment objective and policies

The investment objective of the Series Trust is to pursue stable income generation and long-term capital appreciation through investment in a diversified portfolio of fixed income securities, including derivatives thereon. The portfolio includes fixed income securities in both developed countries and emerging market countries, denominated in US dollars or non-US dollar currencies and both investment grade and non-investment grade.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at November 30, 2014)

Global Smart Allocation Bond Fund

Note 1 - Activity and objectives (continued)**Investment objective and policies (continued)**

The Investment Manager and/or its delegates seeks to achieve this investment objective by investing, for the account of the Series Trust, mainly in a diversified portfolio consisting of various fixed income bonds and other debt securities (which may be fixed or floating), including but not limited to direct obligations of sovereign governments, securities issued by government agencies, supranational bonds, corporate bonds, mortgage-backed securities, asset-backed securities, commercial mortgage-backed securities, collateralised mortgage obligations, covered bonds, money market instruments and derivative instruments.

The minimum credit rating requirement for each individual bond in which the Sub-Investment Manager invests for the Series Trust is CCC by S&P or Caa2 by Moody's or equivalent ratings by other recognised credit rating agencies at the time of purchase. The minimum weighted average credit rating requirement for the Series Trust's portfolio is A- by S&P or A3 by Moody's or equivalent ratings by other recognised credit rating agencies.

The Investment Manager and/or its delegates may utilise derivative instruments in order to pursue the Series Trust's investment objective.

The Investment Manager and/or its delegates may, for the account of the Series Trust, gain exposure to any of the above asset classes through investing in collective investment schemes including, without limitation, collective investment schemes that are managed by affiliates of The Bank of New York Mellon Corporation.

The Investment Manager has delegated to the Sub-Investment Manager its responsibility for the management of the investment and re-investment of the Series Trust's portfolio. The Investment Manager may from time to time appoint other or additional investment advisers or investment managers in its discretion.

The Sub-Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions to hedge the Series Trust's exposure to fluctuations in the currency exchange rate between US dollars (the currency in which the Series Trust is denominated) and the relevant non-US dollar currency in relation to the Series Trust's investment in non-US dollar denominated assets. Notwithstanding the foregoing, the Sub-Investment Manager may, in its absolute discretion, take other or further long or short positions in non-US dollar currencies (including, but not limited to non-US dollar Currencies of Investment) in a limited manner for the purposes of generating additional returns for the Series Trust. As a result, the Series Trust may have net long or short positions in individual non-US dollar currencies and/or in aggregate non-US dollar currencies. The Series Trust's exposure to US dollar may exceed the Net Asset Value.

Except for the currency exposure taken as a part of the currency transactions described in the paragraph above, the Manager and/or its delegates intend to use currency hedging transactions which are designed to reduce, but not eliminate, exchange-rate risk and protect the value of Yen Hedged Units from a depreciation in US dollars (the currency in which the Series Trust is denominated) against Yen (the currency in which Yen Hedged Units are denominated).

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at November 30, 2014)

Global Smart Allocation Bond Fund

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

2.2 - Valuation of investments in securities and other assets

- (a) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) applies and subject as provided in paragraph (c) below, all calculations based on the value of investments quoted, listed, traded or dealt in on any securities market are made by reference to the last traded price or (if no last traded price is available) midway between the latest available market dealing offered price and the latest available market dealing bid price on the principal stock exchange or securities market for such investments, at or immediately preceding the relevant valuation point;
- (b) Subject as provided in paragraphs (c) and (e) below, the value of each interest in any collective investment scheme shall be the last published net asset value per unit or share in such collective investment scheme (where available) or (if the same is not available) the last published bid price for such unit or share at or immediately preceding the relevant valuation point in each case as supplied by the administrator or such party which is appointed to determine and provide the official pricing information on behalf of such collective investment scheme;
- (c) If no net asset value, bid and offered prices or price quotations are available as provided in paragraphs (a) or (b) above, the fair value of the relevant investment shall be determined from time to time in such manner as the Manager shall determine;
- (d) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) above applies, the value of any investment which is not listed or ordinarily dealt in on a market shall be the initial value thereof equal to the amount expended out in the acquisition of such investment (including in each case the amount of stamp duties, commissions and other acquisition expenses), provided that the Manager may with the approval of the Trustee and shall at the request of the Trustee cause a revaluation to be made by a professional person approved by the Trustee as qualified to value such investment;
- (e) Notwithstanding the foregoing, the Manager may, with the consent of the Trustee, adjust the value of any investment or permit some other method of valuation to be used if, having regard to relevant circumstances, the Manager considers that such adjustment or use of such other method is required to reflect the fair value of the investment.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)
--

(As at November 30, 2014)

Global Smart Allocation Bond Fund

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.3 - Conversion of foreign currencies

The Series Trust is denominated in US dollars. All classes of units are denominated in Japanese Yen. Assets and liabilities expressed in other currencies than the USD are translated into USD at exchange rates ruling at the end of the year. Transactions expressed in foreign currencies are translated into USD at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Unrealised and realised gains or losses on foreign exchange translations are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the year.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in net change in unrealised on appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

2.4 - Formation expenses

Formation expenses are amortised on a straight-line basis over a period of five years.

2.5 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rates applicable at the statement of net assets date for the remaining period until maturity.

2.6 - Futures contracts

Futures contracts are valued at their liquidating value based upon the settlement price on the exchange on which the particular future contract is traded.

2.7 - Valuation of Interest Rate Swaps and Options

Interest Rate Swaps and Options are valued in the good faith discretion of the Manager based on quotations received from external price providers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator. The calculation of the market value is based on the credit risk of the reference party respectively the issuer, the maturity of the Interest Rate Swap/Option and its liquidity on the secondary market, and it includes net accrued interest payable/receivable on interest rate swaps.

2.8 - Valuation of Credit Default Swaps

Credit Default Swaps are valued in the good faith discretion of the Manager based on quotations received from external price providers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator. The calculation of the market value is based on the credit risk of the reference party respectively the issuer, the maturity of the Credit Default Swap and its liquidity on the secondary market, and it includes interest payable/receivable on credit default swaps.

Notes to the financial statements (continued)

(As at November 30, 2014)

Global Smart Allocation Bond Fund**Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.9 - Interest income**

Interest income is accrued on a daily basis.

2.10 - Dividend income

Dividends are credited to income on the date upon which the relevant securities are first listed as “ex-dividend”.

Note 3 - Manager and Marketing fees

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee per annum of the net asset value attributable to the relevant class of Units accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears as set forth in the table below:

Yen Hedged Units 1306	0.63%
Yen Hedged Units 1310	
Yen Hedged Units 1409 (for FoF Investors)	0.56%
Yen Hedged Units 1411 (for FoF Investors)	

The Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a marketing fee at the rate of 0.64% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears. The marketing fee will cease to accrue if the Manager is removed and a successor manager is designated by a Unitholders Resolution, and the contingent deferred sales charge is charged to the Units.

The Manager pays the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager is responsible for paying the fees of the Sub-Investment Manager and any of the Investment Manager's delegates or other parties appointed by the Investment Manager to perform its functions in respect of the Series Trust.

Note 4 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.05% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 5 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.05% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears plus transaction fees and expenses.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at November 30, 2014)

Global Smart Allocation Bond Fund

Note 6 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive a fee, payable out of the assets of the Series Trust, of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears subject to a minimum fee per annum of USD 10,000.

Note 7 - Distributor fee

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate per annum of the net asset value attributable to the relevant class of Units accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears as set forth in the table below:

Yen Hedged Units 1306 Yen Hedged Units 1310	0.30%
Yen Hedged Units 1409 (for FoF Investors) Yen Hedged Units 1411 (for FoF Investors)	nil

Note 8 - Agent Company fee

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of per annum of the net asset value attributable to the relevant class of Units accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears as set forth in the table below:

Yen Hedged Units 1306 Yen Hedged Units 1310	0.20%
Yen Hedged Units 1409 (for FoF Investors) Yen Hedged Units 1411 (for FoF Investors)	nil

Note 9 - Taxation

Cayman Islands

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries.

Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and redeeming units under the laws of their respective jurisdictions.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at November 30, 2014)

Global Smart Allocation Bond Fund

Note 10 - Forward foreign exchange contracts

As at November 30, 2014, the following forward foreign exchange contracts were open:

10.1- Forward foreign exchange contracts in the context of portfolio management

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
USD	1,268,115.04	INR	78,900,000.00	30/01/15	(13,517.70)
USD	2,555,089.65	INR	159,955,000.00	30/01/15	(11,628.08)
USD	932,475.88	INR	58,000,000.00	30/01/15	(10,211.68)
USD	191,497.22	JPY	22,360,000.00	30/01/15	(2,168.64)
USD	1,249,015.00	NOK	8,480,000.00	30/01/15	(39,176.70)
USD	318,980.73	NOK	2,170,000.00	30/01/15	(9,387.68)
AUD	840,000.00	USD	721,578.23	30/01/15	10,847.79
AUD	805,000.00	USD	696,277.18	30/01/15	15,160.51
AUD	5,425,000.00	USD	4,654,501.90	30/01/15	64,367.80
AUD	4,190,000.00	USD	3,556,641.28	30/01/15	11,450.15
CAD	470,000.00	USD	415,025.70	30/01/15	2,689.88
CAD	850,000.00	USD	752,786.24	30/01/15	7,072.52
CAD	580,000.00	USD	513,865.51	30/01/15	5,025.56

JPY	307,500,000.00	USD	2,638,743.64	30/01/15	35,052.22
JPY	439,660,000.00	USD	3,771,793.70	30/01/15	49,065.34
JPY	120,985,000.00	USD	1,038,150.32	30/01/15	13,735.34
JPY	113,660,000.00	USD	964,016.47	30/01/15	1,624.38
JPY	87,500,000.00	USD	745,448.76	30/01/15	4,560.96
KRW	4,077,505,000.00	USD	3,664,119.08	30/01/15	(2,428.46)
KRW	1,230,000,000.00	USD	1,105,498.73	30/01/15	(533.87)
MXN	12,820,000.00	USD	936,397.50	30/01/15	10,447.90
MXN	38,920,000.00	USD	2,849,090.44	30/01/15	38,017.23
NZD	1,650,000.00	USD	1,290,465.00	30/01/15	5,225.34
NZD	6,705,000.00	USD	5,261,034.67	30/01/15	38,288.02
NZD	300,000.00	USD	235,263.87	30/01/15	1,583.94
PLN	9,660,000.00	USD	2,870,911.51	30/01/15	5,434.47
PLN	3,070,000.00	USD	903,100.55	30/01/15	(7,563.47)
SEK	17,710,000.00	USD	2,398,155.25	30/01/15	23,392.56
SEK	2,820,000.00	USD	378,219.70	30/01/15	81.32
SEK	2,840,000.00	USD	380,180.70	30/01/15	(639.51)
GBP	3,580,000.00	USD	5,599,988.15	30/01/15	(17,110.34)
GBP	1,150,000.00	USD	1,798,476.72	30/01/15	(5,898.49)
EUR	8,110,000.00	USD	10,050,771.66	30/01/15	(40,389.72)
EUR	15,245,000.00	USD	18,966,609.40	30/01/15	(2,534.29)
EUR	13,385,000.00	USD	16,654,955.50	30/01/15	184.21
EUR	360,000.00	USD	448,040.38	30/01/15	97.34
EUR	1,340,000.00	USD	1,676,014.25	30/01/15	8,670.70
EUR	50,000.00	USD	62,556.46	30/01/15	342.15

Total net unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts in the context of portfolio management	189,229.00
---	-------------------

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at November 30, 2014)

Global Smart Allocation Bond Fund

Note 10 - Forward foreign exchange contracts (continued)

As at November 30, 2014, the following forward foreign exchange contracts were open:
(continued)

10.2- Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Class Yen Hedged Units 1306

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
JPY	5,226,000.00	USD	46,031.28	19/12/14	1,792.93
JPY	7,850,250.00	USD	68,151.04	19/12/14	1,698.43
JPY	1,048,800.00	USD	9,066.01	19/12/14	187.89
USD	29,740,957.68	JPY	3,374,852,199.00	19/12/14	(1,172,668.48)
Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Class Yen Hedged Units 1306					(1,168,989.23)

10.3- Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Class Yen Hedged Units 1310

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
USD	25,262,006.17	JPY	2,866,603,624.00	19/12/14	(996,066.06)
JPY	5,190,500.00	USD	45,718.59	19/12/14	1,780.75
JPY	10,396,000.00	USD	90,251.67	19/12/14	2,249.21
JPY	519,850.00	USD	4,510.61	19/12/14	110.06
JPY	10,403,000.00	USD	90,514.39	19/12/14	2,452.64
JPY	34,346,400.00	USD	296,475.58	19/12/14	5,732.48
JPY	13,520,000.00	USD	114,261.86	19/12/14	(184.93)
JPY	20,814,000.00	USD	176,663.06	19/12/14	472.48
Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Class Yen Hedged Units 1310					(983,453.37)

10.4- Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Class Yen Hedged Units 1409 (for FoF Investors)

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
USD	65,871,515.78	JPY	7,474,763,666.00	19/12/14	(2,597,275.16)
JPY	5,064,140.00	USD	43,775.33	19/12/14	907.25
Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Class Yen Hedged Units 1409 (for FoF Investors)					(2,596,367.91)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at November 30, 2014)

Global Smart Allocation Bond Fund

Note 10 - Forward foreign exchange contracts (continued)

As at November 30, 2014, the following forward foreign exchange contracts were open:
(continued)

10.5- Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Class Yen Hedged Units 1411 (for FoF Investors)

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation
					USD
USD	38,365,402.85	JPY	4,551,000,000.00	19/12/14	158,791.83
Total unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Class Yen Hedged Units 1411 (for FoF Investors)					158,791.83

Note 11 - Futures contracts

As at November 30, 2014, the following futures contracts were outstanding:

Description	Currency	Maturity date	Number of contracts Bought/(sold)	Commitment	Unrealised appreciation/(depreciation)
Futures contracts on interest rates				USD	USD
AUSTR.10YT	AUD	December 2014	30	2,532,217.24	67,066.04
EURO BOBL	EUR	December 2014	7	1,116,972.65	1,828.53
EURO BUXL.30Y	EUR	December 2014	20	3,731,700.66	101,079.32
GILT.LIFFE	GBP	March 2015	(4)	738,983.49	(10,424.14)
JAPAN 10YR JGB	JPY	December 2014	(3)	3,730,259.63	(13,457.47)
US T-BONDS	USD	December 2014	(9)	1,290,937.50	(9,731.88)
US T-NOTES 10YR	USD	December 2014	(80)	10,188,750.40	(15,922.46)
US T-NOTES 5YR	USD	December 2014	(78)	9,361,218.36	(37,080.75)
US ULTRA BOND	USD	March 2015	2	319,687.50	4,718.76
Total commitment and net unrealised appreciation on futures contracts on interest rates				33,010,727.43	88,075.95

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at November 30, 2014)

Global Smart Allocation Bond Fund

Note 12 - Options Contracts

An Option is a financial derivative that represents a contract sold by one party to another party. The contract offers the buyer the right, but not the obligation, to buy (call) or sell (put) a security or other financial asset at an agreed-upon price (the strike price) during a certain period of time or on a specific date.

As at November 30, 2014, the following option on currency contracts were entered, with counterparty Barclays PLC.:

Currency	Description	Maturity date	Strike price	Quantity	Cost	Market Value
					USD	USD
USD	CALL OTC NOK/USD STP6.8244	02/12/2014	6.82%	3,200,000	16,368.00	4,960.00
USD	PUT OTC BRL/USD STP2.7	11/12/2014	2.70%	(1,200,000)	(6,456.00)	(900.00)
USD	PUT OTC NOK/USD STP6.8244	02/12/2014	6.82%	3,200,000	16,368.00	76,608.00
USD	PUT OTC ZAR/USD STP11.102	03/02/2015	11.10%	630,000	21,602.70	13,072.50

Total Options	47,882.70	93,740.50
----------------------	-----------	-----------

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at November 30, 2014)

Global Smart Allocation Bond Fund

Note 13 - Swap Contracts

Interest Rate Swap contracts

An Interest Rate Swap designs an arrangement between two parties (counterparties), in which one party pays a fixed rate, while the other pays a floating rate. Through an Interest Rate Swap, each party can swap its interest rate with the other to obtain its preferred interest rate.

As at November 30, 2014, the Series Trust has entered into the following swap contracts:

Notional amount	Interest Rate Swap	Ccy	Maturity date	Interest Rate Received	Interest Rate Paid	Counterparty	Unrealised appreciation/ (depreciation)
							USD
1,200,000	IRS USD P 2.823-3MUSD 15OCT23 BAR P	USD	15/10/23	3MUSD	2.823%	Barclays PLC	(61,374.48)
2,600,000	IRS USD P 2.728-3MUSD 22OCT23 BAR P	USD	22/10/23	3MUSD	2.728%	Barclays PLC	(111,193.16)
3,400,000	IRS USD P 1.832-3MUSD 10JAN19 JPM P	USD	10/01/19	3MUSD	1.832%	Citigroup Global Market LTD	(75,223.30)
16,900,000	IRS MXN 6.72-1MXIB 02JAN24 BAR R	MXN	02/01/24	6.720%	1MXIB	Barclays PLC	85,086.35
42,900,000	IRS MXN 1MXIB-4.74 10JAN17 BAR P	MXN	10/01/17	1MXIB	4.740%	Barclays PLC	(56,447.43)
6,380,000	IRS USD R 3MUSD-0.66125 21JUL16 GS P	USD	21/07/16	3MUSD	0.66125%	Goldman Sachs Group	(24,117.04)
4,000,000	IRS BRL R 11.97-BRLCDI 02JAN17 BAR P	BRL	02/01/17	11.970%	BRLCDI	Barclays PLC	(4,524.66)
43,500,000	IRS MXN R 6.165-1MXIB 31OCT24 BAR R	MXN	31/10/24	6.165%	1MXIB	Barclays PLC	73,451.23
120,700,000	IRS MXN R 1MXIB-4.42 09NOV17 BAR P	MXN	09/11/17	1MXIB	4.420%	Barclays PLC	(46,970.02)
Total net unrealised depreciation on Interest Rate Swaps							(221,312.51)

Note 14 - Exchange rates

The exchange rates against USD used as at November 30, 2014 are as follows:

Currency	Exchange rate	Currency	Exchange rate
AUD	1.1765	KRW	1,108.4312
BRL	2.5304	MXN	13.7897
CAD	1.1382	NOK	6.9940
EUR	0.8039	NZD	1.2759
GBP	0.6370	PLN	3.3613
JPY	118.1500	SEK	7.4589
INR	61.9976		

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2016年3月末日現在)

		米ドル (. および . を除く)	円 (. を除く)
・ 資産総額		361,569,211.72	40,741,618,777
・ 負債総額		547,211.77	61,659,822
・ 純資産総額 (-)		361,021,999.95	40,679,958,954
・ 発行済口数	円投資型1306受益証券 円投資型1310受益証券	181,115口 171,358口	
・ 1口当たり純資産価格 (/)	円投資型1306受益証券 円投資型1310受益証券	10,522円 10,447円	

(注) 本表中、 . 、 . および . の数値は、円投資型1306受益証券、円投資型1310受益証券、米ドル受益証券およびファンド・オブ・ファンズ専用円投資型受益証券の資産を合計して表示したものです。

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) ファンド受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

名 称 S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り 2番

日本の受益者については、ファンド受益証券の保管を販売会社に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

(ロ) 受益者集会

受託会社は、基本信託証書の規定により要求された場合、または受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストの全ファンドの純資産総額の10分の1以上となる受益証券を保有する登録受益者により（当該議案が受益者決議の場合）もしくはファンドの受益証券の10分の1以上を保有する登録受益者により（当該議案がファンド決議の場合）書面で要請された場合、当該通知に記載される時間および場所において、適宜、全受益者またはファンドの受益者の集会を招集します。各集会について集会の場所、日時および当該集会で提案される決議の概要を記載した書面による通知は、受託会社により、全受益者の集会の場合は各受益者に対し、またはファンドの受益者の集会の場合は当該ファンドの受益者に対し、15日前までに郵送されるものとします。集会の基準日は、当該集会の招集通知に明記される日付の21日以上前とします。不注意から集会の招集通知を受益者に送付しなかった場合、または受益者がかかる通知を受け取らなかった場合でも、当該集会の議事は無効とならないものとします。受託会社または管理会社の取締役その他の授權された役員は、集会に出席し、かつ、発言することができます。

受益者決議に関する純資産総額の計算は、当該集会の直前の評価日に行われます。定足数は受益者2名としますが、受益者が1名しか存在しない場合はこの限りでなく、この場合、定足数は当該受益者1名とします。いずれの集会においても、集会の議決に付される決議は、書面で行われる投票により決定されるものとし、受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストの全ファンドの純資産総額の50%以上となる受益証券を保有する受益者により（当該議案が受益者決議の場合）または当該ファンドの受益証券口数の

過半数を保有する受益者により（当該議案がファンド決議の場合）承認された場合、投票の結果は当該集会の決議とみなされます。投票において、議決は本人または代理人により行使することができます。

文書の提供および閲覧

基本信託証書、基本信託証書の補足信託証書、管理事務代行契約、保管契約、受託会社および／または管理会社間で締結されたファンドに関するサービス提供者を選任する契約、ファンドの受益証券の販売会社を選任する契約ならびに一切の年次報告書および半期報告書の写しは、あらゆる日（土曜、日曜および祝日を除きます。）の通常の営業時間に管理事務代行会社の事務所において、無料で閲覧可能となり、かかる写しは、合理的な料金を支払った上で入手することができます。

（ハ）受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

（二）受益証券の譲渡制限の内容

各受益者は、受託会社の事前の書面による承諾に従い、管理会社との協議後、受託会社が随時承認する様式の書面により、自らが保有するいずれの受益証券についても譲渡することができます。ただし、譲受人は、譲受人の身元を証明するため、関連もしくは該当する法域における法律規定、政府その他の要件もしくは規制、または該当する時点において有効な受託会社の方針を遵守するため、その他受託会社の要請に従い、受託会社または適法に授權された受託会社の代理人が要求する情報を事前に提供するものとします。さらに、譲受人は、（a）受益証券の譲渡が適格投資家に対するものであること、（b）譲受人が専ら投資目的のために自己勘定で受益証券を取得すること、および（c）受託会社がその裁量により要求するその他の事項につき、書面で受託会社に対して表明する必要があります。

（ホ）その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第 1 【管理会社の概況】

1 【管理会社の概況】

（ 1 ）資本金の額

2015年 6 月末日現在、管理会社の資本金の額は、246,310円で、全額払込済です。管理会社の授権株式総数は、普通株式450,000株および償還可能優先株式450,000株で、発行済株式数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株です。なお、管理会社の純資産の額は、2015年 6 月末日現在、約65億円です。

最近 5 年間に資本の増減はなされていません。ただし、2007年 7 月 1 日より、資本金を含む財務書類の記帳通貨が米ドルから円に変更されました。

（ 2 ）管理会社の機構

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している法人です。2015年12月17日現在、同社の取締役会は、以下の 6 名の取締役から構成されます。

スコット・レノン	取締役
ドニ・シャムサディン	取締役
ジェーン・ケー	取締役
山口 省吾	取締役
パトリツィア・ブルツィオ	取締役
ブレンドン・ドネラン	取締役

取締役は、管理会社を代理してファンドに関する委任状を発行する権限を授権されています。

管理会社は、ファンドの管理事務を S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社に委託しており、また、投資運用業務を B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託しています。

2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるようなその他の業務を営むことを含みます。

2016年 3 月末日現在、管理会社は、以下の投資信託の管理および運用を行っています。

国別	基本的性格	本数	純資産総額（円）
ケイマン籍	オープン・エンド型 契約型投資信託	24	404,596,334,626円
合計		24	404,596,334,626円

３【管理会社の経理状況】

（１）管理会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第131条第５項本文を適用し、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日 内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）管理会社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、事業年度（自平成26年１月１日至平成26年12月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

財務諸表

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3,838,588	4,166,415
未収委託者報酬	447,075	621,789
前払販売関連費用	13,280,064	11,197,758
未収入金	1,239,048	1,008,407
流動資産計	18,804,775	16,994,370
資産合計	18,804,775	16,994,370
負債の部		
流動負債		
未払金	536,738	550,138
未払費用	1,938,923	1,848,330
流動負債計	2,475,661	2,398,468
固定負債		
長期借入金	10,718,661	8,346,868
固定負債計	10,718,661	10,745,336
負債合計	13,194,322	10,745,336
純資産の部		
株主資本		
資本金	246	246

資本剰余金		
その他資本剰余金	1,193,830	1,193,830
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,416,377	5,054,958
純資産合計	5,610,453	6,249,034
負債・純資産合計	18,804,775	16,994,370

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成25年 1 月 1 日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年 1 月 1 日 至 平成26年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	4,594,951	4,376,600
販売管理報酬等	13,004,897	7,042,323
営業収益計	17,599,848	11,418,924
営業費用		
支払手数料	3,924,277	3,764,944
販売関連費用	10,889,897	6,149,407
営業費用計	14,814,174	9,914,351
一般管理費		
事務委託費	260,516	346,848
諸経費	14,458	17,815
一般管理費計	274,974	364,663
営業利益	2,510,700	1,139,908
営業外収益		
受取利息	6,422	5,976
為替差益	25,590	-
営業外収益計	32,012	5,976
営業外費用		
支払利息	369,850	257,704
為替差損	-	4,210
営業外費用計	369,850	261,914

経常利益	2,172,861	883,970
特別損失		
前払販売関連費用追加償却費	* 1 458,490	245,388
税引前当期純利益	1,714,371	638,581
当期純利益	1,714,371	638,581

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 平成25年 1 月 1 日 至 平成25年12月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		そ の 他 資本剰余金	そ の 他 利益剰余金		
			繰越利益 剰 余 金		
当期首残高	246	1,193,830	2,702,005	3,896,081	3,896,081
当期変動額					
当期純利益			1,714,371	1,714,371	1,714,371
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	1,714,371	1,714,371	1,714,371
当期末残高	246	1,193,830	4,416,377	5,610,453	5,610,453

当事業年度（自 平成26年 1 月 1 日 至 平成26年12月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		そ の 他 資本剰余金	そ の 他 利益剰余金		
			繰越利益 剰 余 金		
当期首残高	246	1,193,830	4,416,377	5,610,453	5,610,453
当期変動額					
当期純利益			638,581	638,581	638,581
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	638,581	638,581	638,581

当期末残高	246	1,193,830	5,054,958	6,249,034	6,249,034
-------	-----	-----------	-----------	-----------	-----------

重要な会計方針

１．デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

２．前払販売関連費用の処理方法

前払販売関連費用には、受益証券販売会社に支払った販売手数料を計上しており、将来ファンドから收受する販売管理報酬及び解約時には投資家から回収する手数料（販売管理報酬等）に対応させて営業費用の販売関連費用にて計上しております。

（損益計算書関係）

前事業年度（自平成25年１月１日 至平成25年12月31日）

* １．前払販売関連費用追加償却費

前払販売関連費用の価値の減少により、将来受取キャッシュ・フローの見込額が減少したため、当該見込み額に基づき、前払販売関連費用について追加償却費を認識しております。

当事業年度（自平成26年１月１日 至平成26年12月31日）

* １．前払販売関連費用追加償却費

同上

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成25年１月１日 至平成25年12月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,000	-	-	1,000
優先株式（株）	1,000	-	-	1,000

当事業年度（自平成26年１月１日 至平成26年12月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,000	-	-	1,000
優先株式（株）	1,000	-	-	1,000

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は資産運用管理業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収入金の管理はきわめて重要であると認識しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しており、外貨建預金については、為替予約を用いて管理しております。

必要資金については銀行からの借入により調達しており、必要に応じて長期借入により資金調達する方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は分別保管されているファンドの信託財産から回収されるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。なお、営業債権のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

また、長期借入金については、金利の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

預金のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る金利の変動リスク及び為替の変動リスクにつきましては、市場の動向を継続的に把握しその抑制に努めております。預金のうち、外貨建てのものについては急激な為替変動リスクを抑制するため、短期の為替予約を用いております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成25年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
（１）現金・預金	3,838,588	3,838,588	-
（２）未収委託者報酬	447,075	447,075	-
（３）未収入金	1,239,048	1,239,048	-
資産計	5,524,711	5,524,711	-
（１）未払金	536,738	536,738	-
（２）未払費用	1,938,923	1,938,923	-
（３）長期借入金	10,718,661	10,718,661	-
負債計	13,194,322	13,194,322	-

デリバティブ取引（＊１）			
（１）ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
（２）ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

（＊１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

当事業年度（平成26年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
（１）現金・預金	4,166,415	4,166,415	-
（２）未収委託者報酬	621,789	621,789	-
（３）未収入金	1,008,407	1,008,407	-
資産計	5,796,611	5,796,611	-
（１）未払金	550,138	550,138	-
（２）未払費用	1,848,330	1,848,330	-
（３）長期借入金	8,346,868	8,346,868	-
負債計	10,745,336	10,745,336	-
デリバティブ取引（＊１）			
（１）ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
（２）ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

（＊１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資 産

（１）現金・預金、（２）未収委託者報酬、並びに（３）未収入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

（１）未払金、並びに（２）未払費用

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（３）長期借入金

長期借入金は、変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注２）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	3,838,588	-	-	-
未収委託者報酬	447,075	-	-	-
未収入金	1,239,048	-	-	-
合 計	5,524,711	-	-	-

当事業年度（平成26年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	4,166,415	-	-	-
未収委託者報酬	621,789	-	-	-
未収入金	1,008,407	-	-	-
合 計	5,796,611	-	-	-

（注３）長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成25年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	2,263,806	2,263,806	2,228,183	1,599,431	1,354,473	1,008,962
合 計	2,263,806	2,263,806	2,228,183	1,599,431	1,354,473	1,008,962

当事業年度（平成26年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	1,984,749	1,984,749	1,741,127	1,240,725	1,013,518	382,000
合 計	1,984,749	1,984,749	1,741,127	1,240,725	1,013,518	382,000

（デリバティブ取引関係）

１．取引の時価等に関する事項

通貨関連

前事業年度（平成25年12月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち １年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	イギリスポンド	588,387	-	-	-
	ＵＳドル	682,606	-	-	-
	オーストラリアドル	1,590,642	-	-	-
合計		2,861,635	-	-	-

（注）１．時価の算定方法

期末の時価は先物相場を使用しております。なお、当事業年度は期末日に為替予約を行っているため、期末日の時価は零となっております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

当事業年度（平成26年12月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち １年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	イギリスポンド	690,273	-	-	-
	ＵＳドル	892,331	-	-	-
	オーストラリアドル	2,033,456	-	-	-
合計		3,616,061	-	-	-

（注）１．時価の算定方法

期末の時価は先物相場を使用しております。なお、当事業年度は期末日に為替予約を行っているため、期末日の時価は零となっております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「管理業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成25年 1 月 1 日 至 平成25年12月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	4,594,951	13,004,897	17,599,849

２．地域ごとの情報

（１）売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自平成26年 1 月 1 日 至平成26年12月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	4,376,600	7,042,323	11,418,924

２．地域ごとの情報

（１）売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（関連当事者との取引）

１．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自平成25年１月１日 至平成25年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	ビーエヌワイ・ メロン・アセッ ト・マネジメン ト・インターナ ショナル・リミ テッド	英国 ロンドン	31.3 百万 ポンド	資産 運用 業務	なし	投資運用 委託	投資運用 委託 (注2)	31,730	未払 費用	691,021
同一の 親会社 を持つ 会社	ビーエヌワイ・ メロン・アセッ ト・マネジメン ト・ジャパン・ リミテッド	東京都 千代田区	795 百万円	資産 運用 業務	なし	投資運用 委託、 役員の兼任	投資運用 委託 (注2) 事務委託 (注4)	3,923,866 260,516	未払 費用 未払 費用	946,697 260,516
同一の 親会社 を持つ 会社	ニューヨーク メロン銀行	米国 ニュー ヨーク	1,135 百万米 ドル	銀行業	なし	預金取引	預金の預入 (純額) (注3)	1,555,936	預金	3,221,960
						資金の借入	資金の返済 (純額) (注3) 利息の支払 (注3)	4,357,676 369,850	長期 借入金	10,718,661

当事業年度（自平成26年１月１日 至平成26年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	ビーエヌワイ・ メロン・アセッ ト・マネジメン ト・インターナ ショナル・リミ テッド	英国 ロンドン	31.3 百万 ポンド	資産 運用 業務	なし	投資運用 委託	投資運用 委託 (注2)	191,367	未払 費用	881,500
同一の 親会社 を持つ 会社	ビーエヌワイ・ メロン・アセッ ト・マネジメン ト・ジャパン・ リミテッド	東京都 千代田区	795 百万円	資産 運用 業務	なし	投資運用 委託	投資運用 委託 (注2) 事務委託 (注4)	3,526,147 346,848	未払 費用 未払 費用	933,438 86,712

同一の親会社を持つ会社	ニューヨークメロン銀行	米国ニューヨーク	1,135百万米ドル	銀行業	なし	預金取引	預金の預入 (純額) (注3)	106,773	預金	3,328,733
						資金の借入	資金の返済 (純額) (注3) 利息の支払 (注3)	2,371,792 257,704	長期借入金	8,346,868

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 取引金額には、消費税等は含まれておりません。
- (2) 当該会社との投資運用契約に基づき、独立第三者間取引と同様の取引条件で計算された金額を支払っています。
- (3) 当社と関係を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。
- (4) 事務委託については、当社が提供を受ける役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション

(ニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 〔 自平成25年1月1日 至平成25年12月31日 〕	当事業年度 〔 自平成26年1月1日 至平成26年12月31日 〕
1株当たり純資産額	2,805,228円12銭	3,124,517円88銭
1株当たり当期純利益金額	857,186円05銭	319,290円58銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 〔 自平成25年1月1日 至平成25年12月31日 〕	当事業年度 〔 自平成26年1月1日 至平成26年12月31日 〕
当期純利益(千円)	1,714,371	638,581
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,714,371	638,581

期中平均株式数	2,000	2,000
うち、普通株式	1,000	1,000
うち、普通株式と同等の株 式：	1,000	1,000
優先株式		

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務書類

管理会社の経理状況において、当中間会計期間（平成27年1月1日から平成27年6月30日まで）については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という）第76条第4項本文の適用により、管理会社B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの中間財務書類を掲げております。

（１）管理会社の中間財務書類(平成27年1月1日から平成27年6月30日まで)は、中間財務諸表等規則第2条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

（２）管理会社は、当中間会計期間（平成27年1月1日から平成27年6月30日まで）の中間財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査を受けておりません。

中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

（単位：千円）

第37期中間会計期間末

（平成27年6月30日）

資産の部

流動資産

預金 4,757,807

未収委託者報酬 832,540

前払販売関連費用 10,122,151

未収入金 1,116,408

流動資産計 16,828,906

資産合計 16,828,906

負債の部

流動負債

未払費用 2,148,626

未払金 790,751

流動負債計 2,939,377

固定負債

長期借入金 7,430,572

固定負債計 7,430,572

負債合計 10,369,949

純資産の部

株主資本

資本金	246
-----	-----

資本剰余金

その他資本剰余金	1,193,830
----------	-----------

利益剰余金

その他利益剰余金

繰越利益剰余金	5,264,881
---------	-----------

純資産合計	6,458,957
-------	-----------

負債・純資産合計	16,828,906
----------	------------

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第37期中間会計期間

(自 平成27年 1 月 1 日

至 平成27年 6 月30日)

営業収益

委託者報酬	2,462,463
-------	-----------

販売管理報酬等	2,967,257
---------	-----------

営業収益計	5,429,720
-------	-----------

営業費用

支払手数料	2,179,065
-------	-----------

販売関連費用	2,601,274
--------	-----------

営業費用計	4,780,339
-------	-----------

一般管理費

事務委託費	173,424
-------	---------

諸経費	6,261
-----	-------

一般管理費計	179,685
--------	---------

営業利益	469,696
------	---------

営業外収益

受取利息	2,859
------	-------

営業外収益計	2,859
--------	-------

営業外費用

支払利息	97,582
------	--------

為替差損	59,505
営業外費用計	157,087
経常利益	315,468
特別損失	
前払販売関連費用追加償却費	105,545
税引前中間純利益	209,923
中間純利益	209,923

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第37期中間会計期間 (自 平成27年 1 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)	
株主資本	
資本金	
前期末残高	246
当中間期変動額	-
当中間期末残高	246
資本剰余金	
その他資本剰余金	
前期末残高	1,193,830
当中間期変動額	-
当中間期末残高	1,193,830
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	5,054,958
当中間期変動額	
中間純利益	209,923
当中間期変動額合計	209,923
当中間期末残高	5,264,881
株主資本合計	
前期末残高	6,249,034

当中間期変動額	
当中間純利益	209,923
当中間期変動額合計	209,923
当中間期末残高	6,458,957
純資産合計	
前期末残高	6,249,034
当中間期変動額	
中間純利益	209,923
当中間期変動額合計	209,923
当中間期末残高	6,458,957

重要な会計方針

項目	第37期中間会計期間 〔 自平成27年 1 月 1 日 至平成27年 6 月30日 〕
1. デリバティブ等の 評価基準及び評価方法	(1) 時価法
2. 前払販売関連費用の 処理方法	前払販売関連費用には、受益証券販売会社に支払った販売手数料を計上しており、将来ファンドから収受する販売管理報酬及び解約時には投資家から回収する手数料（販売管理報酬等）に対応させて営業費用の販売関連費用にて計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第37期中間会計期間 〔 至平成27年 6 月30日 〕	
1. 関係会社に対するもの	
預金	4,757,807 千円
未払費用	2,148,626 千円
長期借入金	7,430,572 千円

(損益計算書関係)

第37期中間会計期間 〔 自平成27年 1 月 1 日 至平成27年 6 月30日 〕

1．関係会社との取引に係るもの

支払手数料	2,179,065 千円
受取利息	2,859 千円
為替差損	59,505 千円
支払利息	97,582 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第37期中間会計期間（自平成27年1月1日 至平成27年6月30日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,000	-	-	1,000
優先株式（株）	1,000	-	-	1,000

（金融商品の状況に関する事項）

当事業年度（平成27年6月30日現在）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は資産運用管理業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収入金の管理はきわめて重要であると認識しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しており、外貨建預金については、為替予約を用いて管理しております。

必要資金については銀行からの借入により調達しており、必要に応じて長期借入により資金調達する方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は分別保管されているファンドの信託財産から回収されるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。なお、営業債権のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

また、長期借入金については、金利の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

預金のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る金利の変動リスク及び為替の変動リスクにつきましては、市場の動向を継続的に把握しその抑制に努めております。預金のうち、外貨建てのものについては急激な為替変動リスクを抑制するため、短期の為替予約を用いております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年６月30日における貸借対照表上計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
（１）現金・預金	4,757,807	4,757,807	-
（２）未収委託者報酬	832,540	832,540	-
（３）未収入金	1,116,408	1,116,408	-
資産計	6,706,755	6,706,755	-
（１）未払金	790,751	790,751	-
（２）未払費用	2,148,626	2,148,626	-
（３）長期借入金	7,430,572	7,430,572	-
負債計	10,369,949	10,369,949	-

（注１）金融商品の時価の算定方法

資 産

（１）現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）未収委託者報酬、（３）未収入金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

負 債

（１）未払金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

（２）未払費用

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

（３）長期借入金

長期借入金は、変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

（注２）金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	4,757,807			
未収委託者報酬	832,540			
未収入金	1,116,408			
合 計	6,706,755			

（注３）長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	1,801,219	1,739,749	1,445,343	1,278,961	886,832	278,468
合 計	1,801,219	1,739,749	1,445,343	1,278,961	886,832	278,468

（デリバティブ取引関係）

１．取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	取引の種類	第37期中間会計期間末 (平成27年6月30日)		
		契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 イギリスポンド ＵＳドル オーストラリアドル	721,003 938,258 2,066,606	- - -	- - -
合計		3,725,867	-	-

（注）１．時価の算定方法

期末の時価は先物相場を使用しております。なお、期末日に為替予約を行っているため、期末日の時価は零となっております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「管理業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当事業年度（自 平成27年 1 月 1 日 至 平成27年 6 月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	2,462,463	2,967,257	5,429,720

２．地域ごとの情報

（１）売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年 3 月27 日改正分）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年 3 月21日）を適用しております。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第37期中間会計期間	
〔 自平成27年 1 月 1 日 至平成27年 6 月30日 〕	
1 株当たり純資産額	3,229,478.50円
1 株当たり中間純利益	104,961.55円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第37期中間会計期間
	自平成27年１月１日 至平成27年６月30日
中間純利益（千円）	209,923
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	209,923
期中平均株式数	2,000
うち、普通株式	1,000
うち、普通株式と同等の株式：優先株式	1,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり 中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当ありません。

4【利害関係人との取引制限】

管理会社および受託会社、これらの持株会社、かかる持株会社の株主および子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「関係当事者」といいます。）の各々は、場合によりファンドとの利益相反を招き得る他の金融活動、投資活動その他の専門的な活動に関与することがあります。かかる活動には、他の投資信託の受託者または管理者として活動すること、および他の投資信託または他の会社の取締役、役員、アドバイザーまたは代理人として行為することが含まれます。特に、管理会社は、ファンドのそれと類似または重複する投資目的を有する他の投資信託に対する助言に関与することが予想されます。さらに、受託会社の関連会社は、ファンドに対し、管理会社に承認される条件により銀行サービスおよび金融サービスを提供することができ、この場合かかる銀行サービスおよび金融サービスの提供により得られた利益は関係当事者が保有することとなります。管理会社および受託会社は、第三者に対しファンドに提供されたものと類似するサービスを提供することができ、かかる行為により得られた利益につき説明する責任を負わないものとします。利益相反が生じた場合、管理会社または受託会社（のうち該当する方）は、これが公平に解決されることを確保する努力を行うものとします。異なる顧客（ファンドを含みます。）への投資機会の配分において、管理会社は、かかる義務につき利益相反に直面する可能性があります。ただし、管理会社は、当該状況下の投資機会が長期にわたり評価され公平に配分されることを保証します。

各ファンドは、関係当事者またはかかる者により助言もしくは管理される投資信託または投資勘定から証券を取得するか、またはこれらに対し証券を処分することができます。関係当事者（受託会社を除きます。）は、受益証券を保有し自己が適切と判断するところに従い取引を行うことができます。関係当事者は、類似の投資対象がファンドにより保有されるか否かにかかわらず、自己の勘定で投資対象を購入、保有または取引することができます。

関係当事者は、受益者との間で、または自己の証券がファンドによりもしくはその勘定で保有されている事業体との間で金融その他の取引を行うか、またはかかる取引に関与することができます。さらに、関係当事者は、該当するファンドのためであるか否かを問わず当該ファンドの勘定で行ったファンドの投資対象の売却または購入に関し、自らが取り決める手数料および利益を受領することができます。

適用ある法令に従い、

- (a) 管理事務代行会社、保管会社ならびにその各子会社、関連会社、代理人、被委譲者および関係者（各々を「関連当事者」といいます。）は、本人または代理人として、または管理事務代行会社が管理事務代行契約の当事者でなかった場合に有していた権利と同一の権利を有するその他の者として、ファンドの勘定で資産または株式を購入、保有、処分その他取引することができますが、管理事務代行会社は、かかる取引の結果自らまたは関連当事者が保有することとなった情報に関する通知により影響を受けるとはみなされず、管理会社もしくは受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うともみなされません。
- (b) 関連当事者は、同一または類似の投資対象がファンドによりもしくはその勘定で保有されるかまたは当該ファンドに係るか否かにかかわらず、自己の勘定、ファンドの勘定または自己の顧客の勘定で投資対象を購入、保有および取引ことができ、これに関与するいかなる者も、かかる取引によりまたはこれに関連し得られた利益につき説明する義務を負いません。管理事務代行会社は、かかる取引の結果自らまたは関連当事者が保有することとなった情報に関する通知により影響を受けるとはみなされず、管理会社または受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うともみなされません。
- (c) 関連当事者は、ファンドの勘定で、保管会社またはそのノミニーに対し投資対象を売却し、かかる者から投資対象を購入し、またはかかる者に対し投資対象を付与することができ、かつ、受益者、ファンド、または自己の証券がファンドによりもしくはその勘定で保有されているかまたは当該ファンドに関連する投資信託または機関の勘定で、保管会社もしくはそのノミニーとの間で金融取引、銀行取引、通貨取引またはその他の取引を行うか、またはかかる取引に関与することができますが、かかる関連当事者のいずれも、かかる取引に関し関係する当事者間の関係のみに基づき発生した利益につき

説明することを求められません。ただし、上記（ a ）乃至（ c ）に企図される取引は、関係受益者の最善の利益において対等に取り決められる通常の商業条件に基づき成立したものとして実行され、かつ、以下に従うものとします。

- （ ）独立しておりかつ認定評価を行う資格を有すると保管会社により認められた者からかかる評価を受領すること。
- （ ）該当する規則に基づく最高の条件による計画的な投資取引を実行すること。
- （ ）上記（ ）または（ ）に規定される手続が実行可能でない場合は、保管会社（保管会社が関係する取引の場合は管理会社）が、関係受益者の最善の利益において対等に取り決められる通常の商業条件に基づき成立したものとして取引が行われたと満足する条件により実行すること。
- （ d ）関連当事者は、購入者またはベンダーが当該時点で公開されていない証券取引所その他の市場において通常の方法で成立する契約に従い行われる取引を完了することができます。
- （ e ）関連当事者は、他の者の事務管理代行会社もしくは登録機関として行為することを継続するかまたはかかる行為に同意することができ、また、ファンドに対し同様のサービスを提供することなく他の顧客に対し事務管理サービスまたは登録サービスを提供することができます。
- （ f ）関連当事者は、ファンドのために、（関連当事者または当該関連当事者に課せられる銀行手数料または預金利息その他の事項に関する）通常の顧客向け銀行業務を条件として、銀行施設を提供するかまたは関連当事者をして銀行として行為し銀行施設（直物為替取引および為替予約取引を含みます。）を提供せしめることができます。関連当事者は通常利息を認めますが、これに従い、該当するファンドまたはその受益者に対し説明する義務を負うことなく、銀行としての役割に関連し自己に発生する利益を請求しこれを保有する権利を有するものとします。

5【その他】

（ 1 ）定款の変更

管理会社の定款は、株主総会の決議に従いその時々に変更されます。

（ 2 ）事業譲渡または事業譲受

当初、管理会社のすべての発行済株式は、メロン・インターナショナル・ホールディング・コーポレーション（以下「M I H C」といいます。）が保有していました。その後M I H Cは解散し、この解散に伴い、その当時M I H Cの普通株9,900株を保有していた、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社であるメロン・バンク・エヌ・エイ（以下「メロン・バンク」といいます。）は、メロン・バンク・インターナショナルに分配された一定額の現金を除くM I H Cの資産および負債をすべて引き受けました。

その後、メロン・バンクはM I H Cの解散に伴い受領した、メロン・バンクが保有する一定額の現金を除くすべての資産をメロン・オーバーク・インベストメント・コーポレーション（以下「M O I C」といいます。）に提供しました。管理会社のすべての発行済株式は、M O I Cに提供されたかかる資産に含まれていたため、管理会社はM O I Cの完全子会社となりました。

（ 3 ）出資の状況

該当はありません。

（ 4 ）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

資本金の額

2015年12月末日現在、受託会社の資本金の額は、57,077,491米ドル（約64億3,149万円）です。

事業の内容

受託会社はケイマン諸島の法律に基づき1965年に設立された信託銀行であり、銀行、信託および投資サービスを包括的に提供しています。その顧客には、ケイマン諸島だけでなく世界各地の個人、法人その他の機関が含まれます。受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2013年改訂）に基づき適法に設立され、存続しており、現在行っている自己の事業につき許可を受けています。また、受託会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンド管理者としての許可もを受けています。

（２）S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

資本金の額

2016年3月末日現在、資本金の額は、90,154,448ユーロ（約115億1,272万円）です。

（注）ユーロの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2016年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝127.70円）によります。以下、ユーロの円金額表示は、すべてこれによります。

事業の内容

S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ルクセンブルグで1974年2月14日に設立された銀行です。

（３）B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「投資運用会社」）

資本金の額

2016年3月末日現在、投資運用会社の資本金の額は7億95百万円です。

事業の内容

投資運用会社は、1998年11月に日本において設立され、金融商品取引法に基づく登録を受け、投資運用業、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を営んでいます。

（４）スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー（「副投資運用会社」）

資本金の額

副投資運用会社の資本金の額は公開されていません。なお、副投資運用会社を子会社とするザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの2015年12月末日現在における資本金の額は、380億3,700万米ドル（約4兆2,860億916万円）です。

事業の内容

副投資運用会社は、1933年に米国マサチューセッツ州において設立され、1940年米国投資顧問法に基づき、投資顧問業を営んでいます。

（５）株式会社新生銀行（「代行協会員」および「販売会社」）

資本金の額

2015年3月31日現在、資本金の額は、5,122億円です。

事業の内容

同社は、銀行および登録金融機関です。

2【関係業務の概要】

（１）C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

受託会社は、基本信託証書に基づき、ファンドに関する受託業務を行います。

（２）S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

管理事務代行会社は、ファンドに関して管理事務業務、登録および名義書換業務ならびに保管業務を行います。また、管理事務代行契約に基づき、受託会社および管理会社の監督のもと、ファンドの業務を行い、ファンドの会計記録を維持し、ファンドの純資産総額の算定を行います。

保管会社は、保管契約に定めるとおり、保管する証券の処理、評価および報告業務を行います。かかる業務には、信託および保護預り、資金管理および証券移動、ならびに月次評価といった業務が含まれます。

（３）B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「投資運用会社」）

投資運用会社は、管理会社から委託を受け、投資運用契約に基づきファンドに関する投資運用業務を行います。

（４）スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー（「副投資運用会社」）

副投資運用会社は、投資運用会社から委託を受け、副投資運用契約に基づきファンドに関する副投資運用業務を行います。

（５）株式会社新生銀行（「代行協会員」および「販売会社」）

代行協会員としての業務および受益証券の販売・買戻しに関する業務を行います。

3【資本関係】

（１）C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

該当事項はありません。

（２）S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

該当事項はありません。

（３）B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「投資運用会社」）

投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの間接的な完全子会社です。

（４）スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー（「副投資運用会社」）

副投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの子会社です。

（５）株式会社新生銀行（「代行協会員」および「販売会社」）

該当事項はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2015年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2015年10月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は11,215（2,830のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2013年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4（4）条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってC I M Aに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF 3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとC I M Aが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF 2およびMF 2 A）とともにC I M Aに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、C I M Aにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、C I M Aに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4（3）条投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

（ ）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

（ ）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（ ）投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

（A）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

（B）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の（ ）および（ ）に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をC I M Aに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の（ ）に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をC I M Aに対して届け出なければならず（MF 4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4 . 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、

例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

- 4.2 すべての規制投資信託は、C I M Aが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはC I M Aに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをC I M Aに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、C I M Aに提出しなければならない。C I M Aは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、C I M Aにより承認された監査人を通じてC I M Aに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をC I M Aに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5．投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をC I M Aに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてC I M Aに対して知らせる法的義務を遵守することである。

- 5.4 制限的投資信託管理者は、C I M Aが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登録上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。C I M Aの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条（第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、C I M Aの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にC I M Aに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはC I M Aに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 5.6 C I M Aは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはC I M Aの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6．ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2013年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。

- (c) 存続期限のある / 存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2013年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
- () 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2013年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免

許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてC I M Aによる規制・監督を受ける。

- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免除リミテッド・パートナーシップ法である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - （ ）ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - （ ）商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。

- () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
- () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2014年改訂）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
- () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
- () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（C I M A）による規制と監督

- 7.1 C I M A は、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつC I M A が特定する時までC I M A にそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がC I M A にある場合、C I M A は、その者に対して、C I M A が法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をC I M A に対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをC I M A に提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行なおうとしていると信じる合理的根拠がC I M A にある場合は、C I M A は、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

- 7.7 C I M Aは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてC I M Aを警戒させるために、C I M Aは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) C I M Aが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をC I M Aに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) C I M Aに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をC I M Aに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しC I M Aがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 C I M Aが第7.9項の行為を行った場合、C I M Aは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 C I M Aは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、C I M Aは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりC I M Aに発生した費用は、投資信託がC I M Aに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M Aから求められたときは、C I M Aの特定する投資信託に関する情報をC I M Aに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはC I M Aが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してC I M Aに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をC I M Aに対して行う。

- (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M Aが特定する情報、報告書、勧告をC I M Aに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはC I M Aの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、C I M Aは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、C I M Aは以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M Aが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、C I M Aは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 C I M Aが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でC I M Aが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 C I M Aのその他の権限に影響を与えることなく、C I M Aは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8．投資信託管理に対するC I M Aの規制および監督

- 8.1 C I M Aは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、C I M Aが特定する合理的期間内にC I M Aに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がC I M Aにある場合は、C I M Aは、その者に対して、C I M Aがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をC I M Aに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをC I M Aに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 8.6 C I M Aが以下に該当すると判断する場合には、C I M Aは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a)ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b)同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 C I M Aは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 C I M Aは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 C I M Aは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - () C I M Aに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () C I M Aの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をC I M Aに対して行うこと
 - () C I M Aの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、C I M Aに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () C I M Aから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をC I M Aに対し提出すること
 - (b) C I M Aの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) C I M Aの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) C I M Aの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてC I M Aがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること

- (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 C I M A が第8.10項による措置を執った場合、C I M A は、グランドコートに対して、C I M A が当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりC I M A に発生した費用は、管理者がC I M A に支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M A から求められたときは、C I M A の特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をC I M A に対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはC I M A が特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してC I M A に対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をC I M A に対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M A が特定する情報、報告書、推奨をC I M A に対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとC I M A が判断する場合、C I M A は、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、C I M A は以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M A が特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) C I M A は、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 C I M A が第8.16項の措置をとった場合、C I M A は、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 C I M A のその他の権限に影響を与えることなく、C I M A は、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) C I M A は、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、C I M A が第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2013年改訂）によりC I M Aによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9 . ミ ュ ー チ ュ ア ル ・ フ ァ ン ド 法 の も と で の 一 般 的 法 の 執 行

- 9.1 下記の解散の申請がC I M A以外の者によりなされた場合、C I M Aは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はC I M Aにも送付される。
- 9.3 C I M Aにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、C I M Aまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はC I M Aまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際のでない場合は、かかる記録を持ち去ってC I M Aに対して引き渡すこと
- 9.5 C I M Aが記録を持ち去ったとき、またはC I M Aに記録が引き渡されたときC I M Aはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もC I M Aがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

1 0 . C I M A に よ る ミ ュ ー チ ュ ア ル ・ フ ァ ン ド 法 上 ま た は そ の 他 の 法 律 上 の 開 示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、C I M Aは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにC I M Aに対してなされた申請。
 - (b) 投資信託に関する事柄

(c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、C I M Aがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) C I M Aがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2015年改訂）、犯罪収益に関する法律（2014年改訂）または薬物濫用法（2014年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、C I M Aにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、C I M Aは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することであっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2013年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2013年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2015年改訂）第5（3）条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2013年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。C I M Aも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。C I M Aは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。C I M Aは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1(l)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、

本規則の適用を受けることをC I M A に書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

- 14.2 C I M A が一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはC I M A が適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をC I M A に提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、C I M A に提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法（2013年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手續および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること

- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2015年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。

- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにC I M A、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でC I M Aに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問

会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。

- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィードー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。

- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってC I M Aに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もC I M Aに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報

- (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx)以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx)管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xx)保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx)投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されています。

平成27年5月29日 有価証券書報告書

平成27年8月31日 半期報告書

第5【その他】

該当事項なし。

別紙 A

定義

本書では、以下の表現は、それぞれ以下の意味を有します。

「英文目論見書」	ファンドに関する2004年6月付英文目論見書をいい、随時変更または補足されます。
「営業日」	ルクセンブルグ、ニューヨークおよび東京における銀行ならびに日本における金融商品取引業者がすべて営業を行う日（土曜日または日曜日を除きます。）またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。
「S & P」	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスをいいます。
「円」または「¥」	日本国の法定通貨をいいます。
「円投資型受益証券」	円投資型1306受益証券、円投資型1310受益証券または管理会社によって円投資型受益証券と決定されたその他の受益証券をいいます。文脈上別異に解すべき場合を除き、「円投資型受益証券」との用語は、円投資型1306受益証券、円投資型1310受益証券および管理会社によって円投資型受益証券と決定されたその他の受益証券を含みます。
「円投資型1306受益証券」	円投資型1306受益証券と指定された円建ての受益証券をいいます。
「円投資型1310受益証券」	円投資型1310受益証券と指定された円建ての受益証券をいいます。

「買付申込書」	管理会社または管理事務代行会社から入手することができる受益証券の買付申込書をいいます。
「買戻請求書」	管理会社または管理事務代行会社から入手できる買戻請求書をいいます。
「買戻日」	設定日の翌営業日に開始する各営業日またはファンドに関し管理会社が随時決定するその他の日をいいます。
「管理会社」	B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドをいいます。
「管理事務代行会社」	ファンドの管理事務代行会社としてのS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社をいいます。
「管理事務代行契約」	2013年3月26日に受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間で締結された2006年3月30日付管理事務代行契約に係る変更契約を締結することによる管理事務代行契約をいい、随時変更または補足されます。
「基本信託証書」	受託会社および管理会社間で締結されたトラストを設立する2003年10月14日付基本信託証書（随時修正または補足されるものを含みます。）をいいます。
「金融商品取引法」	日本の金融商品取引法をいいます。
「C D S C」	条件付後払申込手数料をいいます。
「受益者」	当該時点における登録された受益証券の保有者をいい、共同登録者を含みます。
「受益者決議」	受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストの全ファンドの純資産総額の50%以上となる受益証券の保有者が書面により承認した決議または受益者集会において受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストの全ファンドの純資産総額の50%以上となる受益証券を保有する受益者により可決された決議をいいます。

「受益証券」	ファンドの受益証券をいいます。文脈上別異に解すべき場合を除き、「受益証券」という表現は、すべてのクラス受益証券を含むことがあります。
「受益証券１口当たり純資産価格」	クラス受益証券に関して、当該受益証券のクラスに帰属する純資産総額を評価時に発行済の当該受益証券のクラス受益証券の口数で除して算出される額をいいます。
「受託会社」	トラストの受託者としてのC I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドをいいます。
「純資産総額」	基本信託証書に従い計算されるファンドの純資産総額をいいます。
「設定日」	円投資型1306受益証券については2013年６月21日、円投資型1310受益証券については2013年10月31日または受益証券のクラスに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。
「代行協会員」	ファンドの代行協会員としての株式会社新生銀行をいいます。
「適格投資家」	（a）以下の（ ）から（ ）に該当しない者、法人もしくは法主体をいいます。 （ ）米国の市民もしくは居住者、米国で設立されたもしくは存続するパートナーシップ、または米国法に基づき設立されたもしくは存続する法人、信託もしくはその他の法主体、（ ）ケイマン諸島に居住もしくは住所を置く者もしくは法主体（慈善信託もしくはその他の慈善団体、または免税もしくは非居住ケイマン諸島会社を除きます。）、（ ）適用法に違反することなく受益証券の購入もしくは保有が不可能である者、ならびに（ ）上記（ ）から（ ）に規定される者、法人もしくは法主体の保管者、名義人もしくは受託者、または（b）管理会社が受託会社の承諾を得てファンドについて随時特定もしくは指定するその他の者、法人もしくは法主体をいいます。
「投資対象通貨」	ファンドの投資対象が表示される通貨をいいます。
「投資運用会社」	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社をいいます。
「投資運用契約」	管理会社と投資運用会社との間で締結された2013年４月１日付投資運用契約をいいます。

「トラスト」	ケイマン諸島法に基づき設立されたオープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストであるメロン・オフショア・ファンズ（Mellon Offshore Funds）をいいます。
「販売会社」	受益証券の販売会社である株式会社新生銀行をいいます。
「評価日」	各営業日、またはファンドに関し管理会社が随時決定するその他の日をいいます。
「ファンド」	受託会社と管理会社との間の基本信託証書、2013年3月26日付補足信託証書（改訂済）に基づいて設立されたトラストのシリーズ・トラストである、世界スマート債券ファンド（Global Smart Allocation Bond Fund）をいいます。
「ファンド決議」	あるファンドの発行済受益証券口数の過半数の保有者が書面により承認した決議、または当該ファンドの受益者集会において当該ファンドの受益証券口数の過半数を保有する受益者により可決された決議をいいます。
「副投資運用会社」	スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーをいいます。
「副投資運用契約」	投資運用会社と副投資運用会社との間で2013年6月21日に締結された副投資運用契約をいいます。
「分配期間」	最初の分配期間の場合には設定日に開始し、その後については前の分配基準日の翌日に開始し、分配基準日（同日を含みます。）に終了する期間をいいます。
「分配基準日」	円投資型1306受益証券については、6月および12月の15暦日もしくは当該日が営業日ではない場合には、その直後の営業日（最初の分配基準日は、2014年6月16日でした。）をいい、円投資型1310受益証券については、4月および10月の15暦日もしくは当該日が営業日ではない場合には、その直後の営業日（最初の分配基準日は、2014年10月15日でした。）をいいます。またはファンドもしくは受益証券のいずれかのクラスに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。
「分配支払日」	各分配基準日の後4営業日目の日またはファンドもしくは受益証券のいずれかのクラスに関し管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

「米国」	アメリカ合衆国、その領土および属領をいいます。
「米ドル」 または「US\$」	米国の法定通貨であるドルをいいます。
「保管会社」	ファンドの保管会社としての資格におけるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社をいいます。
「保管契約」	2013年3月26日に受託会社と保管会社との間で締結された2006年3月30日付保管契約に係る変更契約を締結することによる保管契約をいい、随時変更または補足されます。
「ムーディーズ」	ムーディーズ・インベスター・サービス・インクをいいます。

独立監査人報告書

メロン・オフショア・ファンズの受託会社としての

C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

我々は、2015年11月30日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度に関する運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から成る注記で構成される、メロン・オフショア・ファンズのシリーズ・トラストである世界スマート債券ファンドの財務書類を監査した。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、真実かつ公正に表示された財務書類を作成すること、および、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると、経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に従って監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務書類についての重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査には、財務書類上の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実行が含まれる。選択されるこの手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類上の重大な虚偽表示リスクの評価を含む監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価において監査人は、状況に適合する監査手続を立案するため、事業体の真実かつ公正に表示された財務書類の作成に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。監査はまた、財務書類の作成に際し経営陣により採用された会計方針および行われた重要な見積の合理性についての評価と共に、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が収集した監査証拠が、我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、添付の財務書類は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、2015年11月30日現在のメロン・オフショア・ファンズのシリーズ・トラストである世界スマート債券ファンドの財政状態ならびに同日に終了した年度に関する運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示しているものと認める。

ブライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2016年3月17日

Independent Auditor ' s Report

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Mellon Offshore Funds

We have audited the accompanying financial statements of Global Smart Allocation Bond Fund, a series trust of Mellon Offshore Funds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at November 30, 2015, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management ' s Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor ' s Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor ' s judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity ' s preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity ' s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Global Smart Allocation Bond Fund, a series trust of Mellon Offshore Funds, as at November 30, 2015, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands

March 17, 2016

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人報告書

メロン・オフショア・ファンズの受託会社としての
C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

我々は、2014年11月30日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度に関する運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から成る注記で構成される、メロン・オフショア・ファンズのシリーズ・トラストである世界スマート債券ファンドの財務書類を監査した。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、真実かつ公正に表示された財務書類を作成すること、および、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると、経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に従って監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務書類についての重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査には、財務書類上の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実行が含まれる。選択されるこの手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類上の重大な虚偽表示リスクの評価を含む監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価において監査人は、状況に適合する監査手続を立案するため、事業体の真実かつ公正に表示された財務書類の作成に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。監査はまた、財務書類の作成に際し経営陣により採用された会計方針および行われた重要な見積の合理性についての評価と共に、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が収集した監査証拠が、我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、添付の財務書類は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、2014年11月30日現在のメロン・オフショア・ファンズのシリーズ・トラストである世界スマート債券ファンドの財政状態ならびに同日に終了した年度に関する運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示しているものと認める。

ブライスウォーターハウスクーパース
ケイマン諸島

2015年3月30日

Independent Auditor ' s Report

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Mellon Offshore Funds

We have audited the accompanying financial statements of Global Smart Allocation Bond Fund, a series trust of Mellon Offshore Funds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at November 30, 2014, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management ' s Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor ' s Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor ' s judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity ' s preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity ' s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Global Smart Allocation Bond Fund, a series trust of Mellon Offshore Funds, as at November 30, 2014, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands

March 30, 2015

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月30日

BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 通 教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「管理会社の経理状況」に掲げられているBNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド株式会社の平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。